

令和4年度
水産多面的機能発揮対策講習会
講習テキスト（運営編）

令和4年度 水産多面的機能発揮対策 講習テキスト

- 1 書類の書き方マニュアル …………… 1~40**
- 2 写真の撮り方マニュアル …………… 41~49**
- 3 水産多面的機能発揮対策 Q&A**
 - ①一般 …………… 51~97**
 - ②海の監視ネットワーク強化に関する事……98~112**
 - ③海の安全確保の運用に関する事 …… 113~116**

書類の書き方マニュアル

I 手続きの流れ	．．．．． 2～8
----------	-----------

II 活動を始めるために必要な手続き～申請書類～

① 市町村と協定を結ぶ	
●活動組織規約	
・役割分担整理表	．．．．． 9
・規約	．．．．． 10
・構成員一覧表	．．．．． 11
●協定書	．．．．． 12
・確認表	．．．．． 13
●活動計画	
・活動計画	．．．．． 14
・位置図	．．．．． 15
・年次計画	．．．．． 16
② 地域協議会に採択申請書を提出する	
●採択申請書	．．．．． 17
③ 交付金の交付申請をする	
●交付申請書	．．．．． 18

III 活動の記録

※以下の書類は、証拠書類として必要ですので、5年間は保存してください。（例えば、令和4年度の活動にかかる書類は、令和9年度末までは保管が必要です。）

・活動記録日誌の例	．．．．． 19
・金銭出納簿の例	．．．．． 21
・日当の領収書整理の例	．．．．． 22
・備品台帳の例	．．．．． 23
・貸出管理表の例	．．．．． 24

IV 活動の報告等～報告書類～

※毎年度報告する必要があります。

（報告の締め切りについては、市町村及び地域協議会にお問い合わせください。）

●活動の報告（市町村へ）	
・実施状況報告書（表紙）	．．．．． 25
・活動項目ごとの実施状況報告	．．．．． 26
・作業写真整理帳	．．．．． 27
・対象活動状況報告書	．．．．． 28
●活動の報告（地域協議会へ）	．．．．． 29
・年次構成員一覧表	．．．．． 30
●事業評価の報告（地域協議会へ）	
	．．． 31～40

水産多面的機能発揮対策の手続き等の流れ

1 地域の実情にあった多面的機能を生かすために何を考えるか考えます。

※作業の流れのイメージについてはp7～8別紙2,3

2 参加者を募りグループを作ります。

→ グループのイメージは p6別紙1

3 どのような活動を行うか、計画を立てます。(活動範囲が妥当なものか十分検討しましたか?)

2でつくった活動グループの規約と、3でつくった活動計画を協定書に付けます。

4 市町村と協定を結びます。(協定を締結する前に妥当な計画になっているか十分検討しましたか?)

→ 1. 手続き ① (p3)
様式: p9～p16

5 地域協議会に採択申請書を提出します。(地域協議会は採択するに当たり、妥当な計画になっているか十分検討しましたか?)

→ 1. 手続き ② (p3)
様式: p17

6 地域協議会に交付申請書を提出します。

→ 1. 手続き ③ (p3)
様式: p18

交付決定後活動スタート

7 機能発揮活動を行います。

→ 2. 活動の記録 (p4)
様式: p19～p24

毎年の活動終了後

8 実施状況報告書を提出します。実施した活動の報告をします。
→市町村及び地域協議会へ
※報告の締切日は各市町村、地域協議会におたずねください。

→ 3. 活動の報告 (p5)
様式: p25～p30

8と同時に

9 交付金の請求

→ 4. 精算 (p5)
様式: p18

10

事業評価の報告をします。自己評価を実施し、報告をします。
→地域協議会へ
※報告の締切日は、地域協議会におたずねください。

→ 5. 事業評価 (p5)
様式: p31～p35

1 活動をはじめめるために必要な手続き

水産多面的機能発揮対策交付金を使って活動をするためには、①市町村との協定、②採択申請、③交付申請の3つの手続きが必要になります。

① 規約と計画を作って市町村と協定を結びましょう。

活動組織の規約を作り、活動の計画を立てたら、対象資源のある場所や、活動を行う場所を管理する市町村と、活動を行っていくことについて協定を結びます。活動組織と市町村は、協定区域が過大なものとなっていないか、活動に関係がない区域が含まれていないか、モニタリング定点が協定区域に含まれているか等、計画の妥当性を協定の締結前に十分検討して下さい。

協定に必要な書類

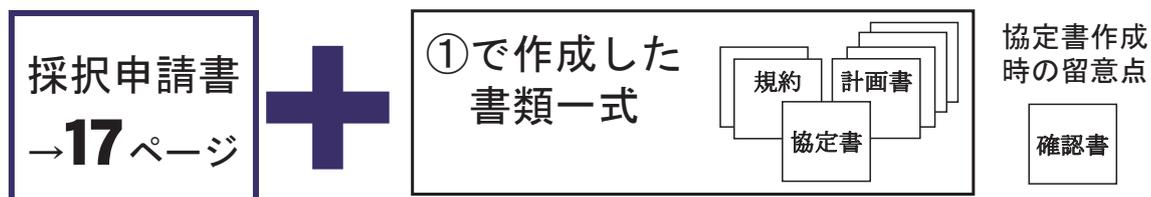
協定書に添付する書類



② 地域協議会に採択申請書を提出しましょう。

交付金を管理する地域協議会に対して、交付金を使って保全活動を行うことを認める（活動計画を採択する）よう、活動計画などを添えて各年度毎に申請します。地域協議会は、採択申請書の審査に当たっては、上記①の協定が妥当なものかどうか十分に検討して下さい。

採択申請に必要な書類



地域協議会から「採択通知」が届いたら、次は交付金をもらう手続きに入ります。

③ 地域協議会に交付金の交付申請をします。

交付金の交付を受けるためには、地域協議会に交付申請書を提出する必要があります。（交付申請）

交付申請の時期、金額については地域協議会とよく相談した上で決めるようにしてください。活動開始の時期は別途地域協議会から連絡が入ります。

交付申請に必要な書類(例)



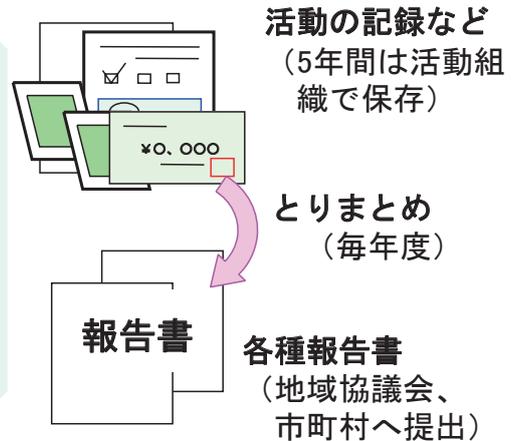
(1続き)

2 活動の記録

活動をはじめたら、毎年度毎に、活動の状況を取りまとめて報告書を作成し、市町村や地域協議会に報告する必要があります。(3活動の報告 参照)

このため、普段の活動から毎年の報告書作成に必要な書類(活動記録など)を整理しておく必要があります。

なお、これらの書類は、重要な証拠書類となりますので、5年間は保存してください。(例えば、令和3年度の活動にかかる書類は、令和8年度末までは保存が必要です。)



① 活動の実績を記録していきます。

活動を始めたら、「日時」「活動時間」「参加者数」「活動内容」「活動位置」等について、活動のたびに記録していきます。

作っておく書類

活動記録
→参考様式
19ページ

記録として残しておくもの



② 実際に活動している写真を撮影・保管します。

毎年度の報告に当たっては、1活動項目につき1枚以上の写真があれば足りませんが、活動をどのように行ったか日当などの経費が適切に使われているかについて証明する重要な資料となりますので、活動のたびに写真(集合写真(黒板・年月日・活動名称)、活動開始・途中・終わり時)を残し、後にいつ実施したものかわかるようにきちんと保管・管理します。可能な限り活動位置がわかる写真も保管して下さい。

P27及び
P41~49
写真マニュアル参照

写真の撮り忘れを防ぐため、活動ごとに記録係(写真係)を決めておくとうい良いでしょう。

また、なかなか思ったとおりの写真が撮れていないことが多いので、いろいろな角度から多めに写真を撮っておくことを心がけて下さい。

③ モニタリングの記録及び結果を整理・保管します。

モニタリングの結果は、活動後に行う自己評価に反映されるものです。第三者によるモニタリング内容の確認にも必要となる重要な資料ですので、モニタリングの結果は確実に整理・保管するようにして下さい。

④ お金(交付金)をしっかりと管理します。

金銭出納簿を作成して、交付金の出入についてすべて記録しておくとともに、交付金を支出した場合、**必ず領収書を整理し、保管**しておいてください。

なお、領収書は活動で支出した(する)ものであることを証明する書類ですので個人名は極力避け、活動組織名で受け取るようにして下さい。

作っておく書類

- ・通帳(利息の付かないもの)
- ・金銭出納簿

参考様式**21**ページ

整理・保管しておくもの



※日当の領収書例22ページに記載しています。

3 活動の報告

市町村、地域協議会にその年の活動について報告します。報告の締切は、市町村、地域協議会ごとに異なりますので、それぞれの担当者におたずねください。

① 市町村への活動報告

その年にどのような活動を行ったかについて、協定を締結した市町村に報告します。協定（活動計画）のとおり活動が行われたかどうかを協定を締結した市町村が確認しますので、どのような活動をしたかに加えて、活動したことを証明できる写真などの資料をつける必要があります。

活動の報告に必要な書類

実施状況報告書
(表紙)
→**25**ページ

報告書に添付する書類

年次実施状況報告書
→**26**ページ

写真整理帳
→**27**ページ

対象活動状況報告書
→**28**ページ

市町村から実施状況確認通知書が届きます。→②へ

② 地域協議会への活動報告

①と同様に地域協議会へも報告します。

実施状況報告書
(表紙)
→**29**ページ

報告書に添付する書類

上記①の添付書類
年次実施状況報告書
写真整理帳
対象活動状況報告書



金銭出納簿
→**21**ページ

通帳の写し
(返還済のもの)

年次構成員一覧表
→**30**ページ

4 活動費の請求

交付金の請求又は精算・返還(地域協議会へ)

活動の出来高に応じて地域協議会に交付金を請求します。
また、概算払も可能としていますが、出来高を超える請求はできません。なお、国費は実績に応じた支給となります。

交付申請書
→**18**ページ

5 事業評価の報告

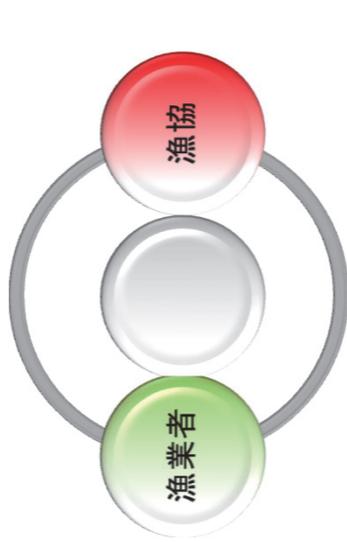
事業評価の報告
(表紙)
→**31**ページ

報告に添付する書類

自己評価表
→**32～35**ページ

活動組織は活動終了後、自己評価を行い地域協議会に報告して下さい。

活動組織のイメージ



A 活動組織



B 活動組織



C 活動組織

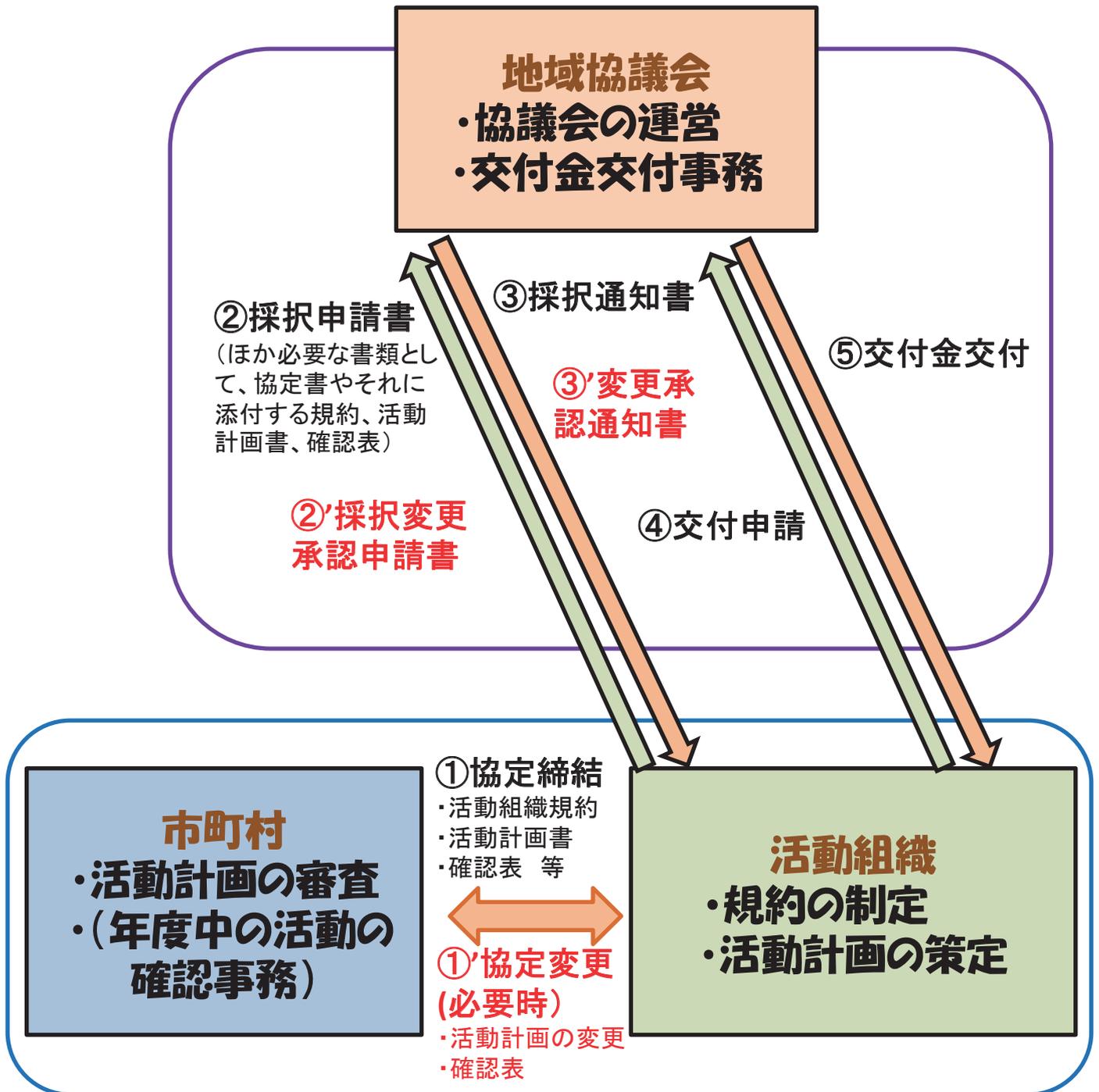


※活動組織の構成について、詳しくはP.11参照。

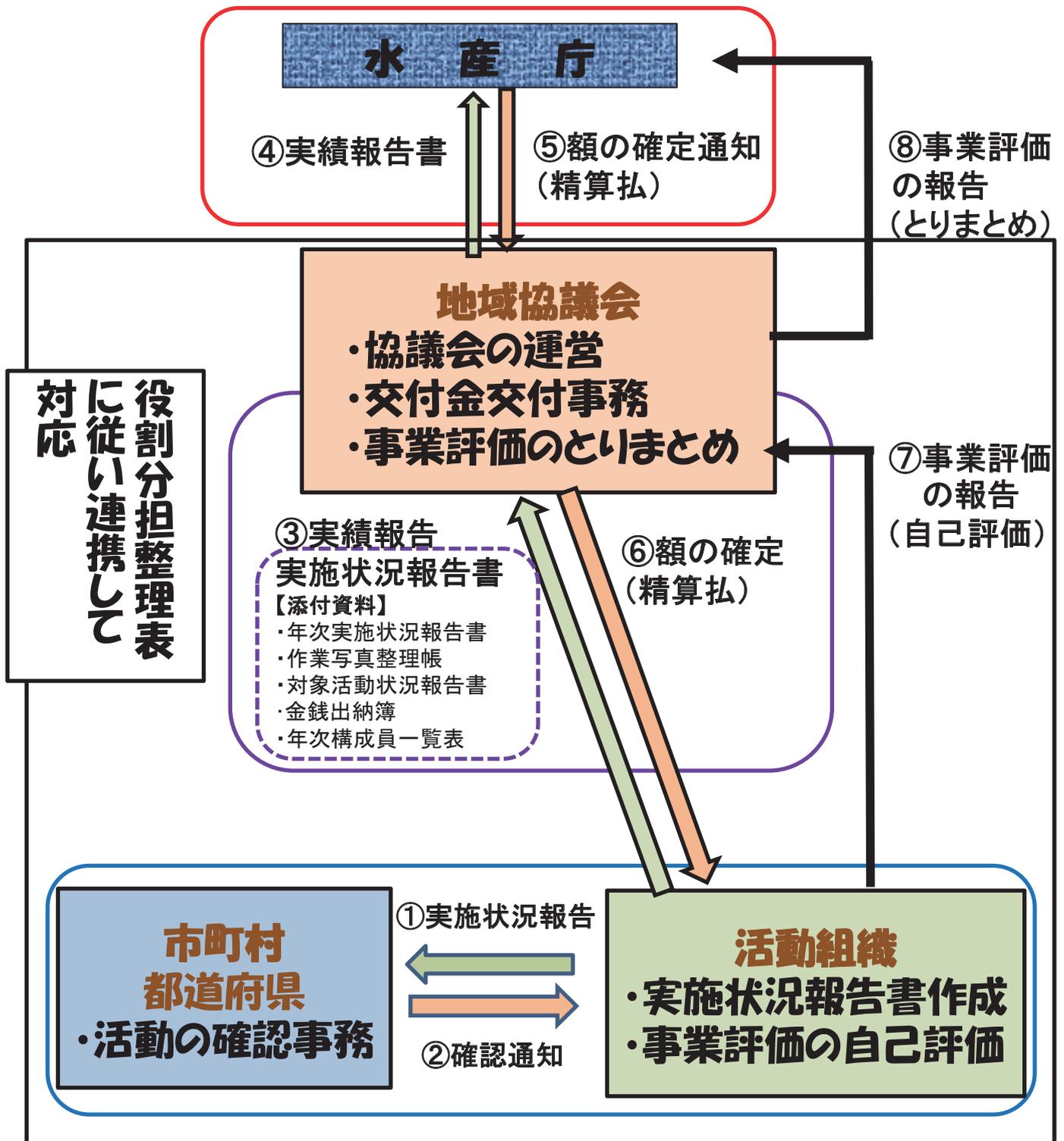
別紙2

黒：計画策定・採択申請時の手続きについて

赤：計画変更時の手続きについて



別紙3 実施状況報告・精算・事業評価の報告について



別紙4 役割分担整理表(記載例)

協定を締結・変更する際や実施状況を確認する際は、各組織の役割分担を明確にしておく必要があります。

組織 確認項目	協定当事者		地域協議会		推進事業の実施主体	
	市町村 (部署)	事務局	都道府県 (部署)	市町村 (部署)	都道府県 (部署)	市町村 (部署)
協定内容※1	◎	○	○		}	
活動状況の確認※2	↑					
・活動記録日誌		○				◎
・モニタリング 結果整理表		○			○	◎
・活動記録		○				◎
・○○○○…	○	◎				
・△△△△…	○	◎				
活動記録の保存※3						
・写真		○				◎
・モニタリング結果		○				◎
・活動記録		○				◎
・活動記録日誌		○				◎
・支出関係書類	○	◎	○	○	○	○
・金銭出納簿	○	◎	○	○	○	○
・□□□□…	◎	○				
・◇◇◇◇…	◎	○				
モニタリング結果と 自己評価表の整合性	○	◎				

作成日: 令和〇〇年〇月〇日

●本事業の諸規定における役割に従い、便宜上整理した関係から、都道府県及び市町村は重複しているものとなっているが、実際の分担表においては、単に地域協議会、都道府県、市町村として構わない。

●活動組織、地域協議会、都道府県及び市町村が連携して取り組んでいる項目についても適宜記入する。

●各組織の役割は、主(◎)と従(○)が明確になるよう記載する。

※1 活動計画、モニタリング対象生物の設定などを含む

※2 運用通知第6の9に基づく実施状況の確認だけではなく、日々の活動が適切に行われていることを確認することが重要

※3 運用通知第6の12(1)イに基づき保管が義務づけられている交付金の会計経理に係る証拠書類の他にも、日々の活動の記録を適切に保管しておくことが重要

(参考様式第5号)

活動組織の正式名称を記入します。

●●活動組織 規約

令和〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 活動組織は、第3条の構成員による、■■地域協議会が策定した地域活動指針に基づく活動を通じ、●●市▲▲地先に存する藻場及び干潟等の地域資源の維持・回復を図ることを目的とする。

協定面積を設定している場所を記載してください。（●●地域、●●市●●地先など）

活動の対象となる資源（藻場、干潟等）や、活動項目（国境・水域の監視等）を記載してください。

(構成員)

第3条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(代表等)

第4条 活動組織に、代表1名、副代表■名、書記■名、会計■名、監査役■名を置くこととする。代表役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の業務の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

「半数」、「●分の1」、「●割」など、会議成立及び議案成立のルールについて記載して下さい。なお、会議のルールは組織のメンバーで話し合っ決めてください。

(会議)

第5条 活動組織の会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 活動組織の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。
- 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 会議により決定した事項については、書面に記載するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 活動組織の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- 一 活動組織の組織運営に関すること
- 二 活動組織が実施する活動についての計画に関すること
- 三 活動組織の出納の監査に関すること
- 四 その他活動組織の目的を達成するために必要な事項
- 五

必要に応じて書き加えてください。

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

【別紙】

(添付様式5別添)

活動組織の事務所を設置している場合には事務所の所在地を代表者の住所欄に記入します。その場合には副代表以下の住所は必要ありません。

また、事務所が設定されていない場合には、代表者以下数名の連絡先（本人の住所又は所属団体の住所）を記入します。

●●活動組織 構成員一覧表

●●活動組織の構成員及び役員は以下のとおり。

役員の所属団体と役職名を記入します。

1 役員

区分	氏名	住所	備考
代表	〇〇 〇〇	●●市●●	〇〇漁業協同組合長
副代表	〇〇 〇〇	●●市××	NPO法人■■■■会長
書記	〇〇 〇〇	●●市■■■	
会計	〇〇 〇〇		〇〇漁業協同組合総務課長
監査役	〇〇		

漁業を営む個人、又は団体（漁協等）が該当します。
 個人の場合は、氏名を記入します。
 団体（漁協等）の場合は、団体名（漁協等の名称）を記入します。

2 漁業者

氏名	備考	氏名	備考
〇〇漁業協同組合	〇名（別紙名簿） 代表：組合長 ●●●●	・ ・ ・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・	
〇〇 〇〇	書記	・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・	
・ ・ ・ ・		・ ・	

漁業者（団体）として、漁協を登録する場合

備考欄には
 ・ 活動組織における役職名
 ・ 団体に所属している人が活動組織の役員となる場合は、活動組織における役職、団体における役職及び氏名
 ・ 団体を構成員として登録する場合は、当該活動に携わる人数（名簿を添付）を記入します。

3 漁業者以外

氏名	備考	氏名	備考
NPO法人■■■■	〇名（別紙名簿） 副代表：会長●●●●	〇〇 〇〇	会計：〇〇漁業協同組合総務課長
●●PTA	〇名（別紙名簿）	〇〇 〇〇	〇〇自治会
〇〇 〇〇	監査役		
〇〇 〇〇			
〇〇 〇〇			
・ ・ ・ ・			
・ ・ ・ ・			

漁業者以外の者として、漁協職員が構成員となる場合

ここに記載のある者（団体）が活動組織の構成員であり、日当を受け取ることが出来ます。ここに記載のない者（団体）には、日当は支出できませんのでご注意ください。

(参考様式第6号)

第3期対策（令和3年度～令和7年度）では、5年間で活動を行う面積を協定面積としていますので、協定期間は原則として5年間です。

水産多面的機能発揮対策事業に係る協定書

水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱に基づき、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と●●市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

行う活動を記載。

（目的）

第1条 この協定は、●●を行うことで■■を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（協定の対象となる活動）

第3条 協定の対象となる活動は、「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

（実施活動）

第4条 活動組織が実施する活動は、「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

（市の役割）

第5条 市は、協定の対象区域において、第4条に定める実施活動とは別に、次の事項を行う。

(1) ……必要に応じて記述……………

市町村が他の役割を担う場合に必要に応じて記述します。市町村に確認してください。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、活動組織と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、活動組織及び市は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

複数の市町村と協定を結ぶ場合併記可能です。ただし、変更の際は全ての市町村に協定を結び直してもらう必要があります。

令和●年●月●日

●●市●●町●●番地一●

●●活動組織

代表

● ● ● ●

印

●●市●●町●●番地一●

●●市長

● ● ● ●

印

別添資料「●●活動組織規約」

協定書を作成する際は、活動組織及び市長村の双方において、留意点に基づき点検し、協定区域等が妥当であることを確認してください。

水産多面的機能発揮対策に係る協定書を作成する際の留意点等（確認表の作成）

- 1 活動組織の代表者と活動組織が存する市町村長が締結する協定は、活動の実施から交付金の交付に至る諸手続等を実施する上で根幹となる重要なものなので、活動組織及び市町村におかれては、特に以下の留意点について確認表などにより確実に確認を行い、適正な協定となるようにしてください。

留意点	確認欄
予定協定区域と計画している活動とが整合しているか	<input checked="" type="checkbox"/>
活動が想定されない区域を含むなど協定区域が無用に広大な区域となっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>
協定区域の活動に関係のない区域は含まれていないか	<input checked="" type="checkbox"/>
モニタリング定点は予定協定区域内に設定されているか	<input checked="" type="checkbox"/>
協定書に添付が予定されている図面は協定の内容と整合しているか	<input checked="" type="checkbox"/>

なお、活動中の取組におかれては、上記に準じて、協定の内容と実際の活動が整合していることを適時、確認してください。

(確認後は、確認欄に☑してください。)

- 2 地域協議会におかれては、活動組織から採択申請書が提出された場合には、活動組織から上記確認表を徴収して、協定の内容が妥当なものかどうかの審査を行うようにしてください。

既に活動を進めている活動組織については、日頃の活動が確認表の留意事項に照らして整合していることを確認してください。

協定内容に変更が無くても活動計画に変更があるときは作成してください。

確認表は協定書と一緒に保管してください。

令和〇年〇月〇日

所在地

〇〇活動組織代表者氏名

市町村確認者

所在地

〇〇市〇〇課担当者氏名

水産多面的機能発揮対策事業に係る活動計画

令和●●年●月●日策定

活動組織

第1 協定の対象となる活動

回数とは、活動項目⑬の海難救助訓練のことです。

位置	●●市●●町地先					「位置図」のとおり
活動項目 藻場の保全	活動内容	母藻の設置	食害生物の除去 (ウニ類)	ウニの密度管理	モニタリング	「位置図」に示す範囲
	活動の面積 (ha)・回数 (回)	1.5 ha	9.5 ha	6.0 ha	9.5 ha	
	活動の面積・回数 の算定根拠	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく	
活動項目 干潟等の保全	活動内容	耕うん	稚貝等の沈着促進	機能発揮のための生物移植	モニタリング	面積については、実測によるほか、既存の図面（海図、航空写真、現存植生図等）やGISデータ等の資料より求め、根拠を明確にしてください。求め方がわからない場合、地域協議会と相談してください。
	活動の面積 (ha)・回数 (回)	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha	
	活動の面積・回数 の算定根拠	実測値	実測値	実測値	実測値	

(注) 1 ①から⑨まで及び⑪の活動項目については、活動の面積及びその算定根拠を必ず記載すること。
 2 活動項目⑧「海洋環境の把握」については、調査等の目的及び調査により得られた情報の活用方法を位置図に記載すること。

活動計画で複数の活動項目がある場合は、縦に追加してください。

<活動面積の設定>

- 環境・生態系保全
 - 5年間で環境の保全・再生のための活動を行う範囲を活動面積として設定する。
 - 面積単位はhaとする（小数点第2位まで設定可、第3位は切捨て）
- 海の安全確保
 - 1年間で監視可能な範囲を協定面積として設定する（年度ごとに監視場所が異なることは想定していない）。
 - 面積単位はkm²とする（小数点第2位まで設定可、第3位は切捨て）

第2 活動項目

年次計画のとおり。

第3 添付書面

- 位置図（添付様式6 別添1）
- 年次計画（添付様式6 別添2）

(添付様式6 別添2)

年次計画

活動組織名 ●●●活動組織

活動項目	活動内容	実施予定年度					備考
		●●●年度	●●●年度	●●●年度	●●●年度	●●●年度	
藻場の保全	母藻の設置						
	アマモの移植及び播種						
	モニタリング	● ha	● ha	● ha	● ha	● ha	定点数: ●点 対象生物: 海藻 方法: 景観被度 時期: 4月、●月～●月のうち●回
干潟等の保全	耕うん						
	稚貝等の沈着促進						
	モニタリング						
漂流、漂着物、堆積物処理	廃棄物等処理						
	モニタリング						

当該年度で実質的な活動を行う面積(活動面積)を記入します。
また、当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施して実施することはできません。

原則5年間の計画とします。

協定書の作成日又は、協定の変更日のいずれか近い日付を記入すること。

- (注)1 実施予定年度の欄には、当該年度で実質的な活動を行う面積(活動面積)を記入すること。
2 モニタリングが必須とされている①から⑦までの活動項目については、実施する活動内容のほかに定期モニタリングを記入し、備考欄に定点数、対象生物、方法及び時期を記入すること。

(参考様式第7号)

年度ごとに発出した文書が確認できる
よう番号を日付の上に付けます。
「●●会発第○○号」など

番 年 月 日 号

●●地域協議会長
○○○ 殿

所在地

●●活動組織代表者氏名
○○○

水産多面的機能発揮対策事業に係る採択申請書

水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長
官通知）の第5第5項第1号に基づき、下記のとおり水産多面的機能発揮対策事業の採択を申請す
る。

記

採択申請する交付金額は、
活動項目ごとに国庫交付金
と地方公共団体分（都道府
県費と市町村費）を合わせ
た金額です。
つまり、地域協議会を經由
して交付される額を記入し
ます。

- 1 活動組織名 ●●活動組織
- 2 協定の対象となる資源の位置 ●●市●●町地先
- 3 協定内容
 - ・協定締結年度 令和（平成）●●年度（令和●●年度更新）
 - ・協定締結市町村名 ●●市町村

4 交付金額

活動項目	活動内容名	面積等	教育・学 習の有無	交付金額
藻場の保全	母藻の設置 アマモの移植及び播種 モニタリング			円
干潟等の保全	耕うん 稚貝等の沈着促進 モニタリング			円
漂流、漂着物、堆 積物処理	廃棄物等処理 モニタリング			円
海難救助訓練	救援体制の構築			円
総 額				円

- 添付資料
- 1 活動組織規約（参考様式第5号）
 - 2 協定書（参考様式第6号）

協定面積のことです。
海難救助訓練については回数を記入
してください。

地域協議会が採択通知するにあたり、活動組織に
対して積算等の内訳を求められます。

番 年 月 号 日

●●地域協議会長
〇〇〇〇 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度水産多面的機能発揮対策事業 の交付金に係る交付申請について（第●回）

水産多面的機能発揮対策事業の業務方法書第●条に基づき、下記
のとおり水産多面的機能発揮対策事業の交付金の交付を申請する。

記

1. 交付申請額

円←

交付申請額の記入に当たっては、
地域協議会に相談してください。

既に交付された額を記入します。

- 1回目では0円
- 2回目では、1回目の交付額
- 3回目は、1回目+2回目の交付額
- 4回目は、1回目+2回目+3回目の交付額

2. 交付申請内訳

項 目	金 額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
交付申請額 ③	円
採択決定との差額 ④=①-②-③	円

地域協議会から採択通知された金額（変更承認通知された場合は変更後の金額）を記入します。

3. 振込先

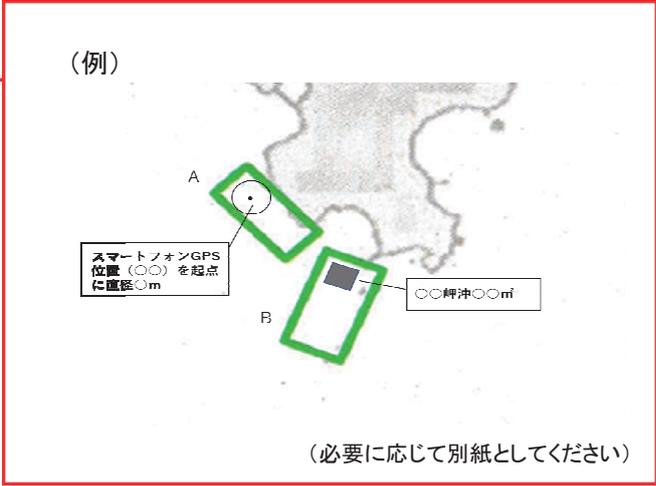
金融機関名及び店舗名 : ●●銀行△△支店
預貯金別口座番号 : 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
口座名義人 : ●●●●●
口座名義人の住所 : ●●市××町●-●

出来高（実際に活動を実施した部分）に応じて、概算払ができますが、財務省との概算払協議後に、地域協議会へお知らせします。申請の時期については地域協議会にご相談ください。

活動記録日誌

活動日時	令和●年●月●日 ●曜日 ●時 ~ ●時			
活動項目	藻場の保全			
活動場所	●●町地先			
参加者	氏名	氏名	氏名	氏名
	●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
	●● ●●	●● ●●	●● ●●	
活動内容	※活動内容、数量、場所(緯度・経度)等を記載 (洋上での活動では活動内容に応じて協定区域内における活動場所の位置を記載すること)			
	【ウニ駆除及びモニタリング】 参加者: ●名 船名: ●●丸(登録番号×××) 潜水作業(素潜り、●時間) ●名 立会人: 漁協職員(氏名)			
特記事項	(コメント)			
	コメント等を入れておき、次回の活動の参考とします。			
写真台帳番号	1	写真番号	1-①	~ 1-⑩

活動の内容・数量場所等はなるべく詳細に記載しておきましょう。



この様式はあくまで一例です。
この表の記載内容が確保できれば、どのような様式にしても構いません。
なお、活動記録は支出の有無にかかわらず記載してください。

令和●●年度 水産多面的機能発揮対策 活動記録

活動組織名：●●活動組織

実施月日	活動実施日時		総参加者数	活動参加人数				教育・学習を受けた人数	使用備船(隻)	活動項目	活動内容	協定区域における活動の位置(注)	備考
	時間帯	実施時間		漁業者	漁業者以外	ボランティア	非構成員						
6月2日	9時~10時	1.0時間	11人	8人	3人				藻場の保全・干潟等の保全・漂流、漂着物、堆積物処理	-話し合い	-	●●漁協会議室にて	
6月11日~12日	(終日)		2人	1人	1人				干潟等の保全		-	●●主催「××研修会」参加(参加者：●●●●●、▲▲▲▲)	
6月19日	8時~14.5時	6.5時間	22人	7人	3人	12人			干潟等の保全	-現状把握 -砂泥の移動防止	区域南側1/2(00m)	●●子供会より参加	
6月20日	15時~18時	3.0時間	12人	10人	2人				干潟等の保全	-計画策定、進行管理	-	●●漁協会議室にて	
6月21日	8時~11時	3.0時間	8人	6人	2人				藻場の保全	-現状把握	(緯度、経度)0度0分、△度△分、□度□分、◇度◇分に囲まれた区域	●●調査会社に一部委託	
6月30日	10時~15時	5.0時間	13人	10人	2人	1人		2隻	藻場の保全	-母藻の設置 -食害生物の除去(ウニ類)	区域北側A海域(00m)	技術指導者(●●●●●氏) ガンガゼ除去	
7月3日	10時~12時	2.0時間	15人	7人	3人	5人	15人		理解・増進を図る取組	-環境勉強会	-	●●漁協会議室にて 勉強会終了後、アンケートを実施	
7月6日	10時~15時	5.0時間	50人	15人	5人	30人			漂流、漂着物、堆積物処理	-漂流、漂着ゴミの回収	(海岸の場合)住所	ボランティアで自治会より30人参加	
7月10日	10時~15時	5.0時間	5人	3人	2人		1隻		モニタリング	-定期モニタリング	定点番号(0番)		
...	
...	
...	

構成員以外の参加者がいる場合の理由や、活動にて気づいた点などを簡潔に記入します。

事前に協定区域を分割した場合はA海域、B海域、C海域とした場合の記入例です。

構成員については「漁業者」、「漁業者以外」別に記入します。非構成員については、「ボランティア」、「それ以外」別に記入します。

活動の実施単位を概ね30分(0.5時間)単位で記入します。

(注)協定区域外の活動でないことが確認できるよう、活動の位置を記録して下さい。
例えば、スマートフォンGPS機能の活用、山立てや事前に協定区域を分割しておくなどが考えられます。

令和○○年度 水産多面的機能発揮対策 金銭出納簿
(活動項目: (例) 薬場の保全(母藻の設置、モニタリング))
(活動項目: (例) 漂流、漂着物、堆積物処理)

領収書は必ず保管しておいてください。
領収書はシートでも構いませんが、日付、店名、品
物名が記載されている必要があります。

活動組 組 名 : ●●● 活動組 組 長

日付	内容	収入 (円)	支出(円)												備考 (財産の保管場 所)												
			①日当	②謝金	③備船料	④資材費	⑤機材費	⑥リース 費	⑦交通費	⑧運搬費	⑨委託費	⑩啓券普及 費	⑪教材費	⑫施設利用 料		⑬廃棄物等 処理費	⑭種苗購入 費	⑮その他対 外事業に必 要な経費	残高 (円)	領収 書番 号	活動 実施日						
7月15日	水産多面的機能発揮対策 交付金の受取(第1回)	1,000,000															1,000,000										
0月△日	デジカメ購入(1台)					25,000											975,000	1									
0月×日	日当(モニタリング、機能発 揮活動、6,800円×11人)	74,800															900,200	2	0月0日								
0月○日	算養用品代(コピ一用紙ほ か)						1,230										898,970	3									
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
.....																										
3月31日																											
合計																											

領収書は整理番号を記入し
て保管し、その整理番号を
本欄に記入します。

領収書は必ず保管しておいてください。
領収書はシートでも構いませんが、日付、店名、品
物名が記載されている必要があります。

※金銭出納簿の様式はあくまで一例ですので、本表の記載内容が確保
され、予算の執行状況がわかるように作成してください。

収入には、地域協議会から活動組
へ交付された金額(国庫交付金、
都道府県費、市町村費)のほか、
その他の収入も言えます。

日当を支払った場合の領収書の整理の方法例

〇一人ずつ領収書を受け取る方法

領収書整理帳

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
令和〇年〇月〇日
●●●●印

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
令和〇年〇月〇日
××××印

領収書

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
令和〇年〇月〇日
〇〇〇〇印

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、

領収書一枚一枚に整理番号を記入します。

活動組織名：●●活動組織

10

12

〇活動参加者名簿を活用する例

水産多面的機能発揮対策参加者名簿

活動組織名：●●活動組織

作業（会議）日：〇月〇日
作業（会議）時間：8時30分～12時30分（4時間）
作業（会議）内容：母業の設置

確認印の欄に必ず本人から受領印又はサインをもらいます。

氏名	住所	活動区分				金額	確認印
		会議	作業	潜水	船舶		
〇〇〇〇	●●市●●		〇		〇	■、■■■円	印
●●●●	●●市▲▲		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印

（留意事項）
日当を支払った場合は必ず領収書を整理してください。
日当は必ず個人に支払う必要がありますが、個人に直接支払う場合と、団体を経由して支払う場合が想定されます。個人に支払をした場合、領収書の氏名欄は必ず個人名としてください。
なお、団体がまとめて受け取った場合、必ず団体から活動に参加した者に支払いをしたことを確認してください。日当は団体の運営費や活動に参加していない者の給料等には使用できません。

領収書の整理番号を記入します。

9

備品番号 1: デジタルカメラ貸出管理表

様式例

貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
6月30日	6月30日	モニタリングのため	〇〇 〇〇	〇〇漁協	6月30日	㊟

備品番号 1~10: ライフジャケット貸出管理表

様式例

備品番号	貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
1~5	7月20日	7月20日	海難救助訓練のため	〇〇 〇〇	〇〇漁協	7月20日	㊟

(参考様式第13号)

番 年 月 日
号

●●市長 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度 水産多面的機能発揮対策事業に係る実施状況報告書

水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第5第7項に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 添付資料
- 1 年次実施状況報告書（添付様式13-1）
 - 2 作業写真整理帳（添付様式13-2）
 - 3 対象活動状況報告書（添付様式13-3）

〈施行注意〉

市町村は当該報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適当でないと判断した場合には、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

(添付様式13-1)
令和〇〇年度 年次実施状況報告書
活動組織名 **〇〇活動組織**

市町村担当者は、どのようにして確認したかを、「現場確認」、「書類確認」の欄に印(し)をつけてください。

活動項目	活動内容	協定面積	活動面積	活動時期	活動した構成員人数 (延べ人数)	活動したボランティア の人数 (延べ人数)	教育・学習を受けた 人数 (延べ人数)	使用備船 (延べ 隻数)	活動目標(成果)・活 動内容を具体的に 記入	市町村確認欄	
										現場確認	書類確認
薬場の保全	母薬の設置			〇月～〇月					別紙のとおり		
	アマモの移植及び播種	Oha	Oha	〇月～〇月							
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
干潟等の保全	耕うん			〇月～〇月					別紙のとおり		
	稚貝等の沈着促進	Oha	Oha	〇月～〇月					別紙のとおり		
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
漂流・漂着物・ 堆積物処理	廃棄物等処理	Oha	Oha	〇月～〇月					別紙のとおり		
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
海難救助訓練	訓練	〇回	〇回	〇月・〇月					別紙のとおり		
理解・増進を 図る取組											

〈活動組織検証欄〉
当該年度は、計画どおりの活動であったのか、活動は適正に行われたのかなどを記載。
担当者氏名

〈市長村検証欄〉
市町村担当者は協定を結んだ活動組織が作成した計画が妥当であるか否か、また計画に基づき適正に活動が行われているか確認した旨を記載。
担当者氏名

(注) 市町村は、実施計画書に基づき、活動項目(活動内容)ごとに事業が適正に行われていることを確認し、市町村確認欄にその結果を記入すること。また、添付様式13-2及び添付様式13-3により書類確認を行うとともに、必要に応じて活動組織における現場確認を行うこと。

(添付様式13-2)

No 1

作業写真整理帳

活動組織名: ■■活動組織

写真番号は活動組織で整理しやすい番号をつけてください。

写真番号 1

- ・写真は一般のカメラ、デジタルカメラで撮影したもので構いません。また最近ではタブレット、スマートフォンなどでも撮影できますが、写真が不鮮明にならないようにしてください。
- ・写真の添付枚数は、各活動項目に対し一連の活動がわかる枚数でお願いします。
- ・日当を支払う人数がわかるよう、集合写真は必ず添付してください。

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●公民館
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (話し合い)
備考	

写真番号 2

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (現状把握)
備考	

写真番号 3

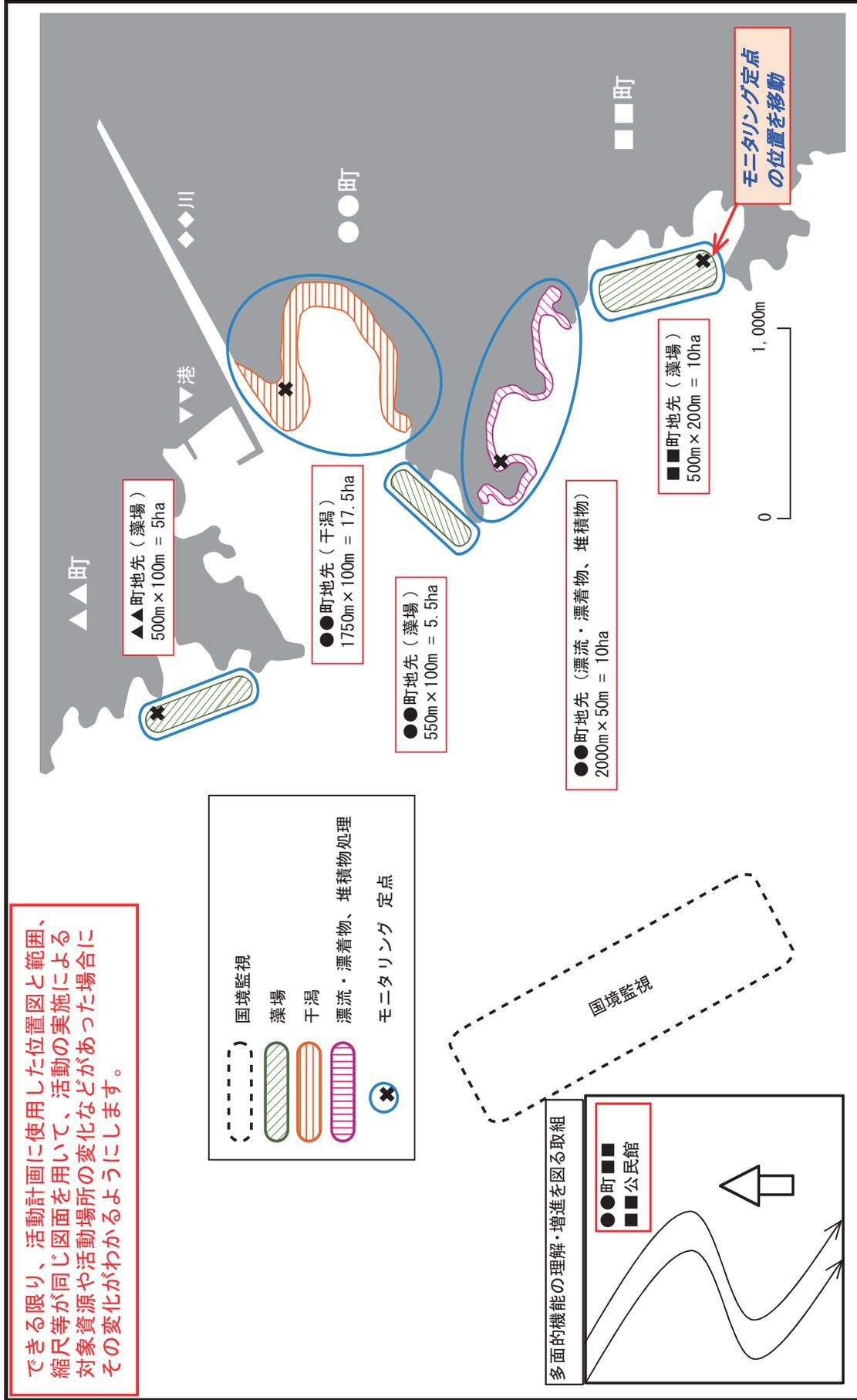
写真の順序は、活動項目順でも、日付順でも構いませんが、複数の活動項目を同時に実施した場合は、活動項目ごとの実施状況がわかるように整理してください。

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (母藻の設置)
備考	

令和●●年度 対象活動状況報告書

活動組織名

できる限り、活動計画に使用した位置図と範囲、縮尺等が同じ図面を用いて、活動の実施による対象資源や活動場所の変化などがあつた場合にその変化がわかるようにします。



(記載上の注意)

- ・活動項目毎に活動する範囲を記載するとともに、当該範囲にて行う活動項目を記載すること。
- ・定期モニタリングの定点の場所を記入すること。

(参考様式第15号)

番 年 月 日

●●地域協議会会長
●● 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度 水産多面的機能発揮対策事業に係る実施状況報告書

水産多面的機能発揮対策事業に係る活動を行ったので、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第5第8項第2号に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

年次計画実施状況報告書

添付資料	1 年次実施状況報告書	(添付様式13-1)	(原本)
	2 作業写真整理帳	(添付様式13-2)	
	3 対象活動状況報告書	(添付様式13-3)	
	4 年次構成員一覧表	(添付様式15-1)	
	5 支払経費の内訳等		

(添付様式15-1)

令和〇〇年度 年次構成員一覧表

活動組織名 _____

1 漁業者

氏名	備考

氏名	備考

2 漁業者以外

氏名	備考

氏名	備考

(注1)「漁業者」とは、漁業を営む個人又は団体。漁業従事者も含まれる。

(注2) 漁業者の備考欄には、漁業従事者の所属団体名を記入すること。

(注3)「年次実施状況報告書」提出時には、構成員のうち実際に活動に携わった者及び団体名を記入する。なお団体名の記入の際は、実際に活動した人数を備考欄に記載すること。

活動組織の構成員の人数や、その内訳として「漁業者」、「漁業者以外」の人数もわかるように記入してください。

(参考様式第16号)

番 年 月 日
号

●●地域協議会会長
●● 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
○○○○

令和●●年度における水産多面的機能発揮対策事業に係る事業評価
の報告について

水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25
水港第125号水産庁長官通知）第8第2項第1号に基づき、令和●●年度にお
ける事業評価について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

活動組織の自己評価表（添付様式16）

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成してください。

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にしてください。

添付様式16

自己評価表
(環境・生態系保全)

令和〇〇年度

都道府県名: ●●県

活動組織名: ■■活動組織

添付様式16別紙の活動項目①~⑦から選択

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動項目ごとに対象生物が定められています。モニタリングの手引書を参考にしてください。

活動項目: ①藻場の保全	成果指標: 対象水域における生物量の増加	目標値: 対象生物量の5%以上増加
対象生物: アマモ(被度: %)	(各活動項目で設定)	
前年度(又は開始時)の対象生物量等(a): 20	本年度実績の対象生物量等(b): 22	
成果実績((本年度実績の対象生物量等(b)/前年度(又は開始時)の対象生物量等(a)-1)×100)(%)		10%
協定面積(ha): 20	本年度の活動面積(ha): 4	
本年度活動した人数(延べ)A: 150	Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ): 50	
Aのうち構成員の人数(延べ): 100	*1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人	

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
成果目標	前年度より対象生物が5%以上増加	5点	5	0.4	2
	前年度より対象生物が3%以上5%未満増加	4点			
	前年度より対象生物が1%以上3%未満増加	3点			
	前年度より対象生物が0%以上1%未満増加	2点			
	前年度より対象生物が減少した	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	7	0.3	0.3
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					3.2

本年度は成果目標を達成したため、5点を記入。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようと検討したが、技術的な問題があり導入できなかったため、3点を記入。

【①成果実績が目標値を下回ったときはその理由、②次年度に向けた改善策及び③適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

達成度が対象生物量の5%以上増加の目標値を上回った場合は、①と②は記載不要ですが、③については適宜記入してください。

事業初年度等で、前年度のデータが無い場合は、初年度に取得したデータを入力してください。またその旨①に記入。

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成してください。

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にしてください。

添付様式16

自己評価表
(海の安全確保)

令和〇〇年度

都道府県名: ●●県

添付様式16別紙の活動項目⑪~⑬で、成果指標はそれらに対応します。

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動組織名: ■■活動組織

活動項目: ⑬海難救助訓練	成果指標: 海難救助に参加した件数の増加	目標値: 対応件数の増加	
前年度(又は開始時)の件数(a):	3	本年度の件数(b):	4
成果実績((本年度の件数(b) / 前年度の件数(a) - 1) × 100) (%)		33%	
本年度活動した人数(延べ)A:	50	Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ):	5
Aのうち構成員の人数(延べ):	45	*1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人	

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
成果目標	本年度の実績が前年度より5%以上増加	5点	5	0.4	2
	本年度の実績が前年度より3%以上5%未満増加	4点			
	本年度の実績が前年度より1%以上3%未満増加	3点			
	本年度の実績が前年度より0%以上1%未満増加	2点			
	本年度の実績が前年度を下回った	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.3	1.5
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					4.4

本年度は成果目標を達成したため、5点を記入。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようと検討したが、技術的な問題があり導入できなかったため、3点を記入。

【①成果実績が目標値を下回ったときはその理由、②次年度に向けた改善策及び③適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

【目標値を下回った場合】

(例) 本年度は、①海難事故の発生が少なかったため目標を下回ったが、②次年度も海難事故発生に備え、引き続き訓練を行い、③救命講習の実技を計画的に受講させています。

事業初年度等で、前年度のデータが無い場合は、初年度に取得したデータを入力してください。またその旨①に記入。

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成してください。

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にしてください。

添付様式16

自己評価表
(多面的機能の理解・増進を図る取組)

令和〇〇年度

都道府県名: ●●県

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動組織名: ■■活動組織

教育・学習の目的(必須):	
教育・学習の内容(必須):	
教育・学習を計上した活動項目:	
前年度の理解度:	75
本年度の理解度:	80
指導者(対象活動を学び、単独で第三者に対し講習できる者)	
前年度の指導者数:	
本年度の指導者数:	
本年度活動した人数(延べ)A:	50
Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ):	5
Aのうち構成員の人数(延べ):	45
*1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人	

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
理解度	受講者の理解度が、80%以上	5点	5	0.4	2
	受講者の理解度が、60%以上80%未満	4点			
	受講者の理解度が、40%以上60%未満	3点			
	受講者の理解度が、20%以上40%未満	2点			
	受講者の理解度が、0%以上20%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外的人数5%以上)	5点	5	0.3	1.5
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外的人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外的人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外的人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					4.4

実施要領の運用の別表3にあるとおり、教育・学習を行った場合は受講者の理解度を把握しなければなりません。アンケート等により理解した人が80%以上は5点を記入します。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようとしたが、検討にとどまる場合は、3点を記入。

【①次年度に向けた改善策及び②適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

①について本年度の理解度が80%未満の場合は、記入してください。②については、適宜記入してください。

自己評価表の記載要領

ア 自己評価表は、各活動組織ごと、活動項目ごとに作成してください。

イ 活動項目及び成果指標については、下表に基づき記載してください。

支援メニュー	活動項目	成果指標
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全	対象水域における生物量の増加
	② サンゴ礁の保全	
	③ 魚介類の放流	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む)	
	⑤ ヨシ帯の保全	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
2 海の安全確保	⑪ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船または環境異変の通報件数の増加
	⑫ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	
	⑬ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	海難救助に参加した件数の増加

ウ 自己評価表は、モニタリング結果と整合するようして下さい。なお、モニタリング結果はいつでも確認できるように保存して下さい。

エ (ア) 1 環境・生態系保全については、各活動項目の対象生物を記載の上、「前年度(又は開始時)の対象生物の量」、及び「本年度実績の対象生物の量」を記入して下さい。

(イ) 2 海の安全確保については、各活動項目の成果指標に基づき「前年度の件数」及び「本年度の件数」を記入して下さい。

オ 環境・生態系保全、海の安全確保及びその他の活動について、それぞれ「本年度活動した人数(延べ)」及び「その人数のうちボランティアの人数(延べ)」を記載して下さい。

カ 項目(成果目標、組織体制及び横展開)ごとに評価の視点のうち最も適切な配点を選択し、点数欄に点数を記載して下さい。

キ 項目毎の評価点を求めて下さい。

ク 成果実績が目標値を下回ったときはその理由、次年度へ向けた改善方策及び適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい(必須)。

ケ 活動終了後、確定した事業評価を翌年度の4月10日までに地域協議会に報告して下さい。

活動項目別の実施できる活動内容

支援メニュー	活動項目		活動内容
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全		母藻の設置
			海藻の種苗生産
			海藻の種苗投入
			アマモの移植及び播種
			食害生物の除去(ウニ類)
			食害生物の除去(魚類)
			保護区域の設定
			ウニの密度管理
			栄養塩類の供給
			岩盤清掃
			流域における植林
			浮遊・堆積物の除去
			その他特認活動
			モニタリング
	② サンゴ礁の保全		サンゴの種苗生産
			サンゴの移植
			食害生物の除去
			保護区域の設定
			浮遊・堆積物の除去
			その他特認活動
			モニタリング
③ 魚介類の放流		生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流	
		モニタリング	

支援メニュー	活動項目	活動内容	
1 環境・生態系保全	④ 干潟等の保全	砂泥の移動防止	
		客土	
		耕うん	
		死殻の除去	
		機能低下を招く生物の除去(腹足類)	
		機能低下を招く生物の除去(魚類)	
		機能低下を招く生物の除去(節足類)	
		機能低下を招く生物の除去(その他)	
		保護区域の設定	
		稚貝等の沈着促進	
		稚貝の密度管理	
		機能発揮のための生物移植	
		流域における植林	
		浮遊・堆積物の除去	
		その他特認活動	
	モニタリング		
	⑤ ヨシ帯の保全	ヨシ帯の刈取り・間引き	ヨシの移植
		競合植物の管理	保護柵の設置
		保護区域の設定	保護区域の設定
		浮遊・堆積物の除去	浮遊・堆積物の除去
その他特認活動		その他特認活動	
モニタリング		モニタリング	
⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	河川や湖沼内の水草等の駆除や清掃等の活動	河川や湖沼内の水草等の駆除や清掃等の活動	
	モニタリング	モニタリング	
⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理	漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理	
	モニタリング	モニタリング	
⑧ 海洋環境の把握		都道府県知事が漁場の環境異変等の情報を収集するために必要と認める海洋環境調査等	
⑨ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動		都道府県知事が地域の特性を配慮して認定する環境・生態系保全を行うために必要と認める活動	
⑩ ①～⑧の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用		①～⑧の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の有効利用のための技術開発、食材加工又は販路開拓に向けた活動	

支援メニュー	活動項目		活動内容
2 海の安全確保	⑪	国境・水域の監視 (監視に必要な費用)	(国境の監視) 監視・連絡のための体制の構築
			(水域の監視) 国民の財産である海洋生物の保全
	⑫	海の監視ネットワーク強化 (監視・情報集約に必要な費用)	(海の監視ネットワーク強化) 監視ネットワーク強化のための海上監視・情報収集
	⑬	海難救助訓練 (訓練に必要な費用)	(海難救助訓練) 非常時の通信手段の確保支援、救援体制の構築
	⑭	国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネットワーク強化(⑫)、海難救助訓練(⑬)の活動と一体的に行う資機材等の整備	無線機器類の整備・設置(陸上・海上とのネットワークが構築できるような機器を選定)
受信体制整備			
機器整備(救命索、担架等)			
⑮多面的機能の理解・増進を図る取組			上記1、2の活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組

I 活動に係る交付単価表

支援メニュー	活動項目	単位	国の交付単価 又は交付率等 (※4)	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交付 単価	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交付 単価(特定有人 国境離島地域)	内容等
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全	円/ha	336,000 (280,000)	480,000	420,000	
	② サンゴ礁の保全	円/ha	75,600 (63,000)	108,000	94,500	
	③ 魚介類の放流	円/ha	504,000 (420,000)	720,000	630,000	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む)	円/ha	134,400 (112,000)	192,000	168,000	
	⑤ ヨシ帯の保全	円/ha	525,000 (437,500)	750,000	656,250	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす 内水面の生態系の維持・保全・ 改善	円/ha	84,000 (70,000)	120,000	105,000	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、 漂着物、堆積物処理	円/ha	336,000 (280,000)	480,000	420,000	
	⑧ 海洋環境の把握	式	—	—	—	1式当たりの上限は12回(日)
	⑨ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進 に資する活動	式・円	840,000 (700,000)	1,200,000	1,050,000	
	⑩ ①～⑧の活動により生じた廃棄 物(食害魚介類・藻類)の利活用	式・円	672,000 (560,000)	960,000	840,000	技術開発費
式・円		672,000 (560,000)	960,000	840,000	食材加工費	
式・円		336,000 (280,000)	480,000	420,000	販路開拓経費	
2 海の安全確保	⑪ 国境・水域の監視 (監視に必要な費用)	円/Km ²	120,000 (100,000)	120,000	120,000	国費の上限額は8,000千円
	⑫ 海の監視ネットワーク強化 (監視・情報集約に必要な費用)	円/隻・日	2,000	2,000	2,000	海上
		円/回・日	1,700	1,700	1,700	陸上
	⑬ 海難救助訓練 (訓練に必要な費用)	円/回	240,000 (200,000)	240,000	240,000	1回当たり参加する構成員が15人以上30 人未満
		円/回	480,000 (400,000)	480,000	480,000	1回当たり参加する構成員が30人以上60 人未満
円/回		960,000 (800,000)	960,000	960,000	1回当たり参加する構成員が60人以上	
⑭ 国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネ 트워크強化(⑫)、海難救助訓練(⑬) の活動と一体的に行う資機材等の整 備	交付率	1/2以内			国費の上限額は1式(設置費込)当たり 200千円	

※1 上記の①から⑧まで(④の活動項目を除く。)の各活動項目の単価には、モニタリング費が含まれる。

※2 ⑧、⑨、⑩、⑭の活動項目について、単独の実施はできない。

※3 「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域における活動については、「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価(特定有人国境離島地域)」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。)

ただし、以下の要件に該当する災害であって水産庁長官が別に定めるものにより被災した場合であって、速やかに環境・生態系保全の活動項目のいずれかを実施しなければその地域の主要生物資源が死滅するおそれがあるため、当該活動を緊急的に実施することが必要なときは、この限りでない。

(災害の要件)

波浪(うねり及び津波を含む。)、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害であって、原則として次の条件に該当するものを除くものとする。

ア 最大風速15メートル未満の風により発生した災害

イ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波による災害で、被災の程度が比較的軽微と認められるもの

ウ 最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害

ただし、次の場合を除くものとする。

(ア) 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合

(イ) 河川において警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の5割程度の水位)以上の出水による場合

(ウ) 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

II 多面的機能の理解・増進を図る取組の取扱い

・ 多面的機能の理解・増進を図る取組とは、上記①から③までの活動(⑧及び⑫の活動を除く。)の活動と併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組をいう。

・ 多面的機能の理解・増進を図る取組を実施しない場合は、上記①から③(⑧及び⑫の活動を除く。)の活動に基づき算出した交付単価に5/6乗じた額を上限として交付する。【表内 ※4】

交付金の交付対象となる活動項目の要件

支援メニュー	活動項目		要件
1 環境・生態系保全	①	藻場の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	②	サンゴ礁の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	③	魚介類の放流	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	④	干潟等の保全(浅場を含む。)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑤	ヨシ帯の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑥	環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑦	海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑧	海洋環境の把握	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。 ・各都道府県等からの助言を受けて適切な計画を策定するものとする。
	⑨	③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
	⑩	①から⑦までの活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式(食害魚介類・藻類の1種類)までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
2 海の安全確保	⑪	国境・水域の監視(監視に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1日当たりの1隻に支払う金額の上限は、29,200円(ただし、監視員1名分の金額を含むことから、監視員を乗せない場合は22,400円)までとする。
	⑫	海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・当該活動項目は海上と陸上の取組の組み合わせであるため、当該活動は陸上単独では実施できない。
	⑬	海難救助訓練(訓練に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・訓練実施回数は、年間2回までとする。
	⑭	国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネットワーク強化(⑫)、海難救助訓練(⑬)の活動と一体的に行う資機材等の整備	・実施に当たっては国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネットワーク強化(⑫)、海難救助訓練(⑬)と合わせて実施すること。 ・無線機器類及び受信体制整備については、1回限りとする。 (本事業において、これまでに整備した船等に再度整備することはできない。)
	⑮多面的機能の理解・増進を図る取組		・活動内容は、①から⑬まで(⑧及び⑫の活動を除く。)の多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)とすること。 ・活動の対象者を特定することとする。 ・座学による講義等を実施することとする。 ・活動後、対象者の理解度を把握することとする。 (活動の対象者は、できる限り1回当たり10人以上が望ましい。)

※1 ①、②及び④から⑦までの活動項目に係る要件は、別表2の※3のただし書に規定する場合にあつては適用しない。

写真の撮り方マニュアル

I	活動記録としての写真撮影	・・・・・・・・ 4 2
II	写真の撮影時の留意点	・・・・・・・・ 4 3
III	一回あたりの写真撮影の流れ（例）	・・・・・・・・ 4 7
IV	写真の保存・管理	・・・・・・・・ 4 8
V	作業写真整理帳の作成	・・・・・・・・ 4 9

1. 活動記録としての写真撮影

水産多面的機能発揮対策は「活動」に対して支援を行うため、「活動」の記録を残しておく必要があります。

活動を実施した記録として重要なものの一つが作業状況の写真です。このため、活動を行った際には必ず写真を残すようにします。

▼ 活動をするときは必ず記録写真を撮る

写真は、作業日報にあわせ、作業日、活動項目ごとに保全活動等の実施中や完了後の様子などを撮影します。

▼ 作業写真整理帳の作成

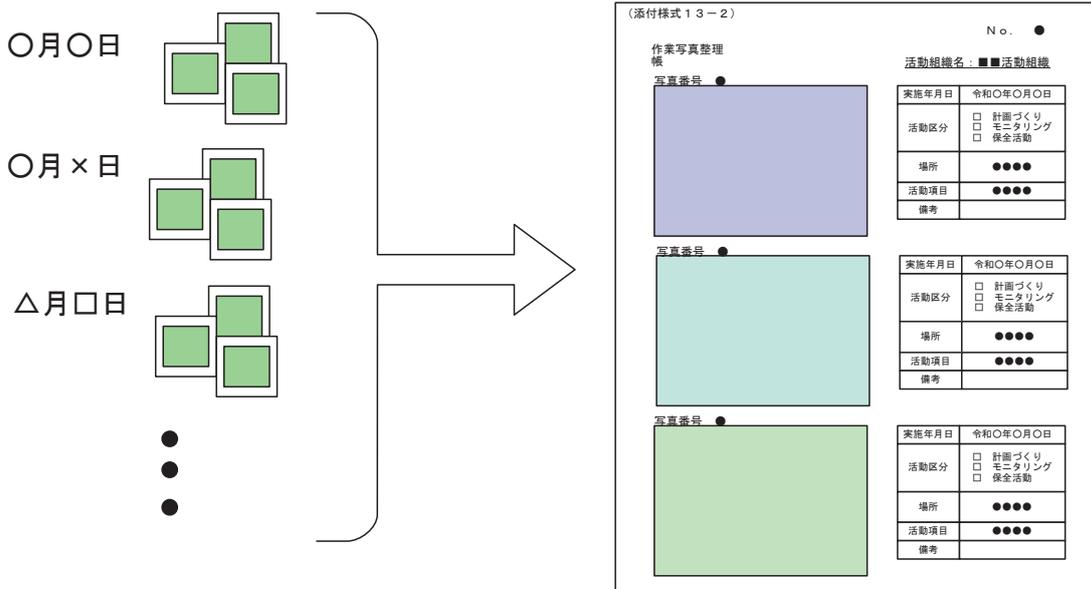
各年度末の各種報告書のうち作業写真整理帳については、毎回の活動記録写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して作成します。

<毎回の活動の記録>

活動を行うごとに写真を撮影、活動の証拠として保管。

<写真整理帳>

撮影した写真の中から、それぞれの活動項目を代表するようなものを選んで作成。



なお、作業写真整理帳に用いなかった写真についても、毎回の活動の証拠書類として、5年間以上保管しておきます。

2. 写真の撮影時の留意点

(1) 安全第一

写真撮影の目的は活動の証拠を残すことであって、芸術的な写真を求めているわけではありません。活動中の写真でなくても、作業前後の変化を撮ることで活動の証拠になる場合などもありますので、**安全上無理のない範囲で記録写真を撮るよう**にしましょう。

なお、危険を冒さなければ記録写真が撮れないと考えられる場合には、実施状況の確認を行う市町村や地域協議会と、どのような形で実施状況を確認したらよいかを事前によく相談するようにしましょう。

▼ 足もとと注意

写真を撮るのに夢中になって、足もとがおろそかにならないように注意して下さい。特に保全活動などでは、撮影場所が船上や水辺等の足もとが不安定な場所での活動が中心となりますので、常に足場の確認をして、危険な足場や体勢での撮影にならないよう注意して下さい。



(2) 確実に記録写真を残すために

▼ 写真管理の責任者を決める

毎年度、活動が始まる前に、写真管理の責任者を決めます。責任者を決めることで役割が明確になり写真の撮り忘れ等の事態を少なくすることができます。

写真管理責任者の役割（例）

- ・ 毎回の活動ごとの写真撮影の割り振りを決める（責任者本人を含む）。
- ・ 写真の撮影状況等を確認する。
- ・ 撮影された写真を適切に整理・管理する。



▼ 撮影する必要があるものを事前に確認する

毎回の活動の前に、行おうとする活動の内容から、どのような写真を撮っておけばよいか（活動の証拠となるか）を確認しておきましょう。



▼ 撮影時の留意事項

明瞭な写真が撮れるよう、撮影時には以下の点に留意しましょう。

- ◆ ピントは被写体にあわせピンボケがない。
- ◆ 逆光での撮影を避ける。
- ◆ 手ぶれをしないようカメラをしっかり構える。
- ◆ 明るいところで撮影を行い、暗いところではフラッシュ（ストロボ）を焚く。
- ◆ デジタルカメラを使用する場合は、ピンボケ、手ぶれ、光度不良などのミスが発生していないかを撮影の合間などにプレビュー等で確認し、取り損ないが生じないようにする。

なお、実施状況報告に使用される作業写真整理帳は写真を横向きで添付する様式になっているため、カメラは横使いで撮影するようにしましょう。



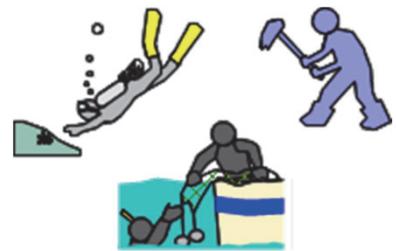
プレビューでチェック



(3) どのような写真を撮るか

▼ 活動中の様子を撮る

水産多面的機能発揮対策は、水産業・漁村の持つ多面的機能を発揮する「活動」に対して支援を行うものです。このため、活動中の様子を撮ることが基本となります。



▼ 活動の成果を撮る

陸上に回収した食害生物や、除去した浮遊・堆積物、清掃活動で発生したゴミ等は、一カ所に集めてその日の成果として写真に納めておきましょう。

また、活動によって生産・作成したものについてもその成果物を写真に納めておきましょう。

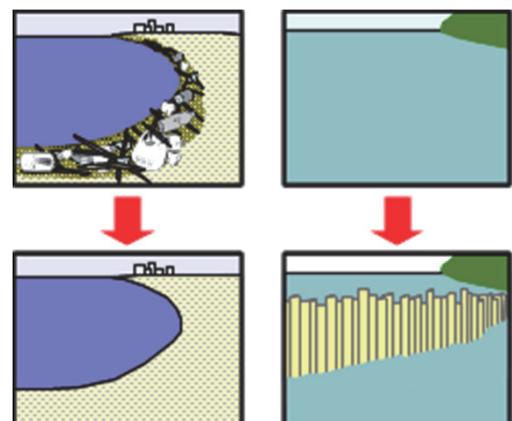


▼ 活動の前後の差がわかるように撮る

浮遊・堆積物の除去、海浜清掃などの活動では、活動を始める前の様子を撮影した上で、活動終了後に同じアングルで対象箇所がきれいになった様子を撮影しましょう。

また、保護柵、看板などの構造物を設置する場合も、設置する前と後の写真を撮っておくようにしましょう。

同じ場所を撮影していることがわかるような目印（地形、建物など）を一緒に撮影するようにしましょう。



▼ 写真整理の助けに

その日の活動内容や使用機材、担当者名などを記載したものを、その日の最初の一枚として撮影しておく、後で写真を整理・分類するときにわかりやすくなります。

なお、後の日当や用船料等の支出の証拠ともなりますので、その日使う船やその他の機材、参加者の集合写真なども撮影しておくことを推奨します。

○月○日
活動項目：母藻の設置
行うこと：
①スポアバックの作成
②スポアバックの投入
使用する船：○○、○○
写真係：○○、○○

(4) 水中写真について

近年、浅い水深であれば水中撮影ができるカメラが比較的安価で提供されるようになってきていますので、作業の安全や効率上支障が生じない範囲で水中の様子（水中での作業、水中に設置したものの状況、藻場などの資源の状況）なども記録として残しておくといよいでしょう。

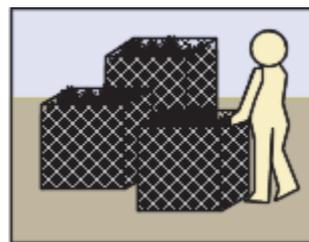
なお、活動の証拠となる写真があればよいので、水中写真以外の方法で活動の実施状況が確認できれば、無理に水中写真を撮影する必要はありません。（※）



水中写真があれば活動の様子がよくわかりますが、



水中写真以外でも活動の状況が確認できる場合には、無理してまで水中写真にこだわる必要はありません。



※水中写真以外では作業の実施状況がわかりにくいような活動で、水中写真を撮ることが難しい場合には、地域協議会や市町村などどのような形で実施状況を確認するかをよく打ち合わせするようにして下さい。

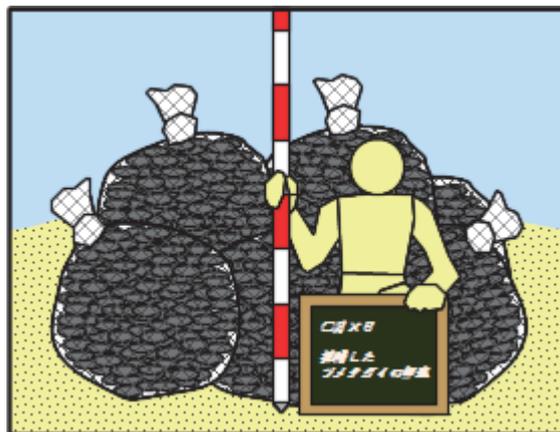
(5) その他の留意事項

▼ ポール、黒板等の活用

大きさ（長さ）の比較ができるようなものを一緒に撮影しておく、対象物のスケール感がわかりやすくなります。

工事写真等では、測量用のポール、スタッフなどがよく用いられます。

また、小型の黒板やホワイトボードなどに、作業の内容などを記載して、一緒に撮影しておく、後の写真の整理などに便利です。



▼ フィルム、電池等の準備はしっかりと。

撮影中にフィルム等が足りなくなるのないよう、撮影前に、十分なフィルムの残量、(デジカメでは)記録媒体の残り容量があるかをチェックしましょう。

特にデジタルカメラでは、電池の消費量が大きいため、記憶媒体の残り容量が十分であっても、電池切れのために撮影ができなくなることが多々あります。事前にしっかり充電しておくとともに、予備の電池も用意しておくようにしましょう。また、写真内に日時が入る機材の場合、事前に時刻合わせをしておきましょう。



▼ デジタルカメラの解像度

デジタルカメラで撮影する場合、解像度が小さすぎると不鮮明になってしまいますが、解像度が大きくなればそれだけ1枚あたりのファイル容量が大きくなり、同じ容量の記憶媒体(SDカード等)でも撮影枚数が少なくなる、パソコンの処理が重くなるなどの問題が生じます。どの程度の大きさに印刷するかを念頭に置きつつ、適切な解像度を選択するようにしましょう。

なお、L判での印刷であれば200万画素(2M、1600×1200など)程度でも十分です。これより大きめのサイズで利用するとしても、通常の使用の範囲では500万画素(5M、2560×1920など)より高い解像度は必要ないでしょう。

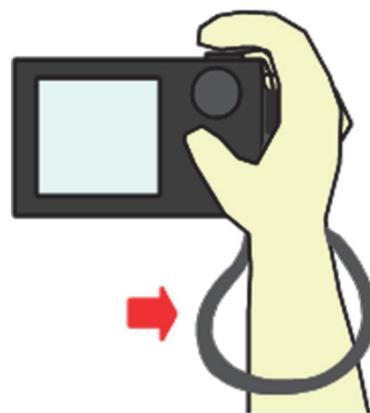
▼ 多めに撮っておきましょう

作業の内容等を的確に表す写真を撮ることはなかなか難しいものです。撮影ミスが発生することもあるため、必要枚数より多めに撮影するとともに、同じ作業についてもアングルなどを変えて何パターンか撮影することを推奨します。

▼ カメラを落とさないように

カメラを水中に落とした場合に、耐水性の無い機種は壊れてしまいますし、そうでなくとも、海や湖に落としてしまった場合には、回収困難となる可能性が高くなります。

保全活動は、海や湖で行われる場合が多いため、ストラップを手首に固定するなどして、カメラを落とさないようにしましょう。

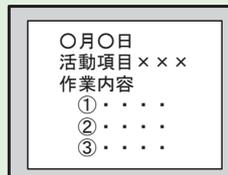


※首からかける方式のストラップもあります。
使い勝手の良いものを選びましょう。

3. 一回あたりの写真撮影の流れ（例）

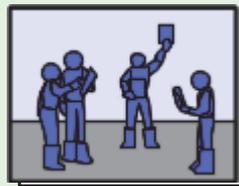
1回（1日）の活動における写真撮影の流れは次のようなものが想定されます。これは一例ですので、後から見ても活動記録としてわかりやすくなるよう、それぞれ工夫するようにして下さい。

1



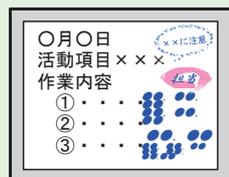
一番最初に、日付、活動項目、作業内容などを紙、黒板などに記載して、撮影しておきます。

2



活動開始前の打ち合わせの様子を撮影します。

3



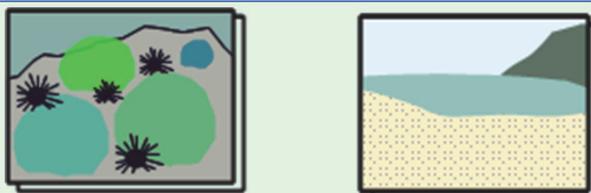
打ち合わせで決定した事項（役割分担など）を撮影します。
※写真撮影担当者名も忘れずに記録して下さい。

4



その日使う機材、船などを撮影します。（打ち合わせの前に撮ってもよいでしょう。）

5



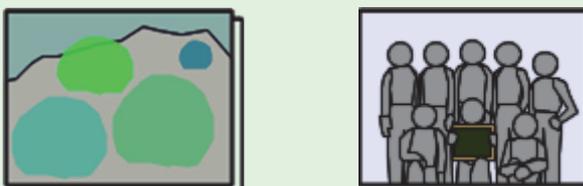
活動前の資源、活動場所の様子などを撮ります。

6



作業状況を撮影します。作業内容ごとに複数枚（多めに）撮影するようにしましょう。（可能な限り作業に参加した船も撮影するようにしましょう。）

7



作業終了後の様子を撮ります。誰が参加したかわかるように集合写真を撮影しましょう。

1～2枚程度でOK

やや多めに撮りましょう

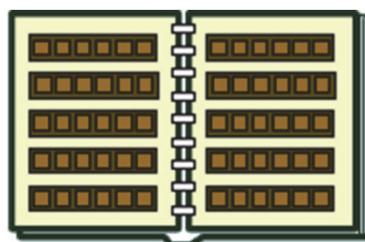
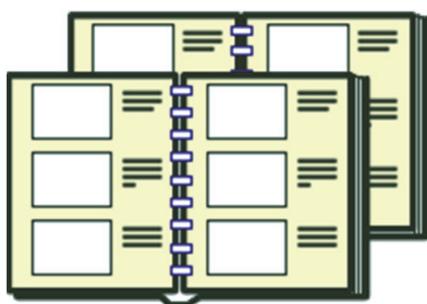
特に多めに撮りましょう

4. 写真の保存・管理

活動の実施状況を撮影した写真は、作業日誌に合わせ、作業日と活動項目が分かるよう整理し管理をします。市町村への実施状況報告の際に、これらの写真から適当な写真を抜粋するため、写真を適切に管理する必要があります。

▼ フィルム式カメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目がわかるように番号をつけてアルバム等で保管します。また、後に焼き増しを行う場合等が想定されるため、写真とあわせてネガも適切に保管します。

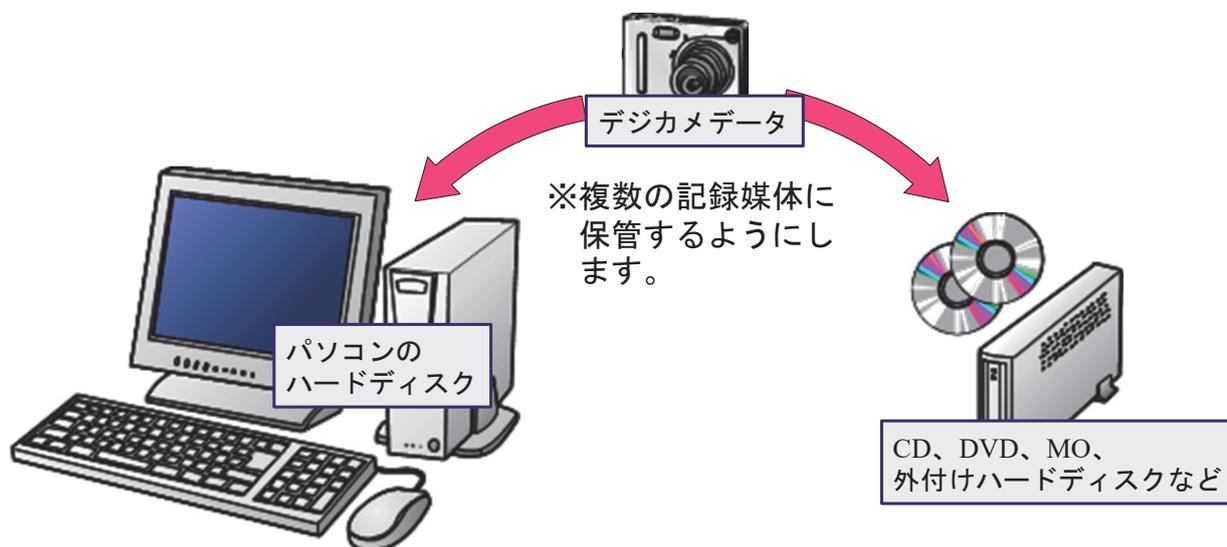


※ネガの保管方式としては、アルバム式のほか、カートリッジ式のネガフィルムを保管する専用のケースなども市販されています。

▼ デジタルカメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目がわかるように番号をつけてパソコン等で保管します。作業日ごとにフォルダを作成し、フォルダ名を作業日・活動内容がわかるものとして、その日分の写真をそのフォルダに保存していくようにすると、後の書類作成時に目的の写真が探しやすくなります。

なお、パソコンの不具合などによりデータが消えてしまう場合があるため、バックアップを別の記憶媒体に作成しておきましょう。



5. 作業写真整理帳の作成

毎年度、市町村が定めた期日までに実施状況の報告を行う際、「作業写真整理帳」を作成します（「水産多面的機能発揮対策 書類の書き方簡易マニュアル（暫定版）」参照）。この書類には、作業日誌に合わせて撮影した写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して添付します。

市町村の行う実施状況の確認の多くは、この写真により行うため、この写真の整理が大変重要となります。

○作業写真整理帳

活動状況報告書に添付する書類の一つで、活動項目ごとの写真を添付します。

(添付様式 13-2)

作業写真整理帳

写真番号 ●

写真番号 ●

活動組織名: ■■活動組織 No. ●

実施年月日	令和○年○月○日
活動区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画づくり <input type="checkbox"/> モニタリング <input type="checkbox"/> 保全活動
場所	●●●●
活動項目	●●●●
備考	

実施年月日	令和○年○月○日
活動区分	<input type="checkbox"/> 計画づくり <input type="checkbox"/> モニタリング

○写真の添付枚数

作業写真整理帳においては、市町村との協定における活動計画のうち、当該年度に実施することとしていた活動項目すべてについて、その実施が写真で確認できるようにすることが原則となります（※）。

このため、活動項目1つにつき、**最低一枚以上**は写真を添付します。

なお、以下のような場合は複数枚の写真を添付するようにします。

◆1つの活動項目の中に、複数の作業が含まれる場合

保全活動などで、いくつもの作業が必要となる活動では、それぞれの行程ごとに写真を添付します。

例えば、ウニの密度管理の場合、①ウニの採取→②採取したウニの運搬→③ウニの放流の3つの作業から成り立っていますので、それぞれの作業について写真を添付します。

◆1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合

1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合は、複数枚の写真を組み合わせ、状況を説明する方法を採りましょう。

※ 写真のみでは実施状況の確認が難しい項目などもありますので、活動開始前に市町村や地域協議会と活動の実施状況の確認手法や必要な写真、実施状況報告書以外に提出が必要な書類についてよく打ち合わせておくとい良いでしょう。

水産多面的機能発揮対策（一般） Q & A

目 次

1 事業関係者について	
（問1）事業関係者の連携	56（一般-6-）
2 地域協議会について	
（問2）都道府県における複数の協議会の設置	56（一般-6-）
（問3）市町村を追加する場合の総会の開催	56（一般-6-）
（問4）市町村の構成	57（一般-7-）
（問5）構成員の役職	57（一般-7-）
（問6）地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務	57（一般-7-）
（問7）活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否	57（一般-7-）
（問8）法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否	58（一般-8-）
（問9）地域協議会の事務委託	58（一般-8-）
（問10）運営費の交付決定を受けるまでに要する経費	58（一般-8-）
（問11）地域協議会推進事業実施計画の対象経費の具体例	59（一般-9-）
（問12）ホームページ開設の必要性	59（一般-9-）
（問13）特認活動等を位置づける際の留意点	60（一般-10-）
（問14）少額事業集約による特認活動	60（一般-10-）
（問15）事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出	60（一般-10-）
3 活動組織について	
（問16）活動組織の名称	61（一般-11-）
（問17）団体で登録する構成員の登録名	61（一般-11-）
（問18）構成員の複数の活動組織への参加	61（一般-11-）
（問19）活動組織の意思決定	61（一般-11-）
（問20）漁協職員・漁協女性部員（非組合員）の参加	61（一般-11-）
（問21）漁業者以外の者の役割	62（一般-12-）
（問22）ボランティアの定義	62（一般-12-）
4 協定と活動について	
（問23）活動の効果が波及する範囲	62（一般-12-）
（問24）「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」	62（一般-12-）
（問25）過大な協定面積の防止	63（一般-13-）
（問26）確認表の作成	63（一般-13-）
（問27）確認表の保管	63（一般-13-）

(問28) 協定面積を示す位置図	63 (一般-13-)
(問29) 「協定面積」と「活動面積」、「活動面積」と「交付金」の関係	64 (一般-14-)
(問30) 陸上活動の協定面積での位置づけ	64 (一般-14-)
(問31) 植林活動の協定面積での位置づけ	64 (一般-14-)
(問32) 活動の変更に伴う協定再締結	65 (一般-15-)
(問33) 複数市町村にまたがる組織の市町村協定	65 (一般-15-)
(問34) 協定の相手方(都道府県との協定)	65 (一般-15-)
(問35) 協定面積の設定方法	65 (一般-15-)
(問36) モニタリング費の取扱い	66 (一般-16-)
(問37) 活動年限	66 (一般-16-)
(問38) モニタリングのみの実施	66 (一般-16-)
(問39) 再生見込みのない藻場の保全活動・休止	66 (一般-16-)
(問40) 協定面積内での年度ごとの実施区域	67 (一般-17-)
(問41) 活動計画と活動実績が著しく異なる場合	67 (一般-17-)
(問42) 効果等の検証が十分でない取組の実施	67 (一般-17-)
(問43) 活動計画変更に伴う協定変更等	67 (一般-17-)
(問44) 単価を設定する際の根拠	68 (一般-18-)

5 交付金について

(問45) 事業採択>交付金総額の算出方法	68 (一般-18-)
(問46) 交付申請>交付申請額の算出	68 (一般-18-)
(問47) 交付申請>交付額の目安	68 (一般-18-)
(問48) 使途>構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出	68 (一般-18-)
(問49) 使途>傷害保険の取扱い	69 (一般-19-)
(問50) 使途>監視船用船料の取扱い	69 (一般-19-)
(問51) 使途>メーカー等の参加・自社製品の活用	69 (一般-19-)
(問52) 使途>備品の購入	69 (一般-19-)
(問53) 使途>トラクターの替え刃	70 (一般-20-)
(問54) 使途>活動での弁当・お茶等の費用	70 (一般-20-)
(問55) 使途>民間業者の活動組織参入、重機のリース等	70 (一般-20-)
(問56) 使途>重機の使用	70 (一般-20-)
(問57) 使途>活動及び事務の一部委託	70 (一般-20-)
(問58) 使途>委託可・不可なもの	71 (一般-21-)
(問59) 使途>第三者への事務の委託	71 (一般-21-)
(問60) 使途>構成員が所属する団体への事務委託	71 (一般-21-)
(問61) 使途>イベント開催又は参加費用への交付金の支出	71 (一般-21-)
(問62) 使途>確定申告への支払証明書の発行主体	72 (一般-22-)
(問63) 使途>日当に対する源泉徴収	72 (一般-22-)
(問64) 使途>研修会等への旅費の支出	72 (一般-22-)
(問65) 使途>事務作業員への日当支給	72 (一般-22-)

(問66) 使途>漁協職員の活動の取扱い	72 (一般-22-)
(問67) 使途>活動日の重複	73 (一般-23-)
(問68) 使途>国境・水域の監視活動における傭船料	73 (一般-23-)
(問69) 使途>役員への手当	73 (一般-23-)
(問70) 使途>活動項目間での流用	73 (一般-23-)
(問71) 使途>日当の支払方法	74 (一般-24-)
(問72) 用途>講習、研修会等の参加における日当について	74 (一般-24-)
(問73) 支払>(国→地域協議会)国費の概算払の計画	74 (一般-24-)
(問74) 支払>(地域協議会→活動組織)交付金支出に伴う確認内容	74 (一般-24-)
(問75) 地方負担>事業費の上乗せ額の判断	75 (一般-25-)
(問76) 地方負担>都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付	75 (一般-25-)
(問77) その他>啓発普及(学習会の開催への支援)	75 (一般-25-)
(問78) その他>活動費の繰越	76 (一般-26-)
(問79) その他>活動費の立替	76 (一般-26-)
(問80) 水福連携>障がい者の日当	77 (一般-27-)
(問81) 水福連携>介護者の日当	77 (一般-27-)
(問82) 水福連携>資機材の取扱い	77 (一般-27-)
(問83) 水福連携>活動の確認(時間)	77 (一般-27-)
(問84) 水福連携>活動の確認(写真)	77 (一般-27-)
(問85) 水福連携>日当領収書の取付	78 (一般-28-)
(問86) 水福連携>利活用による利益の取扱い	78 (一般-28-)

6 活動項目について

(問87) 活動計画>活動項目の継続的な実施	78 (一般-28-)
(問88) 活動計画>計画変更の可否	78 (一般-28-)
(問89) 活動計画>魚介類の放流の対象	79 (一般-29-)
(問90) 活動計画>魚介類の放流の対象-2	79 (一般-29-)
(問91) 活動計画>魚介類の放流と類似する活動内容の取扱い	79 (一般-29-)
(問92) 活動計画>漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い	80 (一般-30-)
(問93) 活動計画>漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃	80 (一般-30-)
(問94) 活動計画>河川・漁港・港湾等の区域で実施する際の留意点	81 (一般-31-)
(問95) 活動計画>船でしか行けない場所での漂流漂着物処理	81 (一般-31-)
(問96) 活動計画>水域監視中に発見した流木等の取扱い	81 (一般-31-)
(問97) 活動計画>産卵礁の設置	81 (一般-31-)
(問98) 活動計画>無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項	82 (一般-32-)
(問99) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上	82 (一般-32-)
(問100) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上-2	82 (一般-32-)
(問101) 活動計画・モニタリング>石倉設置の特認	83 (一般-33-)
(問102) 災害対応>自然災害への対応	83 (一般-33-)
(問103) 災害対応>初動対応への活用	83 (一般-33-)

(問 1 0 4) 災害対応>激甚災害指定時の特例措置	83 (一般-33-)
(問 1 0 5) 災害対応>記録の保管	84 (一般-34-)
(問 1 0 6) 災害対応>災害時の取組における支援対象の範囲	84 (一般-34-)
(問 1 0 7) 災害対応>モニタリングの取扱い	84 (一般-34-)
(問 1 0 8) 災害対応>活動組織や地域協議会の関係規定の整理	84 (一般-34-)
(問 1 0 9) 災害対応>活動組織の設立	85 (一般-35-)
(問 1 1 0) 災害対応>重機使用等の取扱い	85 (一般-35-)
(問 1 1 1) 災害対応>災害時における委託費比率の考え方	85 (一般-35-)
(問 1 1 2) 災害対応>災害対応が収れんした後の取組	85 (一般-35-)
(問 1 1 3) 災害対応>海岸や港湾での取組	86 (一般-36-)
(問 1 1 4) 災害対応>個者支援	86 (一般-36-)

7 モニタリングについて

(問 1 1 5) モニタリングの目的	86 (一般-36-)
(問 1 1 6) 協定面積が複数に分かれる場合の定点の設定	86 (一般-36-)
(問 1 1 7) 活動の効果が波及する範囲の特定	86 (一般-36-)
(問 1 1 8) モニタリングの精度・委託	87 (一般-37-)
(問 1 1 9) モニタリングの精度・委託-2	87 (一般-37-)
(問 1 2 0) 漂流漂着物処理のモニタリング	87 (一般-37-)
(問 1 2 1) 漂流漂着物処理の生物指標	88 (一般-38-)
(問 1 2 2) 漂流漂着物処理の生物指標-2	88 (一般-38-)
(問 1 2 3) 魚介類の放流のモニタリング	88 (一般-38-)
(問 1 2 4) モニタリングに関する資料の保管	88 (一般-38-)
(問 1 2 5) 日常モニタリングに係る日当の取扱い	89 (一般-39-)
(問 1 2 6) モニタリング結果の継続性	89 (一般-39-)
(問 1 2 7) 協定区域外に設けた対象区の取扱い	89 (一般-39-)

8 活動の的確な履行について

(問 1 2 8) 事業関係者の連携	89 (一般-39-)
(問 1 2 9) 活動状況の確認	90 (一般-40-)
(問 1 3 0) 活動記録日誌の作成	90 (一般-40-)
(問 1 3 1) 活動記録日誌の保管	90 (一般-40-)
(問 1 3 2) ウニ駆除等の記録	90 (一般-40-)
(問 1 3 3) 協定区域内での活動の遵守	90 (一般-40-)
(問 1 3 4) 協定区域外での活動の取扱い	91 (一般-41-)
(問 1 3 5) 協定区域外でのモニタリングの取扱い	91 (一般-41-)
(問 1 3 6) 役割分担整理表の位置づけ	91 (一般-41-)

9 多面的機能の理解と増進について

(問 1 3 7) 理解・増進に取り組む際の要件等	91 (一般-41-)
---------------------------	-------------

(問 1 3 8) 理解・増進（教育・学習）の取組を実施する際の留意点	92 (一般-42-)
(問 1 3 9) 実施可能な教育・学習の取組（具体例）	92 (一般-42-)
(問 1 4 0) 多面的機能の理解・増進を図る取組の評価	93 (一般-43-)
(問 1 4 1) 活動と教育学習を同日に行う必要性	93 (一般-43-)

10 評価について

(問 1 4 2) 評価の必要性	93 (一般-43-)
(問 1 4 3) 評価の方法	93 (一般-43-)
(問 1 4 4) 評価のスケジュール	94 (一般-44-)
(問 1 4 5) 成果指標	94 (一般-44-)
(問 1 4 6) 成果指標－2	95 (一般-45-)
(問 1 4 7) 成果指標が目標値を下回った場合の次年度の活動の可否	95 (一般-45-)

11 その他

(問 1 4 8) 都道府県＞総会出席に関する旅費の支出可否	96 (一般-46-)
(問 1 4 9) 市町村＞交付金以外の市町村が行う支援方法	96 (一般-46-)
(問 1 5 0) 市町村＞市町村が行う確認業務（現場確認）	96 (一般-46-)
(問 1 5 1) 活動計画＞保全活動とモニタリングの活動回数	96 (一般-46-)
(問 1 5 2) 活動計画＞年度ごとに異なる区域での実施可否	96 (一般-46-)
(問 1 5 3) 漁港・港湾等で実施する際の留意点	97 (一般-47-)
(問 1 5 4) 活動計画の取扱いについて	97 (一般-47-)
(問 1 5 5) 事務経費の計上について	97 (一般-47-)

水産多面的機能発揮対策 Q & A

1 事業関係者について

(問1) 事業関係者の連携

(問1) 活動組織、市町村、地域協議会、地域協議会会員（都道府県、市町村等）、都道府県、国などの事業関係者は、活動の的確な履行に向けてどのようなことをすべきか。

事業の実施に当たっては、協定区域を適切に設定すること、実際に活動した区域等を適切に把握すること、活動の状況等を適切に確認すること、モニタリングの適切な実施及びそれに基づく自己評価表の作成により事業の評価を適切に行うことが重要です。

このため、事業の当事者である活動組織、市町村及び地域協議会はもとより地域協議会の全会員、国が一体になって連携して取り組んでいくことが必要です。

2 地域協議会について

(問2) 都道府県における複数の協議会の設置

(問2) ひとつの都道府県において複数の地域協議会を設置することは可能か。

実施要領第6において、原則各都道府県に1つとすることが望ましいと規定しています。異なる特性の海域の活動や、内水面の活動を対象とした地域協議会がそれぞれ必要である等の実情に応じて複数の協議会を設置する場合があります。ただし、複数の地域協議会を設置することにより、県内全域の対象区域が把握できずに空白の区域ができることのないよう注意が必要です。

(問3) 市町村を追加する場合の総会の開催

(問3) 地域協議会の総会は、どの程度の頻度で開催するのが適切か。

活動組織が増えて新たに活動組織を有する市町村を会員に追加する度に総会を開催する必要があるのか。

実施要領の運用別記1で示す地域協議会規約（以下「規約」という）第16条及び第17条に基づき、適宜開催する必要があります。例えば第5条の会員に新たに市町村を追加する場合や活動組織の活動計画を採択する場合などに総会を開催する必要があります。

なお、総会の開催にあたり、会員の招集が困難な場合は、規約第18条に基づき、書面又は代理人による議決も可能です。

また、市町村が追加された際にはその都度、役割分担整理表に従い事業関係者の連携について確認してください。

(問4) 市町村の構成

(問4) 地域協議会を構成する市町村は、活動組織がある市町村に限られるのか。

活動組織がない市町村であっても会員になることは可能です。例えば、多面的機能の理解・増進を図る取組における出前授業等、他の市町村で活動組織が活動を行う場合等は、柔軟に対応することが望まれます。

ただし、協定締結や確認事務を行わない市町村は、協議会等運営事業(市町村事業費)の交付対象にはなりません。

(問5) 構成員の役職

(問5) 地域協議会の会員となる都道府県、市町村及び漁業関係団体等の役職はどの程度が適当か。

都道府県、市町村及び漁業関係団体等において、本対策事業の実施に当たって職責を有する者(役員、管理職)が適当と考えます。この理由としては、地域の実情に応じた活動か否かを判断し、活動組織からの計画の採択を行っていただくことになるからです。

これまで承認された地域協議会では、都道府県、市町村では水産主務課長、漁連では会長や専務理事が会員となっています。

(問6) 地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務

(問6) 地域協議会の会員、あるいは役員になる都道府県、市町村の職員の身分及び職務はどのような扱いになるのか。

各地方公共団体により扱いが異なるものと考えられます。そのため、地方公共団体の職員の身分のまま協議会の会員になることができるのか、それぞれの団体の服務担当者に相談してください。

※地域協議会における地方公共団体職員の役職の例

会長：県課長

副会長：県課長、市町村課長

監事：市町村課長

(問7) 活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否

(問7) 活動組織の構成員、あるいは構成員が属する団体等が地域協議会の会員になることは可能か。

地域協議会は、活動組織が策定した活動計画を承認する役割を担っています。そのため地域協議会の役員と活動組織の代表者が同一である場合は、事務手続きの透明性を確保する観点から好ましくありません。特に同一人物が地域協議会役員と活動組織の代表を兼務することがないようにしてください。

(問8) 法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否

(問8) 法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録できるか。

各地域の実情に応じて会員とすることができます。なお、実施要領でいう地域協議会の会員としての非営利団体等としては、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが考えられます。

(問9) 地域協議会の事務委託

(問9) 地域協議会の事務を委託することは可能か。また委託することが可能な場合の注意点はなにか。

地域協議会の事務を委託することは可能です。委託する場合は、委託の必要性や委託内容を明確にし、委託する内容は、事務の一部であること（主体はあくまで地域協議会にあること、委託経費は事業費の50%未満であること）等を説明できるようにすることが必要です。

また、地域協議会の事務の一部を委託する場合には、規約第4条第2項に「事務の一部委託」に関する事項が規定されていることが必要です。契約に関しては、

- ・委託業者選定調書（委託先が当該団体でないといけない理由を明記）
- ・見積書（人件費、直接経費等の積算内訳を明記）
- ・仕様書（委託業務の項目、内容、数量、納期等を明記）
- ・契約書（委託者と受託者が捺印の上、両者1通ずつ保管）

等の書類を整備するように努めてください。その際には、複数者から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

なお、地域協議会の代表と契約先の代表が同一人物である場合は、以下の点に留意してください。

- (1) 特定の者の利益にならないよう、あらかじめ地域協議会の総会で承認されたものであること
- (2) 受託者が漁協の場合は、あらかじめ理事会の承認を受けたものであること

(問10) 運営費の交付決定を受けるまでに要する経費

(問10) 地域協議会を立ち上げ、運営費の交付決定を受けるまでに要する経費については、関係者の自己負担か。

国または地方公共団体が交付決定を行うまでの間に要する経費については、関係者の自己負担となります。

(問 1 1) 地域協議会運営事業実施計画の対象経費の具体例

(問 1 1) 地域協議会運営事業実施計画 (参考様式 19) の対象経費の具体例を示してほしい。

本様式に従って記載する場合は、以下の様な例が考えられます。

<p>1. 指導・推進</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 諸謝金・日当</p> <p>(3) 委託費</p>	<p>地域説明会出席、対象活動組織の現地指導、 全国説明会出席 等</p> <p>地域説明会に専門家を招いた際の謝金、 説明会ロジ担当者への日当 等</p> <p>協議会以外の者に業務を委託する際の委託費</p>
<p>2. 地域活動指針等作成</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 諸謝金・日当</p> <p>(3) 委託費</p> <p>(4) 印刷費 (適宜追加)</p> <p>(5) 使用料 (適宜追加)</p>	<p>指針作成検討会出席 等</p> <p>指針作成検討会に専門家を招いた際の謝金、 検討会ロジ担当者の日当 等</p> <p>協議会以外の者に業務を委託する際の委託費</p> <p>地域活動指針の印刷</p> <p>会場使用料</p>
<p>3. 交付事務</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 諸謝金・日当</p> <p>(3) 委託費</p>	<p>交付事務担当者の日当 等</p> <p>協議会以外の者に業務を委託する際の委託費</p>
<p>4. その他必要な事項</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 諸謝金・日当</p> <p>(3) 委託費</p> <p>(4) 事務費</p> <p>(5) その他 (適宜追加)</p>	<p style="text-align: center;">} 上記 1~3 の運営事業の内容に該当しない事項について 経費が見込まれるもの</p> <p>印刷費、通信運搬費、消耗品費など</p>

※上記については参考様式第 19 号の備考に内訳を記載すること。

(問 1 2) ホームページ開設の必要性

(問 1 2) ホームページ (HP) の開設は必ず必要なのか。

ホームページ (HP) の開設は必須ではありませんが、事業の透明性を高め、地域における本対策事業等に対する理解の促進に努めてください。(実施要領第 6 の 8 参照)

漁村人口が減少しているなか、水産多面的機能を維持していくためには多様な方々 (他主体) との連携が重要です。このようなことから、水産基本計画 (平成 29 年 4 月) では、「多面的機能の発揮を一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に推進していく」こととされていることから日頃より情報発信に取り組んでいただけますようお願いいたします。

(問 1 3) 特認活動等を位置づける際の留意点

(問 1 3) 国が活動指針に示す活動項目以外の活動は「その他特認活動」及び「上記の活動の効果促進に資する活動」となるが、地域協議会が特認活動等を位置づける際に留意する点はなにか。

国が活動指針に示す活動項目以外にも、地域協議会が特認活動等を位置づける場合は以下の点に留意してください。(実施要領の運用第 4 及び第 11 の 2 参照)

- ① 地域の実情を鑑み、都道府県知事が多面的機能の発揮に資する活動と認めた活動であること。
- ② 活動の効果について、説明可能な根拠(実績や調査結果)を有すること。
- ③ 地域の共同活動として実施可能なものであること。(活動組織の構成員では対応できないことが明らかで、活動全てを委託することを前提にするようなものは本対策事業に馴染みにくいと考えます。)

特認活動等を認定しようとする場合、当該活動が地域にとって必要な活動かどうかを都道府県知事が判断するため、都道府県において認定しようとする活動に高い見識を有する者を構成員とする第三者機関を設置し、当該機関から意見を聴く必要があります。なお、第三者機関については、都道府県によって構成は異なりますが、例えば内水面に係る場合、漁業法に基づく内水面漁場管理委員会や内水面漁業振興法に基づく協議会を充てるなど、地域の実情に合わせてください。

(問 1 4) 少額事業集約による特認活動

(問 1 4) 少額事業をかき集めて 1 つの特認活動として認めてよいか。

少規模であっても、それぞれの活動項目が異なり、また、地域活動指針の項目にないものは、一つひとつの活動を単位として、個々に特認活動として認定する必要があります。

(問 1 5) 事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出

(問 1 5) 事務委託せずに事務局運営を行う団体に人件費として交付金を使用することは可能か。

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業は、事業に要する経費について定額で交付金を交付するものであり、事務に要した実費が交付対象となります。

実施要領の運用第 14 の「4 事務費(賃金)」に該当するものは、運営事業に係る事務を担当した者への賃金であり、当該個人に対して直接的に支払うものとなります。

仮に団体の職員が事務局運営に従事する場合は、団体の就業規則等との関係を整理しておくとともに、人件費の支払いに当たっては、作業日誌を整備し、当該事業に専従していることが分かるよう明確にしておく必要があります。

3 活動組織について

(問16) その他＞活動組織の名称

(問16) 活動組織の名称に制限はあるのか。

公序良俗に反しない限り名称に制限はありません。ただし、地域協議会との名称の混同は避けてください。

(問17) 構成員＞団体で登録する構成員の登録名

(問17) 活動組織の構成員について、役員以外の漁業者・非漁業者は団体名でもよいか。(〇〇漁協、NPO法人△△を守る会・・・等)

団体名で構いませんが、日当等の支出の可否を判断するため、団体のうち、当該活動に参加する者の人数(計画は予定、報告は実績)を活動記録日誌や作業写真整理帳などに記録してください。

(問18) 構成員＞構成員の複数の活動組織への参加

(問18) 一人の構成員が複数の活動組織に所属して、それぞれの活動組織で違う活動を行うことは可能か。

構成員が複数の活動組織に所属して活動することに合理性があれば可能と考えますが、多くの構成員が重複するような場合は、活動組織のあり方自体に問題があるとも考えられるので、活動組織の統合などを検討することが必要です。

また、当該構成員に対して同じ日にそれぞれの活動組織から日当を貰うことにならないよう注意してください。

(問19) その他＞活動組織の意思決定

(問19) 活動組織の意思決定はどのように行えばよいのか。

活動組織の規約に従うなど、活動組織の全構成員の意見を取りまとめて活動の内容に反映させることが重要です。活動を行う前に集まって話し合いを行うなど、連絡を取り合っ
て意思が反映されるようにしてください。

(問20) 構成員＞漁協職員・漁協女性部員(非組合員)の参加

(問20) 活動組織の構成員には漁業者以外の者の参加が必要となっているが、漁業者以外として、漁協職員又は准組合員を構成員にできるか。また、漁協女性部員(夫は組合員だが、自身は非組合員)を漁業者以外の者とできるか。

漁業者であるか否かは、漁協の組合員であるかではなく、漁業を営んでいるかどうかで判断してください。その上で、漁協職員を漁業者以外の構成員とすることは可能です。ま

た、准組合員については、漁業者ではない場合に構成員とすることは可能です。同様に、漁協女性部員についても、自身が漁業を営んでいるかどうかで判断してください。

(問 2 1) 構成員＞漁業者以外の者の役割

(問 2 1) 活動には漁業者以外の者が必ず参加しなければならないか。例えば国境の警備活動に漁業者以外の者を参加させるのは危険が伴うため現実的でないと思われる。

活動組織の構成員として漁業者以外の者に参加してもらうことは必須ですが、全ての活動に漁業者以外の者の参加を求めているわけではありません。例えば、海上の活動を漁業者のみで行ったとしても、陸上での役割（報告書の作成、実際に活動の方法、写真撮影、啓発普及など）を漁業者以外の者が行う等役割分担して行ってください。

(問 2 2) ボランティアの定義

(問 2 2) 指導者やボランティアの定義は何か。構成員ではない県や市町の職員が勤務時間中に活動に参加した場合はボランティアとして整理することになるのか。

構成員ではない者が活動に参加した場合はボランティアと整理されます。なお、都道府県や市町村の職員の関わりについては、都道府県事業や市町村事業の一環で活動に立ち会う場合が想定されますが、その場合はボランティアには当たりません。いずれにせよ、事案ごとに判断することとなります。

4 協定と活動について

(問 2 3) 活動の効果が波及する範囲

(問 2 3) 協定面積の考え方である「活動の効果が波及する範囲」とはどのようなことか。

協定面積は、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して、活動の効果が波及する範囲等を想定して設定してください。「活動の効果が波及する範囲」とは、実際に活動する面積ではありません。魚介類の放流を例に挙げると、放流した場所ではなく放流した魚が根付く場所と考えられる区域や面積となります。なお、活動の効果が協定面積全体に波及していることは、協定面積内で実施されるモニタリングにより確認されることになります。

(問 2 4) 「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」

(問 2 4) 確認表の留意点にある「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」の違いはなにか。

「活動が想定されない区域」とは、例えば、磯焼け対策を念頭にした藻場の保全において、海藻が生える基質がない砂浜等の区域を意味します。「協定区域の活動に関係のない区域」とは、例えば、海面（海中）での活動の効果が影響しない陸域等の区域を意味します。

なお、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等によりこのような「区域（陸域等）」が含まれる場合も想定されますが、最小限となるよう注意してください。

（問 2 5）過大な協定面積の防止

（問 2 5）モニタリングの手引きにある「協定面積設定のイメージ（藻場）」にある「理想」「標準」「過大」の違いは何か。

既存図面や GIS データ等により精緻に設定することが理想ですが、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して現実的なものとする必要があります。「活動が想定されない区域」や「活動に関係のない区域」が含まれている場合は「過大」に設定されていることとなりますので注意してください。

（問 2 6）確認表の作成

（問 2 6）確認表はいつ作成すればよいか。

活動を新たに始める時には、想定している活動と協定の内容が整合しているかどうか確認表の留意点を確認した上で、協定を締結するようにしてください。

なお、既に取り組を進めている活動組織については、日頃の活動が確認表の留意事項に照らし整合しているかを適時確認するようにしてください。協定の当事者である市町村や事業の実施主体である地域協議会は、協定の内容が妥当なものか、実際の活動が協定に照らして適切かを確認し、連携して指導等を行ってください。

（問 2 7）確認表の保管

（問 2 7）確認表は誰が作成してどのように保管すべきか。

確認表は「運用通知」第 6 の 3 (1) に定める「参考様式第 6 号（水産多面的機能発揮対策に係る協定書）」の別紙に位置づけています。確認書は活動組織と市町村が作成し確認捺印の上、協定書と一体にして保管してください。

なお、地域協議会は、活動組織から採択申請書が提出された場合に活動組織から確認表を徴収し、協定の内容が妥当なものか、実際の活動が協定に照らして適切かを確認してください。

（問 2 8）協定面積を示す位置図

（問 2 8）協定面積を示す位置図の作成にはどこまで正確性が求められるのか、ソフト等を用いて作成する必要があるのか。

協定面積や位置図の作成方法は従来と変更はありません。面積については、実測によるほか、既存の図面や GIS データ等の資料より求め、根拠を明確にしてください。求め方が分からない場合は地域協議会と相談してください。

(問 29) 「協定面積」と「活動面積」、「活動面積」と「交付金」

(問 29) 「協定面積」と「活動面積」の関係、「活動面積」と「交付金」の関係はどのように考えればよいか。

協定面積とは活動の効果が波及する面積であり、活動面積とは実質的な活動を行う面積のことをいいます。このため、協定面積と活動面積が一致する場合がある一方で、協定面積は活動面積と活動の効果が波及する面積を包含する場合があります、後者では協定面積は活動面積より大きくなります。

また、対策事業の交付金の交付額は、活動項目ごとの交付単価に活動項目ごとの面積等に乗じて算出された交付金額を合計した額となりますが、運用通知の別表 2 に示す単価はあくまで上限額であり、この単価の上限額と協定面積を乗じた額の範囲内において、真に必要な経費を支援することになります。このため、交付申請書に記入する交付金額は、実際に活動する予定の事業量に応じた金額とする必要があります。

(問 30) 陸上活動の協定面積での位置づけ

(問 30) 資機材の準備を行う場所、種苗等を採種する場所、市場調査を行う場所、イベントを行う公民館の場所は協定面積に含めるべきか。

取扱いは、実際の活動内容の主たる場所か付随的な場所かにより異なります。運用通知の別表 1 に掲げる「活動内容」は協定面積の範囲内で行われる必要があります、協定面積との位置関係が明確にされている必要があります。

一方で、活動を行う際の付随的な活動については活動場所がその都度変更になる可能性があることから、協定面積に含めることは不要です。ただし、これら付随的な活動についても活動記録日誌や活動記録簿に漏れなく記載するようにしてください。

(問 31) 植林活動の協定面積での位置づけ

(問 31) 植林を行う区域は協定面積にどのように規定すべきか。10ha のうち毎年 1 ha で活動しており、どこで活動するかは状況を見て決定している。

植林（流域における植林）は運用通知の別表 1 に掲げる活動内容のひとつなので協定面積との位置関係を明確にする必要があります。植林を行う区域を協定面積とする場合、当該区域を含む協定面積全体について取組の効果を把握する必要があることのほか、陸域の面積が無用に広大なものとなる懸念があること等の事情から、協定面積に含めるのではなく協定面積との位置関係を明確にしておくことで対応すべきと考えています。

なお、植林する活動が年によって変動したり、その範囲が小規模であり協定面積に明記しない場合は、植林する場所が年ごとに変わる可能性があること等を協定書に明記するなどの工夫をしてください。

(問32) 協定と活動計画>活動の変更に伴う協定再締結

(問32) 5ヶ年の活動計画を定めても、毎年度、活動を実施していくなかで変更が生じる場合がある。その都度、市町村と協定を締結し直す必要があるのか。

活動組織は、活動を実施していく中で変更が生じ、実施要領の運用の第6の3(協定)の(2)協定の変更に規定しているアからウまでの事項に該当する場合は、協定を変更する必要があります。

また、協定の変更により、採択内容も変更しなければならないときは、実施要領の運用の第6の6(対策事業の採択申請等)の(3)に基づき事務手続きを行ってください。

(問33) 協定と活動計画>複数市町村にまたがる組織の市町村協定

(問33) 複数の市町村にまたがる活動組織の市町村協定は、どの様に結ぶのか。

活動組織がそれぞれの市町村と協定を締結する、もしくは、すべての市町村の連名で協定を締結する等の方法が考えられます。地域の実情に応じ適切な方法を選択してください。

(問34) 協定と活動計画>協定の相手方(都道府県との協定)

(問34) 市町村ではなく、都道府県と協定を結ぶことは可能か。

活動組織の行う活動が広範囲にわたる場合でも、実施要領の運用の第6の3(協定)に基づき活動を行う場所の市町村と協定を締結することになります。

これは計画どおり活動が行われているかどうかなど、実施状況を市町村に確認してもらう必要があるからです。(実施要領の運用第6の8(実施状況の報告)及び9(実施状況等の確認)を参照)

(問35) 協定と活動計画>協定面積の設定方法

(問35) 協定面積はどのように設定するのか。

協定面積の設定にあたっては、協定区域と計画している活動及びその効果や影響範囲等と整合しているかの確認を適切に行うことが必要です。活動組織、市町村及び地域協議会は確認表の作成・徴収により確認しつつ作業を進めてください。その際、以下の点に留意してください。

なお、活動中の取組にあっても、確認表に準じて、協定の内容と実際の活動が整合していることを適時、確認してください。

○藻場の保全・サンゴ礁の保全については、海藻やサンゴが着生可能な基質(磯場等)の面積とすることが望ましいが、不明な場合や海藻・サンゴ及びそれらの基質がパッチ状・点状の場合は、それらを包含するエリアを設定。

○魚介類の放流については、放流対象魚種をモニタリングする範囲を設定。

○干潟等の保全については、保全対象生物を設定した上で、それらの生息可能区域の面積とすることが望ましいが、詳細が不明な場合は、それを包含するエリアを設定。

○ヨシ帯の保全については、現存するヨシ群落あるいは再生を目指すヨシ群落の面積とヨシの生育に影響を及ぼすと想定されるヨシ帯前面の水域の合計面積を設定。

○内水面生態系の維持・保全・改善については、活動を実施する河川区域(堤防敷および堤外地)

の面積を基本とし、当該活動による効果が一定範囲に広がると想定される場合には、効果が及ぶ水域の合計面積を設定。

なお、算出が困難な場合は、活動を実施する河川上下流端の平均河川幅に、その間の河道延長を乗じた面積を設定。

○漂流、漂着物、堆積物処理については、実際に清掃を行うことが可能な面積を基本として設定。

○国境・水域の監視については、年度毎に監視場所が異なることは想定していないことから、1年間で監視可能な範囲を設定。

(問36) 協定と活動計画>モニタリング費の扱い

(問36) モニタリングが必須とされている活動においては、モニタリング費を計上することが必須条件か。例えば、沿岸一体のモニタリングを県の事業で別途行っているのに、機能発揮活動費を中心に交付金を受けたいが、それは可能か。

モニタリングが必須とされている活動において、他の事業のモニタリング情報を活用することは差し支えありません。その際は、モニタリング費用は不要として交付金を申請して頂くことになります。

(問37) 協定と活動計画>活動年限

(問37) 活動計画は必ず5ヶ年でなければならないのか。

第3期対策は令和3年度から令和7年度までであり、当初から活動される場合は、予算年限である5年間の計画となりますが、第3期対策の途中年度から活動される場合は、終期にあわせた期間となります。

(問38) 協定と活動計画>モニタリングのみの実施

(問38) 5ヶ年の活動計画の中で、途中から機能発揮活動を行わず、モニタリングだけを行うことも可能か。また、初年度は計画策定又はモニタリングのみでもよいか。

機能発揮活動とモニタリングはセットで実施する必要があります。

(問39) 協定と活動計画>再生見込みのない藻場の保全活動・休止

(問39) 以前は藻場であったが、今はまったく藻が生えていない磯焼け状態である。再生しない可能性もあるが、保全活動を実施しても問題ないか。再生の見込みが無い場合、1年目で活動をやめて良いか。

現在、磯焼け状態であっても、過去に存在した藻場を回復させることを目的に、地域の共同活動として保全活動を行う場合は本対策の対象になります。

このような場合には、支援事業を活用し専門家を派遣するなど複数年かけて成果を導けるよう関係機関が協力しつつ活動を継続することが望ましいと考えます。

(問 4 0) 協定と活動計画>協定面積内での年度ごとの実施区域

(問 4 0) 協定面積が広すぎて 1 年の活動で全面積をカバーできないこと等の理由により、協定面積を年度ごとに区切って、年度ごとに順番に活動をしていくことは可能か。

可能ですが、モニタリングが必須となっている活動項目については、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、協定面積と定めた区域全域でのモニタリングが行われる必要があります。

(問 4 1) 協定と活動計画>活動計画と活動実績が著しく異なる場合

(問 4 1) 活動計画と活動実績が著しく異なる場合も問題ないか。

活動計画に変更が生じた場合は、実施要領の運用の第 6 の 3 (協定) の (2) 及び実施要領の運用の第 6 の 6 (対策事業の採択申請等) の (3) に基づき、事務手続きを行ってください。

(問 4 2) 協定と活動計画>効果等の検証が十分でない取組の実施

(問 4 2) 水産多面的機能発揮対策事業の活動内容について、効果等の検証が十分にされていない試験段階のものを機能発揮活動として本事業で取り組むことは可能か。

活動組織の活動内容が本対策の趣旨に合致しているかどうかについては、事業の採択申請の際に地域協議会が地域活動指針に則ったものであるかどうか審査のうえ判断することになります。

また、試験的な取組を実施するために資材等を購入する場合には、専門家の助言を受けるなどして、適切な数量や方法等により行うようにしてください。

(問 4 3) 協定と活動計画>活動計画変更に伴う協定変更等

(問 4 3) 協定面積の変更や活動計画の変更(例:河川清掃活動回数 2 日→3 日)により、実施段階において数量が変化するが交付金額に変更が生じない場合、活動計画の変更を行い、協定変更及び採択変更申請を行うのか。

活動組織の場合、実施要領の運用第 6 (3 協定 (2) 協定の変更) との関係においては、市町村長との協議を要する事項には該当しないので変更内容を市町村長に届け出ることとなります。

また、地域協議会に対しては、実施要領の運用第 6 (6 対象事業の採択申請等 (3) 採択申請等の内容に変更があった場合の事務手続き) のウに従い、地域協議会長に必要な届出を行うこととなります。

なお、地域協議会の場合、交付要綱第 10 に掲げる軽微な変更該当するので同第 9 に規定する計画変更等の手続きは必要ありません。

(問 4 4) 協定と活動計画＞単価を設定する際の根拠

(問 4 4) 傭船料や日当の単価はどのように設定するのか。

面積当たりの単価には傭船料及び日当を含んだものとなっており、地域協議会において単価を設定することができます。

なお、日当の単価の設定については、公共労務単価を使用するなど、明確な根拠が必要です。

5 交付金について

(問 4 5) 事業採択＞交付金総額の算出方法

(問 4 5) 活動組織の事業採択に係る交付金総額は、どのように算出するのか。

事業採択申請に当たっては、活動組織が市町村長と締結した協定に付帯する活動計画にかかる該当年度における活動項目ごとの交付金額の合計額が交付金総額（以下、「採択額」という）になります。

(問 4 6) 交付申請＞交付申請額の算出

(問 4 6) 活動組織からの交付申請額は交付単価で算出するのか。

活動組織は、活動の実績に基づいて採択額の範囲内で交付申請することになります。

(問 4 7) 交付申請＞交付額の目安

(問 4 7) 地域協議会から活動組織への交付額はどのくらいが目安か。

活動組織から地域協議会に対し交付申請があった場合、地域協議会は実施要領及び地域協議会が定める業務方法書に基づき、採択額の範囲内で交付金を交付することになりますので、実績に基づく支払を行ってください。

(問 4 8) 構成員＞構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出

(問 4 8) 活動組織の構成員数に制限はあるか。数人で構成することも可能か。活動組織の構成員ではないが、例えば浮遊・堆積物の除去などの保全活動において、適宜地域住民や小学生に参加していただくことは可能か。また、このとき日当等を支払うことも可能か。

- ① 活動組織の構成員数の制限については、地域の共同活動の趣旨を踏まえ、活動内容等に基づき、協定締結時に市町村に判断いただくことが適当と考えます。事務処理の責任者等を考慮すると5名以上は必要と考えます。
- ② 活動組織の構成員であれば、日当等の支払は可能ですが、ボランティアで参加する児童等に対する日当の支払は適当ではありません。
- ③ 活動組織の構成員外の者が、活動に参加・協力する場合は事故の生じることがないように留意し、熱中症対策のためにお茶等の支給を行うなど体調管理にも気を配るようにしてください。な

お、ボランティアに係る傷害保険料やお茶代は交付対象となります。

(問49) 用途>傷害保険の取扱い

(問49) 構成員が潜水作業をする場合の傷害保険は支援対象になるか。

本事業の活動に関わるものだけに限り、構成員であるか否かに関わらず（ボランティアを含む）、活動中の万が一の事故に備えるために加入する傷害保険料は補助対象としてします。

(問50) 用途>監視船用船料の取扱い

(問50) 潜水作業をしている洋上で監視船を配置する場合、その用船料は支援対象になるか。

海中活動の安全確保に万全を期すため、見回り船や見張り人を配置する場合があります、これにかかる費用は支援対象となります。その業務を委託による場合は委託契約の透明性が図られるよう注意してください。

(問51) 構成員>メーカー等の参加・自社製品の活用

(問51) 活動組織の構成員として企業が参加し、自社製品を活用した保全活動を行うことは可能か。

活動組織の構成員として参加した一般企業から自社製品の提供（無償提供）を受けることは問題ありません。そのような企業と連携して取り組むことは活動の効率化や活性化につながるものと考えます。

ただし、構成員である企業や個人（商店）が販売する商品を購入する際は、当該製品の必要性や効果について検討するとともに、複数者から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努め、特定の者の利益にならないよう留意してください。

(問52) 交付金の用途>備品等の購入

(問52) カメラ、パソコン、箱メガネ、透明度盤、水温・深度計などの備品等の購入は可能か。

保全活動やモニタリング、水域監視等の活動、普及啓発の取組等で必要な場合であれば購入は可能です。購入した場合は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（別表（第5条関係））に定める処分制限期間においては、善良なる管理者の注意をもって管理することが必要です。

なお、他の目的や他の用途に使用できる物品については購入ではなくリースを選択するなど、外部から疑念が生じることのないよう注意が必要です。また、リース契約は国の予算の性質上、その期間が次年度にまたがないように注意してください。

(問53) 交付金の使途>トラクターの替刃

(問53) 干潟耕耘に利用するトラクターの替刃等の資機材の購入は可能か。

可能です。

なお、替刃等が反復使用に耐えられない資機材であれば、使用状況等を勘案し、消耗品として認識される場合もあります。

(問54) 交付金の使途>活動での弁当、お茶等の費用

(問54) 活動での弁当、お茶等の費用は交付金の対象とすることができるのか。また、会場借料も交付金から支出して良いか。

活動での弁当、お茶等については、社会通念上、妥当な範囲の支出ができます。ただし、これまでと同様に交付金の目的に照らして適切な範囲で行ってください。

また、活動の一環として活動組織が会場等を使用し借料が発生する場合、交付金から支出することは可能です。

(問55) 民間業者の活動組織参入、重機のリース等

(問55) 民間業者が活動組織に入ってもよいか。当該民間業者から重機のリース、種苗の購入等を行ってもよいか。

いずれの状況も可能です。

ただし、構成員及び構成員との契約、リースについては、複数者の見積もりの徴収や契約理由等の整理が必要であるなど、上述のとおり注意が必要です。

(問56) 交付金の使途>重機の使用

(問56) 活動項目で重機を使用したい。リース(委託)すると交付単価の7割ほどかかるが可能であるか。

活動の内容、地域の実情等を踏まえ、地域の共同活動支援の趣旨に反せず、地域協議会がやむを得ない事情があると判断した場合は可能です。

(問57) 交付金の使途>活動及び事務の一部委託

(問57) 実施要領の運用第6の5において、本対策の活動及び事務の一部を委託することができることとされているが、その委託の費用に上限はあるのか。

委託の費用は交付金の50%未満とし、必ず委託内容や委託金額の算定、契約内容や選定理由等が分かる書類を整理しておいてください。

(問58) 交付金の使途>委託可・不可なもの

(問58) 以下のような場合、委託することは可能か。

- ・ 機能発揮活動に特殊な船舶・重機や機器類の使用、あるいは有資格者・ダイバー等、専門技術者を必要とする場合
- ・ モニタリングを精密に実施することは、水産多面的機能発揮対策事業の効果的实施に資することから、都道府県の水産試験場や専門の民間会社等に委託する場合
- ・ ウニの密度管理等、潜水が必要な保全活動で漁業者が潜水できないため、ダイバーに委託をする場合
- ・ 活動組織の構成員では対応できない特殊作業等について、委託して実施する場合

活動組織の構成員では対応できない潜水作業や専門的な調査・分析、危険性や緊急性を伴う災害により発生した流木等の回収処理などの保全活動等については委託して実施することができます。

委託契約については、複数者から見積もりを徴収することに加え契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

(問59) 交付金の使途>第三者への事務の委託

(問59) 構成員（漁業者）が書類作成や会計管理等の事務を行うことが困難な場合は、当該事務を第三者に委託して実施することは可能か。

地域協議会同様に事務委託を行うことは可能です。

(問60) 交付金の使途>構成員が所属する団体への事務委託

(問60) 活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合の注意点はるか。

事務作業は基本的に、活動組織の構成員（個人または団体）が行うこととなります。

ただし、構成員のみでは全ての事務作業が困難と判断され、また、活動組織の規約に基づき決定した場合、事務の一部を委託することが可能です。

活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合、委託契約は活動組織と団体とで締結することになります。

また、活動組織の構成員として団体名で登録しており、事務作業を同一団体へ委託する場合は、活動組織の構成員である者と委託先の団体内部で事務作業を行う者は同一人物にならないようご注意ください。

事務委託については、P58（一般-8-）問9を参考にしてください。

(問61) 交付金の使途>イベント開催又は参加費用への交付金の支出

(問61) 交付金をイベントの開催または参加費用に充てることは可能か。

環境・生態系保全や海の安全確保に関連し、その効果を高めるために一般向けのイベントやシンポジウムを開催する費用に交付金を充てることは可能ですが、単なる魚食普及などのイベントの開催や参加費用に交付金を充てることはできません。

(問 6 2) 交付金の使途>確定申告への支払証明書の発行主体

(問 6 2) 構成員個人が確定申告する際は、支払証明書が必要になるが支払証明書は誰が発行するのか。

支払証明書については、実際に支払を行う活動組織が発行するものと考えられます。申告の際は、個別に所轄の税務署等にお問い合わせください。

(問 6 3) 交付金の使途>日当に対する源泉徴収

(問 6 3) 対象活動組織が、機能発揮活動に参加した構成員に対し日当などを支払う場合、源泉徴収を行う必要があるか。

日当については、金額や受け取る側の事情により、取り扱いが異なるため、詳しくは所轄の税務署等にお問い合わせください。

(問 6 4) 交付金の使途>研修会等への旅費の支出

(問 6 4) 研修会等に活動組織の構成員が参加する際、旅費を活動費から充当することは可能か。

研修会の内容が水産多面的機能発揮活動に係るものであり、かつ機能発揮活動の技術的水準の向上に資するものである等の説明ができれば、必要最少限の人数で参加することは可能と考えます。

その際、地方公共団体の旅費規定を参考にするなど必要最小限の金額にする必要があります。

(問 6 5) 使途>事務作業員への日当支給

(問 6 5) 毎回の活動に漁業者以外のメンバーを活動記録、写真整理帳・日当領収一覧表、出納簿のPCでの整理・作成業務専門要員として参加させ日当を支給してよいか。可能な場合、その日当支出の根拠としてどのようなものを参考にしたらよいか。

構成員として登録し、活動組織が行う活動について業務分担を行った結果、上記のような事務局の役割を担う者への日当は支払って頂いて構いません。日当の額は公共労務単価を使用するなど明確な根拠に従い独自に決めてください。

構成員となっていない場合にはボランティアでの参加となり、日当の支払はできませんのでご注意ください。

なお、漁協の職員が事務局運営に従事する場合、漁協の就業規則等との関係を整理しておく必要があります。

(問 6 6) 使途>漁協職員の活動の取扱い

(問 6 6) 漁協職員が勤務時間中に構成員として活動に参加する場合、漁協の就業規則等との関係をどのように整理すればよいか。

漁協職員が漁協の勤務時間内に活動に係る事務作業をすることで職務専念義務等に疑義を持たれ

ることがないよう、勤務時間外に作業したり、当該作業を外部委託とすること等が考えられます。それらに拠らない場合は、漁協代表者の了承を得ておくようにしてください。

(問67) 使途>活動日の重複

(問67) 午前に耕うん(4時間)、午後に海浜清掃(4時間)など、同じ日に違う項目の活動を実施し、同一人が双方の活動に参加する場合、日当は時間単価で計算して支給するのか。

環境・生態系保全に係る取組の活動日が重複した場合の日当の支給については、それぞれの活動項目ごとに1日分の日当を支給するのではなく、時給を設定するか、日当を割り戻して時給換算するなどして、それぞれの活動項目ごとに時間単価で計算して支給してください。

(問68) 使途>国境・水域の監視活動における傭船料

(問68) 海の安全確保のうち、国境・水域の監視の活動については、海況等の影響を受けやすく、取組時間が3時間であったり8時間であったりと、毎回異なることが多い。この場合においても傭船料は定額で良いか。

国境・水域の監視の活動については、各活動組織における監視対象水域を平均10km²の規模とし、監視にかかる所要時間を概ね3時間であると想定しています。概ね3時間以上の取組を1回として計上してください。

(問69) 使途>役員への手当

(問69) 活動組織において、計画の進行管理や地域協議会への提出書類づくり、日当支払のための会計処理等の事務作業を活動組織の役員が行う場合、その費用として日当等の手当を支給してよいか。

活動組織の「役員」に対する役員手当は支弁しません。

一方で、特に小規模な活動組織においては、「役員」が活動計画の策定や会計処理等の本対策に係る実務を担っており、当該作業に対する日当等を支出することは可能です。「役員」への報酬の支出可否は、実際に活動を行っている者か否かで判断してください。

(問70) 使途>活動項目間での流用

(問70) 活動項目間で交付金を流用することは可能か。

活動項目間での流用に当たっては、交付要綱第9及び第10に規定する計画の重要な変更該当していないか特に留意する必要がありますので事前にお問い合わせください。

(問71) 使途>日当の支払方法

(問71) 日当の現金払はできるのか。最近の会計検査の流れを見ると、受領印付き出面表では通用せず、口座振込の証拠書類を求められるようだ。

日当の現金払は可能です。

事前の参加確認による活動参加者名簿の作成、直筆の署名または受領印、当日の活動参加写真などを記録として残し、第三者でも確認(視認)できる記録を証拠書類として保管してください。

(問72) 用途>講習、研修会等の参加における日当について

(問72) 本事業に係る講習や研修会等に構成員が参加した場合、日当の支払いは可能か。

日当は、活動組織が行う活動に参加する者に対する報酬として支払われるものであり、構成員が講習、研修会等に参加する行為は日当の対象とはなりません。この場合は、旅費(一般に諸雑費に相当する日当が含まれる)として処理してください。

なお、旅費の額については、地方公共団体の旅費規程を参考にするなど合理的かつ透明性が図られる金額にする必要があります。

(問73) 支払(国→地域協議会)>国費の概算払の計画

(問73) 国費の概算払の計画をご教示ください。

国から地域協議会への交付金については、財務省との概算払協議が調った後、事業の進捗状況に応じて概算払ができます。

ただし、諸般の事情により財務省との概算払協議が調わず支払時期が遅れる場合があります。

概算払は、原則として出来高を限度として支払うことが可能ですが、請求にあたっては、出来高または予定出来高の精査を十分に行い、過剰な請求による交付金返還が生じないように注意してください。

(問74) 支払(地域協議会→活動組織)>交付金支出に伴う確認内容

(問74) 交付金の交付については、出来高による精算払と説明があった。地域協議会から活動組織への交付金交付については、活動実績を確認すればよいのか。それとも支払実績を確認する必要があるのか。

活動組織からの申請に基づき交付してください。交付のための確認方法は、年間計画や写真等で活動実績を確認することが考えられますが、具体的には地域協議会で定めて構いません。

なお、実施状況を確認する際は、金銭出納簿や証拠書類等とともに地域協議会や市町村などが連携して確認するようにしてください。

(問75) 地方負担>事業費の上乗せ額の判断

(問75) 事業費の上乗せ額は、地方で判断して良いのか。

地方公共団体が、国と地方公共団体が支出する合計額の3割以上を負担する場合に優先採択することとなっており、3割を超える部分の上乗せ額については、地方で判断してください。

なお、経緯について、平成27年度まで、本事業は、地域の実情によりその活動量に差があることから、地方公共団体の負担については、統一的に規定せず、国が最低限を定額にて支援し、不足分を地方公共団体に負担していただくことを基本としていました。

しかし、本事業は、「平成26年秋のレビュー」において、想定していた関係者の負担割合と実態がかい離しており、更なる地方負担を求めることを含め費用負担のあり方について、見直すべきと指摘を受けたところです。

このため、地方負担については、平成26年秋のレビューの指摘を踏まえ、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ、「環境・生態系保全」に係る活動については平成28年度から、地方公共団体が、国と地方公共団体が支出する合計額の3割以上を負担する場合に優先採択する仕組みとしています。

(問76) 地方負担>都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付

(問76) 県、市が活動組織に直接交付することはできるか。地域協議会を経由して活動組織に交付するのか。

地方公共団体に3割以上の負担をお願いする一方で、本事業における地方公共団体の関わり方としては、地域協議会や活動組織と連携して取り組むことを想定していますが、地方公共団体から直接、活動組織に交付する仕組みとはなっていません。

なお、地方公共団体は、地域協議会を経由して活動組織に交付することにより、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。

(問77) その他>啓発普及（学習会の開催への支援）

(問77) 地元で専門家等を招き、磯焼け対策についての学習会を開催する場合は支援の対象になるのか。

本対策では、専門家を派遣し、活動をサポートする支援制度があります。まず、この支援制度の実施機関である全国漁業協同組合連合会、あるいは内水面に関する事項については全国内水面漁業協同組合連合会にご相談ください。

この支援制度によらない場合でも、保全活動の一環としての必要性を明確にした上で、謝金や旅費を支出しても構いません。

(問78) その他>活動費の繰越

(問78) 地域協議会や活動組織で使い切れなかった交付金は、国、都道府県及び市町村に返納すべきか。繰越して次年度に使用することは可能か。

交付金は原則として、活動の出来高に応じた精算払であるため、交付金が手元に残ることは通常あり得ませんが、年度末に交付金が残った場合は、国あるいは都道府県及び市町村に交付金を返還することになります。

なお、交付金の残額を、次年度に繰越すことはできません。繰越した場合は、加算金を含めて国等に返還していただきますので十分に注意してください。

(問79) その他>活動費の立替

(問79) 事業採択から実際に交付金が、概算払請求により支払われるまでの間、活動費の支払はど
うすればよいのか。個人や漁協が立て替え払いしておいていいのか。

必要資材の購入等やむを得ない場合には、活動組織を構成する個人又は漁協が立替払をすることも可能と考えます。その際次ページの(例)のような帳簿を整備するなど、適切な経理が行われるように努めてください。

立替払帳簿(例)

活動組織名：〇〇の会

採択決定日：令和〇年〇月〇日

立て替え者：水産 太郎

年月日	活動	支出内容	支出先	立替金(円)
〇月〇日	モニタリング	資材費、備船料	〇〇社	50,000
〇月〇日	母藻の投入	資材等	△△会社	100,000
〇月〇日	〇〇	〇〇	〇〇	5,000
	計			155,000

交付通知日：令和〇年〇月〇日

立替金精算日：令和〇年〇月〇日

精算金額 155,000 円

署名 水産 太郎

活動組織名あての領収書を保管(立替者あての領収書にしないこと)

(問 8 0) 水福連携>障がい者の日当

(問 8 0) 活動を行う障がい者の日当はどのように設定すべきか。

障がい者の日当について水準のようなものがあればそれを参考にしてください。

(問 8 1) 水福連携>介護者の日当

(問 8 1) 障がい者に付き添う介護者の日当はどのように設定すべきか。

例えば、障がい者の野外活動（海浜での漂流物等の処理等）で海藻の回収に従事する際の介護については掛かり増し経費として日当相当額（時間給）を支援することが可能です。その際の名目は日当ではなく「その他対策事業に必要な経費（運用通知第 9（2）ソ）とし、その額は、通例に従い、公共労務単価等を参考に時間給などとして活動組織が定めてください。

なお、施設内での活動については、施設等から支払われる給料に含まれているものと考えます。

(問 8 2) 水福連携>資機材の取扱い

(問 8 2) 活動に必要な資機材はどこまで支援対象とすべきか。

活動の際の飲料や弁当代、傷害保険の掛け金などは通例に従い支援することができます。その他に、砂浜を車いすで移動する際に必要な資材や水辺で着用する際の長靴などが想定されますが、適宜、お問い合わせください。

(問 8 3) 水福連携>活動の確認（時間）

(問 8 3) 障がい者は活動に集中できない場合があるが活動時間をどのように確認すればよいか。

活動の記録は、活動の責任者が活動記録日誌に記載するようにしてください。

障がい者がグループで活動する場合、障がいの程度によって活動時間に個人差が生じることが想定されますが、全体の状況を踏まえて「1時間」などと統一するなどの工夫をしてください。介護者の活動時間については、障がい者の活動の前後に事前準備や後片付けなどの付随する時間を含めて活動時間とすることは合理的であると考えています。

(問 8 4) 水福連携>活動の確認（写真）

(問 8 4) 団体行動が不得手なため集合写真を写せない場合があるが、どうすればよいか。

日当支払いの根拠となる人定のための写真は必須です。

なお、集合写真に拠らずとも当日の各人の写真を組み合わせることで構いませんので、状況に応じて工夫してください。

(問 8 5) 水福連携>日当領収書の取付

(問 8 5) 障がい者への日当払いの際、領収書の取付が難しい場合はどのようにすればよいか。

障がいの程度や施設の運営方針等を考慮する必要がありますが、障がい者本人に支払われたと判断できるよう、活動組織（代表者や会計責任者）、福祉事務所等責任者、障がい者の保護者（あるいは代理人）との間で予め日当を支給する際のお金の流れと責任の所在を整理しておいてください。

(問 8 6) 水福連携>利活用による利益の取扱い

(問 8 6) 活動の一環で廃棄物の利活用に取り組んだ場合の販売代金は利益と見なすべきか。

活動の一環で廃棄物の利活用に取り組んだ成果物が販売されることが想定されますが、当該成果物に投下される経費を含めた全体の収支が赤字なのか黒字なのかを見極め、赤字であれば利益と見なす必要はないものと考えています。

6 活動項目について

(問 8 7) 活動計画>活動項目の継続的な実施

(問 8 7) 初年度に計画した項目については5ヵ年間実施しなければならないのか。

本事業は、5ヵ年の計画を立てた上で、多面的機能が発揮されるように活動していただくこととなっておりますので、基本的には計画通り実施していただくことが望ましいです。ただし、対外的に説明できる理由を整理した上で、活動項目を追加する場合や、市町村と締結した協定の活動以外の活動項目を変更する場合は、協定の変更が必要となります。また、変更した協定に基づき地域協議会に対して採択変更承認申請が必要となります。

(問 8 8) 活動計画>計画変更の可否

(問 8 8) 次の事例の場合、計画変更は可能なのか

- (1) 5年間の活動計画を作成した後、例えば「1 環境・生態系保全」のみで計画していた活動組織が、2年目以降計画を変更して「2 海の安全確保」の分野も追加して活動ができるのか。
- (2) 予算の範囲内であれば、年度内での計画変更（採択変更）は可能か。

(1) 及び (2) とともに国の予算の範囲内であって、地域協議会、市町村が認めれば変更は可能です。

変更を行う場合には、事前に、なぜ当初策定した計画を変更する必要があるのかという、活動をj確認する地元市町村との協定変更が可能か等、検討すべき事項があるので、ご注意願います。

(問 89) 活動計画>魚介類の放流の対象

(問 89) 活動内容 (別表 1) ③魚介類の放流について、「生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流」とあるが、遊漁者が利用できる魚類 (スズキ、カサゴ等) なら何でも良いのか。

魚介類の放流種については、漁業権対象種のように漁業者のみが利用できる種ではなく、国民が遊漁により自由に利用している種であって、保全している藻場や干潟等の機能を発揮することに貢献し得る種を想定しています。

また、漁業権対象種であっても、国民の理解の増進の一環として漁業資源の保全を解説した上で、教材として参加者に見合った尾数であれば放流体験活動が可能です。

なお、生態系や生物多様性を毀損しかねない魚種や数量の放流とならないよう、計画策定・承認時にはご注意ください。

(問 90) 活動計画>魚介類の放流の対象 - 2

(問 90) ホンビノスガイなど外来種の放流の取り扱いについて

外来生物を栽培漁業に導入することは水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針第 2 項 (7) で「生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない」とされており、平成 29 年 11 月 30 日付け漁場資源課長名事務連絡「平成 27 年 3 月 26 日付け事務連絡「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の公表について」について (再周知) においても上記基本方針について言及したところです。

水産多面的機能発揮対策事業の魚介類の放流については栽培漁業を目的として行うものではなく生態系の維持・環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流を行うものですが、外来種の導入についての考え方としては上記基本方針と同様に生態系に及ぼす影響が明確でないことから、ホンビノスガイを多面的事業に活用することは不適と考えます。

なお、基本方針についての詳細は都道府県の外来生物担当にご確認ください。

(問 91) 活動計画>魚介類の放流と類似する活動内容の取扱い

(問 91) 活動内容 (別表 1) ③魚介類の放流について、

- (1) ④干潟等の保全「機能発揮のための生物移植」と③魚介類の放流 (貝類) の相違点についてご教示ください。
- (2) 干潟等の保全の活動をする場合は、④の「機能発揮のための生物移植」を優先するということか。あるいは、積算して有利な方を取ってよいのか。
- (3) 干潟等の保全の「機能発揮のための生物移植」を実施する場合、同じ海域では魚介類の放流と重複して実施できないと解してよいのか。

(1) ④干潟等の保全「機能発揮のための生物移植」が干潟等の保全を目的としているのに対し、③魚介類の放流 (貝類) では、干潟にとどまらず「機能発揮のための生物移植」

のほか「漁業権対象種ではなく、広く国民に利用される魚介類の放流に対する支援」を目的とした活動を想定しています。

なお、広く国民に利用されるという理由で本事業を使用した場合、その効果をモニタリングによって検証する必要があります。

(2) 活動の目的に合致したメニューを利用してください。

(3) 活動項目が異なるため、両項目を重複して実施することも可能です。

(問92) 活動計画>漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い

(問92) 活動内容(別表1)⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」について、

(1) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」との相違点についてご教示ください。

(2) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」と同じ海域では重複して実施できないと解してよいか。

(1) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」は藻場等の保全を目的としていることに対し、

⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」は広く海洋の環境保全を図ることを目的としており、藻場以外でも広く利用できるものです。

(2) 活動項目が異なるため、両項目を重複して実施することも可能です。

(問93) 活動計画>漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃

(問93) 漂流、漂着物処理について、漂流・漂着物処理を行う場所について制限はあるのか。

また、市の委託事業により、(浮遊している漂流物は清掃しておりませんが、)漂着物について海浜清掃を実施しているが、補助対象となり得るのか。

漂流、漂着物処理の場所は制限していません。

海浜清掃については対象となり得ます。事業の趣旨が同じであれば、市から事業費(多面的を目的とした事業)として支出されていた費用について、多面的機能発揮対策の上乗せ分としていただき、より充実した事業にしていただければと考えます。

ただし、市の事業費(多面的以外を目的とした事業)で日当等が交付されている場合、本事業との二重交付とならないように、本事業と市の事業との仕分けをしっかりと整理してください。

また、災害による大規模な漂流・漂着物の回収であれば、災害復旧が目的であるため、本事業の趣旨とは異なることとなります。また、操業の安全を図るためであれば、漁業者のみの利益と考えられます。

例年、台風シーズン後にゴミが増えるので、周辺環境を良くする、きれいにする目的で、その時期に(港湾、漁港区域も含めて)環境保全活動をする、ということであれば当初からの計画が可能となりますので、管理者の責務を果たしてもらいながら、管理者の了解のもとに実施することが必要です。活動組織が環境保全活動をするからと管理者が手を引くことにならないよう、管理者の責務と活動組織の取組が良いバランスとなることが望ましいと考えます。

(問94) その他>河川区域で実施する際の留意点

(問94) 河川区域で本対策を実施する際の留意点はなにか。

本事業では、一般的に漁業者等で設置可能な恒久施設とならないもの、例えば、取り外しが可能である仮設的な魚道の設置、石倉の整備、河床耕転などを支援対象としています。河川の清掃活動などの効果を促進するために行う活動としていることから、河川の清掃活動などとあわせて行う必要があり、これらの効果促進活動は都道府県知事が認定する必要があるため、都道府県とあらかじめよく相談してください。

なお、水面において工作物を設置する場合は、事前に河川管理者の関係機関に対し、水面の占用許可などの手続きが必要となる場合がありますので、十分注意してください。

(問95) 活動計画>船でしか行けない場所での漂流漂着物処理

(問95) 漂流、漂着物処理について、船でしか行けないような海岸・入江での漂流・漂着物の環境保全を行う活動は対象になるのか。

対象になります。

(問96) 活動計画>水域監視中に発見した流木等の取扱い

(問96) 水域監視中に流木やごみを発見した場合、それらの回収・処理は支援対象になるか。

国境水域監視や海の監視ネットワーク強化は水域の監視・情報収集活動を通じて海の安全確保に取り組む者の人件費や必要な資機材の購入を支援するものです。このため、水域監視中に流木やごみ等を発見した場合の回収費用や処理費用は水産多面的機能発揮対策事業の支援対象にはなりません。緊急を要する場合には海上保安部や所属漁協に連絡する等の対応をお願いします。

なお、水産庁では、環境省とともに、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した漁業者による海洋ごみの持ち帰りを推進しています。同事業により、漁業者が操業中に回収した流木やごみを港まで持ち帰り、市町村が処理する体制の構築が可能ですので、県の環境部局や地元自治体と相談してください。

(問97) 活動計画>産卵礁の設置

(問97) イカの産卵礁として山の木の幹等を切って束にして錘をつけて海底に沈めるような活動(=イカ柴の設置)は事業の対象になるのか。

特認活動のため、第三者機関の設置や都道府県知事の承認等が必要ですが、イカの産卵礁の設置が多面的機能の発揮につながることで、また、地域として必要な資源であることなどを確認し、地域協議会で承認を受ければ可能です。

なお、構造物の設置については管理者(都道府県知事等)と事前に相談するなどの対応をお願いします。

(問98) 活動計画>無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項

(問98) 無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項はあるか。

本事業は水産多面的機能を発揮させることにより、広く国民にその恩恵を享受して頂くための事業であり、その目的を達成する活動への支援であることから個人の財産に対して何らかの助成を行うものではありません。

以下の注意事項を参照の上、計画性を持って計画を策定してください。

- ① 無線機器は活動組織が購入し、構成員に貸与するという形になります。従って償却期間内は個人のものではありませんのでご注意ください。
- ② 無線機器は農林畜水産業関係補助金等交付規則（別表（第5条関係））によって償却期間は10年となっています。このため、償却期間内は予算の有無にかかわらず実施していた活動と同様の活動を行って頂く必要があります。その活動に必要な機器として償却期間終了まで貸与されるという形になりますので、本事業終了後も活動組織を存続させて活動を続けるか、取得した機器を善管理できる第三者へ移管していただきます。これが出来ないときには交付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- ③ 無線機器購入後の開設費用及び開設者の免許講習費用、運用・検査・維持費用は本事業では補助対象にはなりませんので自己負担となります。
- ④ 活動組織が構成員に無線機器を貸与する際には、無線機器の使用者と活動組織との間で何らかの契約行為がなければ活動組織が貸し出すことができませんのでご注意ください。なお、無線機器設置後、活動組織から離脱しますと無線機器は活動組織に返却する事になります。
- ⑤ 無線機器設置にあたっては、訓練等に使用して頂く事が条件となります。設置のみや予備機購入は認められません。あくまでも活動を行う為に使用する機器を整備するものです。

(問99) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上

(問99) ①藻場の保全、③魚介類の放流、④干潟等の保全、⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合、モニタリング費はそれぞれの項目で計上するのか。

モニタリング費は、それぞれの項目で計上してください。

ただし、活動エリアが重なり、モニタリングが他の活動項目と重複する場合には、効率化を図る観点から1つのモニタリングを選択して活動を行って頂いて構いません。

(問100) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上ー2

(問100) 例えば③魚介類の放流と⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合で、どちらもモニタリングが必須の場合で、
(1) 他の活動項目のモニタリング費で共通して使用する場合
(2) 交付金を貰わず、片方のモニタリングを自己資金で行う場合
活動計画へどのように記載したらよいか。

モニタリング費用は活動項目から選択して行う、または自己資金でモニタリングを行うというどちらでも構いませんが、モニタリングは必ず計画には入れておく必要があります。

なお、モニタリング費を共通して使用する等で、モニタリング費用が発生しない場合には、金額は0円として計上してください。

(問101) 活動計画・モニタリング>石倉設置の特認

(問101) 石倉の設置をしたいが、⑥の環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善のメニューは実施せず、⑧の「③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動」のみを都道府県知事が特別に認めることで実施することは可能か。

石倉等の設置については、環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善の活動であり、⑧は生態系の維持等の効果促進に資する活動となるので、⑥の活動を行うことは必須です。

具体的には、石倉の設置にかかる作業員（構成員）の日当や、効果検証のためのモニタリング費を⑥の活動で、設置する石倉の費用を⑧の特認活動として実施することが考えられます。

(問102) 災害対応>自然災害への対応

(問102) 自然災害による大量の流木や土砂に対してどのように活用できるか。

本事業は海岸や河川の維持・保全・改善活動（例えば、河川清掃など）そのものに対する支援を目的にしたものではありません。

一方で、漁業者や地域住民等により構成される活動組織が、藻場や干潟、河川や湖沼等の環境生態系を保全する一環として、流木やごみ、所有者が不明ながれき等を回収・処理する場合には本事業を活用できます。自然災害による大量の流木等の回収処理に当たり必要な手続きが発生する場合もあるので相談してください。

(問103) 災害対応>初動対応への活用

(問103) 初動対応に活用したいがどうすればよいか。

豪雨等の自然災害で流出した流木被害に対応するため、本事業において採択通知を受けている交付金の枠を活用して初動対応に取り組むことは可能です。その場合は、活動内容などについて事前に水産庁までご相談ください。

(問104) 災害対応>激甚災害指定時の特例措置

(問104) 自然災害が激甚災害指定された場合に支援の特例措置はあるのか。

運用通知の別表2の欄外（※3）のただし書きにより、水産庁長官が別に定める場合には、通常3割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに（別表2関係）、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用とする措置（別表3関係）を講じます。

これまで、以下の災害について特例措置を講じています。

- ・平成 28 年 熊本地震
- ・平成 28 年 台風第 7、9、10、11 号による北海道、岩手県での豪雨被害
- ・平成 28 年 台風第 16 号による鹿児島県、宮崎県での豪雨被害
- ・平成 29 年 梅雨前線及び台風第 3 号による福岡県、大分県での豪雨被害
- ・平成 30 年 梅雨前線及び台風第 5、6、7、8 号による豪雨被害
- ・平成 31 年 台風第 15、19 号等による豪雨被害
- ・令和 2 年 九州地方を中心とした 7 月豪雨被害

(問 105) 災害対応＞記録の保管

(問 105) 災害時の活動において記録の確保など注意することはあるか。

活動の記録の仕方は通常の活動と何ら変わりはありません。災害時は自身の生命や財産、生活の維持など厳しい状況にあるものと推測しますが、支援の適格性を確保するために活動の内容や活動に参加した者の特定など必要な記録は確実に確保するようにしてください。

(問 106) 災害対応＞災害時の取組における支援対象の範囲

(問 106) 災害時の取組における支援対象の範囲について具体的に教えて欲しい。

藻場や干潟、河川や湖沼等に流出した流木やごみ、所有者が不明ながれき等の回収に係る人件費、重機のリース料、資機材購入費、回収ごみ等の移動に必要なレンタカー代、回収ごみ等の処理費用（施設利用料）などが想定されます。

(問 107) 災害対応＞モニタリングの取扱い

(問 107) 災害対応で活動した際のモニタリングの扱いについて（激甚災害）。

激甚災害指定に伴う特例措置は、豪雨や暴風雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響が懸念される際、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、活動組織による流木等の回収・処理などの取組を支援するものです。このような沿岸海域等から流木等を速やかに除去し処理することを第一にした取組なので、特例措置についてはモニタリングを実施する必要はありません。

ただし、特例措置を講じた沿岸海域等の生物の生息がどのように保護あるいは改善されたのかを把握するため必要な状況把握はしてください。

(問 108) 災害対応＞活動組織や地域協議会の関係規定の整理

(問 108) 災害時活動組織の規約等関係規定との整合性。

活動組織が流木やごみの回収に取り組む場合、活動計画に活動項目の「海洋汚染等の原因となる漂流・漂着・堆積物処理」や「環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善」が、活動内容の「浮遊・堆積物の除去」（藻場の保全、サンゴ礁の保全、干潟等の保全、ヨシ帯の保全）が含まれていることが必要です。

また、流木等の回収を行おうとする区域が協定区域に含まれていることが必要です。これらの要件に合致しない場合は活動計画の変更等の手続きを行うことが必要となります。地域協議会におかれては、これら活動組織による取組が地域活動指針と整合しているかを確認してください。これらの要件に該当しない場合は地域活動指針を変更する手続きが必要となります。いずれの場合も、手続きが未了の状況において行われる活動は支援の対象にはなりません。

(問109) 災害対応>活動組織の設立

(問109) 活動組織が存在していない場合はどのようにすればよいか。

本事業による支援を受けるためには流木等の回収・処理などに取り組む活動組織が存在していることが必要です。適当な活動組織が存在しない場合は活動組織を早急に立ち上げて対応することになりますが、それまでの間に行われる初動対応などは支援の対象にはなりません。活動組織の立ち上げについて関係漁業者や地元自治体などと日頃より検討しておくようにしてください。

(問110) 災害対応>重機使用等の取扱い

(問110) 流木やごみの回収・処理に重機が必要となるが外部委託してよいか。

流木やごみの回収について、活動組織が自力で対応できることと重機の使用など外部委託することなどを整理した上で、必要な範囲で外部委託しても構いません。外部委託する場合は、複数者から見積書を徴収して比較するなど通常の留意事項に従ってください。

(問111) 災害対応>災害時における委託費比率の考え方

(問111) その場合の委託費の事業費に占める割合は従来通り50%未満なのか。

激甚災害に指定される大規模災害の場合、流木等の回収や移動に重機の使用が不可欠な場合が想定されます。災害の状況等を踏まえ個別に検討する必要がありますので、水産庁にお問い合わせください。

(問112) 災害対応>災害対応が収められた後の取組

(問112) 激甚災害対応した翌年にも同規模の活動を継続する必要があるか。

激甚災害対応した翌年には既に流木等の被害が収まっていると考えられることから、同規模の活動を継続する必要はありません。

なお、前述の特例措置の指定を受けた被害が収まった干潟等で通常の保全活動を実施する場合には地方負担が必要となりますが、環境生態系保全活動として引き続き取り組んでもらいたいと考えています。

(問 1 1 3) 災害対応＞海岸や港湾での取組

(問 1 1 3) 管理者がいる海岸や港湾、内水面での取組は支援対象となるのか。

一義的には海岸や港湾の管理者、河川の管理者が対応すべきことと考えます。

ただし、災害の状況により、流木等の影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善する必要がある場合等は、水産庁にお問い合わせください。

(問 1 1 4) 災害対応＞個者支援

(問 1 1 4) 流木等による養殖筏や定置網への被害防止に本事業を活用することはできるか。

災害時のみならず本事業の考え方として、個者支援に該当することがないように慎重に検討してください。

7 モニタリングについて

(問 1 1 5) モニタリングの目的

(問 1 1 5) モニタリングは何のために実施するのか。実施上の留意点は何か。

環境生態系保全の取組では、沿岸域や河川・湖沼の環境に変化をもたらした原因について検討し、その結果に基づいて仮説を立て、保全対策を検討し、実行するというプロセスで進むこととなりますが、モニタリングは保全対策を見直していく上で仮説を検証するという重要な役割を担っています。さらに、モニタリングは自己評価や地域協議会による二次評価、国による事業全体評価の基礎資料になるものなので、その目的が十分達成される必要があります。そのような理解の上で、モニタリングの手引きに準じて実施するようお願いいたします。

(問 1 1 6) 協定面積が複数に分かれる場合の定点の設定

(問 1 1 6) 協定面積が複数の区域に分かれている場合、モニタリングは協定面積全体の状況を把握する必要があるとすると、全ての区域に定点を設定することになるのか。

基本的にすべての区域にモニタリング定点を設定することになります。

(問 1 1 7) 活動の効果が波及する範囲の特定

(問 1 1 7) 活動の効果が波及する範囲がモニタリングの結果により特定できず、膨大な協定面積としなければならない場合にどのように対応すればよいか。

協定面積が膨大に大きく活動の効果が波及がまったく想定し得ないと考えられる場合は協定面積の見直しが必要になる場合があると考えています。協定面積は、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して、活動の効果が波及する範囲等を想定して設定されるものです。活動の効果が協定面積全体に波及していることは協定面積内で実施されるモニタリングにより確認されることとなります。

(問 1 1 8) その他>モニタリングの精度・委託

(問 1 1 8) モニタリングはどの程度の精度で実施すればいいのか。調査を委託して詳細なデータを取らなければならないのか。

モニタリング定点の設定については、地域の状況や活動内容によって異なりますが、協定面積に応じて以下のモニタリング定点数を目安に設定してください。

設定に際し、箇所数が目安に比して増減したり協定面積内の一部に偏在することも想定されますが、その場合でも、モニタリングによる調査結果が協定面積全体の状況を把握できるものとなることが重要なので、定点数及びその配置等について、必要に応じて専門家の協力を仰ぐなどして対応してください。

なお、モニタリングは活動組織が実施できるもののほか、より効果的な取り組みを行うため、調査を委託して詳細なデータを把握することも有効であると考えます。

協定面積が 10ha 未満	:	5 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 10~50ha	:	10 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 50ha 以上	:	20 箇所以上のモニタリング定点を設置

(問 1 1 9) その他>モニタリングの精度・委託-2

(問 1 1 9) 内水面において、水生昆虫等を成果指標の対象生物として設定した場合、委託調査までして種分類を行うべきか。

まずは、活動の効果の評価するために必要不可欠か否かで判断してください。当該地域における成果指標の対象として適当な生物や、そのモニタリング方法等について、サポート専門家や地元水産試験場等と相談してください。

水生昆虫等の種を同定するためには専門的な知識が必要であることや、肉眼での同定が困難な場合があり、より精度を高めるためには外部委託が必要な場合があります。外部委託を行うかどうかは、費用対効果の観点から慎重に検討し、活動組織による分類作業により対象水域における河川環境の変化の把握が一定程度可能であれば、必ずしも外部委託まで行う必要はありません。

(問 1 2 0) 漂流漂着物処理のモニタリング

(問 1 2 0) 海岸での漂着物等の処理について、漂着物の潮や風の流れて漂着する場所と対象生物の生息場所が離れている場合、協定面積を広げると活動場所とモニタリングの場所が乖離することになるがどうすればよいか。

活動組織別の成果指標（モニタリング項目）は「モニタリングの手引き」の表 2・2 に記しており、漂流・漂着・堆積物処理の活動項目については「海岸付近に生息する魚介類・海藻等の一定面積における個体数及び一定面積におけるごみ類の量（被度・重量）」とされています。設問の場合、活動場所では回収したごみ類の量を指標にし、活動の効果が波及すると思われる箇所では指標となる生物を特定してモニタリングするなど工夫してください。

(問 1 2 1) 漂流漂着物処理の生物指標

(問 1 2 1) 海岸で漂流漂着物処理活動を行っているが、生物指標はどのようなものが適当か。

活動組織別の成果指標（モニタリング項目）は「モニタリングの手引き」の表 2・2 に記しており、漂流・漂着・堆積物処理の活動項目については「海岸付近に生息する魚介類・海藻等の一定面積における個体数及び一定面積におけるごみ類の量（被度・重量）」とされています。活動場所の状況に応じて海藻や小型甲殻類、ベントスなどを生物指標とするなど工夫してください。

(問 1 2 2) 漂流漂着物処理の生物指標－ 2

(問 1 2 2) 海岸での漂着物等の処理をする上で「生物量の増加」の成果指標は関係しないのではありませんか。

環境生態系保全の取組における成果指標は「対象生物の増加量」とされており、海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物・堆積物処理については「海岸付近に生息する魚介類・海藻類の一定面積における個体数及び一定面積におけるごみ類の量（被度・重量）」とされています。

(問 1 2 3) 魚介類の放流のモニタリング

(問 1 2 3) 移動性のある魚種を対象とした魚介類の放流を実施している場合、モニタリング定点はどのように設定すべきか。

湖沼において放流後の移動状況が想定される場合には協定面積を拡大しモニタリング定点を設定する場合があります。地理的条件や対象生物を考慮して研究機関等の助言を受けるなどしてください。

(問 1 2 4) モニタリングに関する資料の保管

(問 1 2 4) モニタリングに関する資料はどのように作成し保管すればよいか。

活動組織が作成する自己評価表にはモニタリングの結果が正しく反映されていることが必要です。このため、「モニタリングの手引き」では、活動の現場に行ってから調査項目などを考えたのでは時間が掛かり過ぎたり、調査漏れが生じることを防ぐため「モニタリング整理表（例）」を示しているので（独自の野帳を作成するなどしている活動組織やモニタリングを外部委託している活動組織にあっては当該野帳や委託事業報告書）、これを活用し、モニタリングの結果が自己評価に確実に反映されるようお願いいたします。

なお、モニタリングの結果は、第三者によるモニタリング内容の確認に資するものであり、地域協議会が二次評価する際にも活用されるものなので、他の活動記録とともに確実に保存してください。

(問125) 日常モニタリングに係る日当の取扱い

(問125) 日常モニタリングに係る経費を日当等として支払ってよいか。

日常モニタリングは日頃の活動の際に合わせて行われるものであり、活動経費に含まれていると考えています。よって、日常モニタリングに係る経費を日当として支払うことは不適切です。

(問126) モニタリング結果の継続性

(問126) モニタリングの場所や回数を変更した場合、これまでの結果との比較ができなくなるがどうすればよいか。

モニタリングの場所、時期、方法等の条件が前年度と大きく異なったまま実施している事例が見られます。モニタリングの内容を計画の途中で変更することも出来ませんが、それまでに取得したデータとの比較検討が出来なくなる可能性があるため、モニタリングを計画する際には、天候等の見直し等も考慮した上で、データの継続性が可能な限り確保されるよう、事前に十分な検討をしてください。

(問127) 協定区域外に設けた対照区の取扱い

(問127) 事業そのものの効果を比較検討するために協定区域外に対照区を設けたいが協定上どのように扱えばよいか。

モニタリングと対照区で同じ調査が行われる可能性はありますが、双方の目的は異なるので別の取扱いとする必要があります。事業そのものの効果を比較検討するために協定区域外に対照区を設け、かかる費用を支援対象とする場合には、その理由を明確にした上で、例えば、運用通知の第9助成措置のソ「その他対策事業に必要な経費」などに位置づけてください。なお、物理的に離れた位置にある対照区を包含して協定面積を広く設定している場合は、協定面積全体についてモニタリングを行い効果の波及状況を確認する等の必要が生じることになるので留意してください。

8 活動の的確な履行について

(問128) 事業関係者の連携

(問128) 活動組織、市町村、地域協議会、地域協議会会員（都道府県、市町村等）、都道府県、国などの事業関係者は活動の的確な履行に向けてどのようなことをすべきか。

事業の実施に当たっては、協定区域を適切に設定すること、実際に活動した区域等を適切に把握すること、活動の状況等を適切に確認すること、モニタリングの適切な実施及びそれに基づく自己評価表の作成により事業の評価を適切に行うことが重要です。このため、事業の当事者である活動組織、市町村及び地域協議会はもとより地域協議会の全会員、国が一体になって取り組んでいくことが必要です。

(問 1 2 9) 活動状況の確認

(問 1 2 9) 活動状況はどのように確認すればよいか。

協定内容、活動状況及び支出関係等については、当事者である活動組織自らが確認することはもちろんのこと、協定の他方の当事者である市町村、事業の実施者である地域協議会、地域協議会の会員である都道府県及び市町村等が連携して取り組む必要があります。

地域協議会は、「確認項目別役割分担整理表」を作成し、これを踏まえて、確認の責任を明確にした上で証拠書類等の確認を行ってください。

(問 1 3 0) 活動記録日誌の作成

(問 1 3 0) 活動記録日誌の記載例はどのようなものか。

活動記録日誌の活動内容に「活動内容、数量、場所（緯度・経度）等」を記載します。本事業の活動は位置関係が明確でない洋上で行われることが多く、実際の活動場所を正確に把握することは難しい作業です。このため、洋上での活動については「活動場所の位置」として、緯度経度に囲まれた区域や協定区域の中の活動場所の色分け（図示）、「協区域西側の海域〇㎡」の記載のほか、活動責任者の位置をスマートフォンの GPS 機能で把握しその位置を起点に直径 200m の範囲や東西南北 200m の範囲などと記載することも想定されます。

いずれにせよ、活動場所を把握することは当該活動が協定区域内に位置していることを確実に把握するために不可欠なので、活動の実態にあった方法となるよう工夫してください。

なお、活動記録日誌の内容は最終的に活動記録に転記・整理されることとなります。

(問 1 3 1) 活動記録日誌の保管

(問 1 3 1) 活動記録日誌はどのように作成し保管すればよいか。

活動の際は「日時」「活動時間」「活動位置」等について活動記録日誌に記録し、順次、活動記録に整理します。これらの書類は証拠書類となりますので 5 年間は保存してください。

(問 1 3 2) ウニ駆除等の記録

(問 1 3 2) 今後、協定区域内でウニ駆除の活動を行った証拠を提出する必要はあるか。

これまでも陸揚げした回収食害生物を写真に収めるようお願いしてきているところです。これからは、活動記録日誌の作成をお願いすることになりますので必要な写真の整理をお願いします。

(問 1 3 3) 協定区域内での活動の遵守

(問 1 3 3) 活動場所が協定区域から逸脱しないようにするにはどうすればよいか。

活動記録日誌等を正しく作成し、関係者で確認し合うようにしてください。また、活動を開始する前に全員でミーティングをして当日の活動内容や活動の範囲を確認するなどの工夫をしてください。

(問 1 3 4) 協定区域外での活動の取扱い

(問 1 3 4) 活動の後、確認したら協定区域外であったことが判明した場合には交付金返還の対象となるのか。

協定区域外での取組に交付金が支払われた場合は交付金返還の対象となる可能性があります。このような事態あるいは疑念を持たれることがないように、事業関係者は連携して適正な取組となるよう対応してください。

(問 1 3 5) 協定区域外でのモニタリングの取扱い

(問 1 3 5) 協定区域の外でモニタリングをしている場合、交付金の対象外となるのか。

協定区域外に設定されたモニタリングに要する経費は交付金の対象になりません。

協定区域外にモニタリング定点を設定すること自体、協定面積全体を把握するというモニタリングの趣旨にそぐわないと考えます。協定面積の見直しやモニタリング定点の見直し等の措置を講じてください。

なお、比較検討として行われるための対照区であれば「その他対策事業に必要な経費」に位置づけるなどしてください。

(問 1 3 6) 役割分担整理表の位置づけ

(問 1 3 6) 別記 10 と役割分担整理表の関係はどうなるのか。

別紙 10 は、運用通知の第 6 (事業の実施) 9 (実施状況等の確認) に基づき、市町村長が協定に定められた事項の実施状況を確認等する際の事務処理の方法について定めたものです。

役割分担整理表は、活動の的確な履行を確保するため、協定の当事者である活動組織や市町村長のみならず、地域協議会、あるいは地域協議会の会員である都道府県、市町村などがそれぞれいかなる役割を担って連携して取り組むのかを可視化して整理したものです。

9 多面的機能の理解と増進について

(問 1 3 7) 理解・増進に取り組む際の要件等

(問 1 3 7) 理解・増進に取り組む際の要件等は何か。

多面的機能の理解・増進を図る取組については実施要領の運用の別表 3 の⑭に掲げる要件を満たしていない場合は、環境生態系保全や海の安全確保の活動に係る交付金単価に 5 / 6 を乗じた額が上限となります。

なお、その場合でも、本事業は国民の税金により賄われているという意識を持ち、漁村や漁業が有する多面的機能について国民の理解の一層の増進が図られるよう、可能なところから取組を行うようお願いします。

(問138) 理解・増進（教育・学習）の取組を実施する際の留意事項

(問138) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組を実施する上での留意事項は何か。

水産基本計画にも記載されるとおり、水産多面的機能発揮対策は国民の理解の下で実施することが重要です。その一環で、例えば、教育機関などと連携して教育・学習に取り組むことが想定されます。その際の要件として、

- ① 活動の対象者を特定すること
- ② 座学による講義等を実施すること
- ③ 活動後、対象者の理解度を把握すること

を定めています。

水産多面的機能の理解・増進を図るためには、活動の対象者を特定した上で対象者に応じた内容となるよう事前の検討が必要です。

また、理解・増進の取組が理解されているかはアンケートやヒアリングの実施、児童の場合は、口頭や挙手などの対面確認により把握することが想定されます。具体的な方法は取組に応じて活動組織が判断すべきことですが、全漁連が実施する専門家派遣制度を活用してアドバイスを受けることも出来ます。

(問139) 実施可能な教育・学習の取組（具体例）

(問139) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、どのような取組が実施可能なのか。もっと具体的に示して欲しい。

(1) 環境・生態系保全や海の安全確保の活動にあわせて実施する、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、実施可能な活動内容の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ① 単なる魚食普及、試食品提供などは、環境・生態系保全や海の安全確保のための取組と判断しがたいこと及び、理解度・効果の把握が困難なため、原則として支援対象としません。
- ② 藻場・干潟等の保全などの環境・生態系保全や、海難救助訓練等の海の安全確保の取組に関連し、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組は交付対象です。

(2) 上記を踏まえ、実施可能な事例をあげると以下のとおりです。

- ① 藻場の保全にかかる意識を高めるため、海藻を使用した伝統料理の調理方法の普及活動
- ② 漁業者等が行っている海難救助訓練の取組を講義した後に、現場で、漁業活動の説明や海難救助の方法を説明する活動
- ③ 干潟等の保全活動にかかる教育・学習の一環として、そこに生息する生物の生活史を学習するため、貝類等を捕獲し、観察する活動
- ④ 藻場の保全活動の教育・学習の一環として、藻場に食害を与えるアイゴを捕獲し、食材として普及したり、健全な藻場に生息するウニと磯焼けが発生している藻場に生息するウニとの生殖腺の比較（色の違いや味）などを学習する活動
- ⑤ 藻場において稚魚世代を過ごす魚について学習し、藻場でそれを捕獲し、観察する活動

(問140) 「多面的機能の理解・増進を図る取組」の評価

(問140) 平成28年度以降の「多面的機能の理解・増進を図る取組」の評価はどのように行うのか。

多面的機能の理解・増進を図る取組については、実施要領の運用の別表3にあるとおり、受講者の理解度を評価することとなります。

(問141) 活動と教育学習を同日に行う必要性

(問141) 活動と教育学習を同日に行う必要はあるか。

必ずしも同日に行う必要はありません。

河川の漂着物処理等と教育学習を組み合わせた取組では、活動した河原で引き続き教育学習を実施する場合や、後日、場所を変えて行う場合など様々な形態が想定されます。双方の活動の利便や安全性などを考慮して判断してください。

10 評価について

(問142) 評価の必要性

(問142) なぜ、評価を行う必要があるのか。

平成26年秋のレビューにおいて、「メニューごとに成果目標を設定し、成果の検証を行うこと等により、全ての活動について見直し、改善を行うようにすべき」との指摘を受け、活動組織ごと、活動項目ごとに評価を実施し、交付額に反映する等の改善を図っていく必要があります。

水産多面的機能発揮対策では、活動組織が自身の活動に係る成果目標の達成状況を自ら評価して地域協議会に報告し、地域協議会は管下活動組織の自己評価の内容について二次評価を行い、とりまとめの上、水産庁長官に報告することとしています。

活動組織による自己評価票の作成は水産庁が事業全体を評価する上で根幹をなす重要なものなので、活動組織におかれては、適切なモニタリングの実施及びその結果を基に自己評価を行うようにしてください。

(問143) 評価の方法

(問143) どのような評価を行えばよいのか。

各活動組織において、「水産多面的機能発揮対策交付金実施要領」の第10に基づき、自ら事業の評価を実施して下さい(自己評価)。

具体的には、「水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用」第6の10に従って、自己評価表(添付様式16)に必要事項を記載して評価を行い、地域協議会まで報告してください。

(問 1 4 4) 評価のスケジュール

(問 1 4 4) 評価のスケジュールを教えてください。

評価のスケジュールは以下のとおりです。

- ① 各活動組織は、自己評価（1次評価）を行い、対策事業を実施した翌年度の4月10日までに自己評価の結果を地域協議会に報告してください。
- ② 地域協議会は、①により報告された各活動組織の自己評価の内容を評価（2次評価）し、とりまとめた上で、5月末日までに水産庁まで報告してください。

(問 1 4 5) 成果指標

(問 1 4 5) 成果指標について、詳しく教えてください。

環境・生態系保全については、全ての活動項目において、対象水域における生物量の増加を設定しました。

海の安全確保については、⑩国境・水域の監視、⑪海の監視ネットワーク強化、⑫海難救助訓練の活動項目がありますが、成果指標として、⑩及び⑪は、「不審船又は環境異変の通報件数の増加」、⑫は「海難救助に参加した件数の増加」を設定しました。

活動項目ごとの指標については、以下のとおりです。

支援メニュー	活動項目	成果指標
1 環境・生態系保全	(A 水域の保全)	対象水域における生物量の増加
	① 藻場の保全	
	② サンゴ礁の保全	
	③ 魚介類の放流	
	(B 水辺の保全)	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む)	
	⑤ ヨシ帯の保全	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
	⑧ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	
⑨ ①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用		
2 海の安全確保	⑩ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船または環境異変の通報件数の増加
	⑪ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	
	⑫ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	海難救助に参加した件数の増加

(問 1 4 6) 成果指標－ 2

(問 1 4 6) 具体的にどのような生物等を成果指標にすればよいか。

平成 28 年度より環境生態系保全の成果指標を補完するため、活動項目ごとに具体的な生物量の対象を示すこととしたところです。

なお、藻場の保全の取組において食害生物の駆除量等を指標に用いている事例があります。モニタリングにおいて食害生物の出現状況、水温や透明度等の環境条件、新芽の発芽状況等の基礎的な情報を併せて把握することは活動のあり方を考える上で有益であると考えますがあくまで補完的なものであり、成果指標にはなりませんので留意してください。

また、増加量の対象となる生物の漁獲量も成果指標にはなりません。

活動項目別の成果指標（モニタリング項目）

成果指標	対象生物の増加量	
対象生物と 調査項目	①藻場の保全	海藻・海草の被度・面積
	②サンゴ礁の保全	サンゴの被度
	③魚介類の放流	魚類：放流対象魚種の一定面積における個体数、河川遡上個体数、推定資源量等 貝類：④に同じ 海藻：①に同じ
	④干潟の保全	二枚貝類等の一定面積における個体数・重量
	⑤ヨシ帯の保全	ヨシ帯の被度・面積、またはヨシ帯周辺を利用する魚介類の個体数
	⑥内水面生態系の維持・保全・改善	魚介類、餌生物等の一定面積における個体数および一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）
	⑦漂流・漂着物・堆積物処理	海岸付近に生息する魚介類・海藻類の一定面積における個体数および一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）

(問 1 4 7) 成果実績が目標値を下回った場合の次年度の活動の可否

(問 1 4 7) 成果実績が目標値を下回った場合、次年度の活動ができないのか。

成果実績が目標値を下回った場合、すぐに活動ができなくなるものではなく、次年度以降の活動が有効なものとなるよう、各活動組織において自己評価表に成果実績が目標値を下回った理由と今後の改善策を記載していただきます。

なお、その理由及び今後の改善策が妥当であるかどうか、各地域協議会において確認・評価していただき、最終的に国が評価します。

1 1 その他

(問 1 4 8) 都道府県＞総会出席に関する旅費の支出可否

(問 1 4 8) 地域協議会の総会に出席するための旅費を、都道府県推進費から支出してよいか。

地域協議会の会員・事務局の構成員として出席する場合は、地域協議会から旅費を支出することが適当です。なお、その他の者で協議会等運営事業の一環で出席する職員がいる場合は都道府県事業費から支出することができます。

(問 1 4 9) 市町村＞交付金以外の市町村が行う支援方法

(問 1 4 9) 市町村が行う支援方法については、交付金でなくても良いか。

地方公共団体から地域協議会への支援については、地方単独事業として行われるものであり、その方法（交付金、補助金、負担金等）は地方自治体の判断によります。

(問 1 5 0) 市町村＞市町村が行う確認業務（現場確認）

(問 1 5 0) 市町村が行う確認業務は、全ての活動に対し、現場で関与しなくてはならないのか。

市町村にお願いしている事項として確認作業がありますが、現場での確認、書面での確認、写真等での確認等、様々な手法を組み合わせ、適時適切に行ってください。

なお、どのような活動を実施したかの確認にあたっては、市町村や地域協議会が適宜、役割分担して取り組むなどして適切に対応してください。

(問 1 5 1) 活動計画＞保全活動とモニタリングの活動回数

(問 1 5 1) 藻場の保全活動（例：ガンガゼ駆除）、モニタリングとも最低 1 回実施すればよいか。

モニタリングの回数は活動の内容や場所により異なりますが、活動の効果を測るためには事前状況、駆除時の状況、駆除後の状況、その後の経過などを把握することが必要と考えます。具体的な方法などについては、モニタリングの手引きを参考にしてください。

(問 1 5 2) 活動計画＞年度ごとに異なる区域での実施可否

(問 1 5 2) 活動区域が広い場合、年度ごとに 5 地区を順番に活動を実施したいが可能か。

可能です。ただし、5 年間で活動を行う面積（協定面積）においては、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、協定面積として定めた区域全域でのモニタリングが行われる必要があります。

なお、市町村とはそのような活動計画になることを協定締結時に十分に意見交換しておくようにお願いします。

(問 1 5 3) その他>漁港・港湾等の区域で実施する際の留意点

(問 1 5 3) 漁港・港湾区域で本対策を実施する際の留意点はなにか。

多面的機能発揮対策にいう「海洋汚染の原因となる漂流・漂着物・堆積物の除去」については、周辺環境を良くする、きれいにするためのものです。本来、漁港や港湾の管理者がやるべきことを活動組織が実施したとしても、本対策の支援の対象とはなりません。

例えば、船舶の航行に支障となるような流木の回収であれば、漁港や港湾の本来機能に支障を来すものであり、第一義的には漁港管理者や港湾管理者の責務であると考えています。

(問 1 5 4) その他>活動計画の取扱いについて

(問 1 5 4) 要望した活動計画に対して予算は確保されるのか。

活動計画に対する予算の配分については、水産多面的機能発揮対策事業全体の予算執行見通しや活動項目の趣旨を踏まえた活動地域おける重点配分、各地の活動計画の実施（見通し）状況等を踏まえ、全ての要望に応えることができない事情があり得ることについて、あらかじめご承知置きください。

(問 1 5 5) その他>事務経費の計上について

(問 1 5 5) 事務作業は活動項目ごとに仕切りを設けられないので、面積単価設定されていない「海の監視ネットワーク」を除いて、環境・生態系保全の活動項目についても事務経費上限 10%を計上可とすべきではないか。

運用通知第 9 助成措置(2)において現在でも活動に必要な経費(「その他对策事業に必要な経費」)を計上することが可能です。事務経費を計上する場合には合理的な内容となるよう検討してください。

海の監視ネットワーク強化 Q&A

目次

問1<総論>海の監視ネットワーク強化の目的	100(監視-1-)
問2<総論>対象海域	100(監視-1-)
問3<総論>活動の内容	100(監視-1-)
問4<総論>活動費(国費)の上限額	100(監視-1-)
問5<総論>交付単価	100(監視-1-)
問6<総論>地方負担	101(監視-2-)
問7<総論>活動組織の構成員	101(監視-2-)
問8<総論>漁協内の部会等による実施	101(監視-2-)
問9<総論>活動を行う位置等の図示	101(監視-2-)
問10<総論>教育・学習の取組	101(監視-2-)
問11<総論>協定の相手方	101(監視-2-)
問12<総論>不審船・環境異変の有無	102(監視-3-)
問13<総論>午前・午後の活動	102(監視-3-)
問14<総論>1日の実施回数	102(監視-3-)
問15<総論>監視時間	102(監視-3-)
問16<総論>複数の船団	102(監視-3-)
問17<総論>沿岸の採貝漁業者	103(監視-4-)
問18<総論>遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船	103(監視-4-)
問19<活動の記録>海の監視ネットワーク強化の活動の記録	103(監視-4-)
問20<活動の記録>市町村が行う確認事務	104(監視-5-)
問21<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係①	104(監視-5-)
問22<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係②	104(監視-5-)
問23<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係③	104(監視-5-)
問24<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係④	104(監視-5-)
問25<対象となる活動>⑩国境・水域監視から ⑪海の監視ネットワーク強化への切替	104(監視-5-)
問26<対象となる活動>陸上とりまとめ①	105(監視-6-)
問27<対象となる活動>陸上とりまとめ②	105(監視-6-)
問28<対象となる活動>陸上とりまとめ③	105(監視-6-)
問29<対象となる活動>陸上とりまとめ④	105(監視-6-)
問30<対象となる活動>陸上とりまとめ⑤	105(監視-6-)
問31<対象となる活動>陸上とりまとめ⑥	106(監視-7-)
問32<対象となる活動>陸上とりまとめ⑦	106(監視-7-)
問33<対象となる活動>陸上とりまとめ⑧	106(監視-7-)
問34<対象となる活動>陸上とりまとめ⑨	106(監視-7-)

問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩	106(監視-7-)
問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪	107(監視-8-)
問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫	107(監視-8-)
問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬	107(監視-8-)
問 39<対象となる活動>陸上とりまとめ⑭	108(監視-9-)
問 40<対象となる活動>陸上とりまとめ⑮	108(監視-9-)
問 41<対象となる活動>指定漁業等①	108(監視-9-)
問 42<対象となる活動>指定漁業等②	108(監視-9-)
問 43<対象となる活動>指定漁業等③	108(監視-9-)
問 44<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村	108(監視-9-)
問 45<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立	109(監視-10-)
問 46<対象となる活動>夜間操業	109(監視-10-)
問 47<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用	109(監視-10-)
問 48<対象となる活動>漁船の密集度	109(監視-10-)
問 49<対象となる活動>内海域の流木等の監視	109(監視-10-)
問 50<対象となる活動>日をまたぐ操業の場合の監視活動	109(監視-10-)
問 51<実際の活動>海上活動の積算	110(監視-11-)
問 52<実際の活動>年間の活動の実施方法	110(監視-11-)
問 53<実際の活動>複数人での操業した場合の費用の折半	110(監視-11-)
問 54<実際の活動>日報の提出の省略	110(監視-11-)
問 55<実際の活動>日報の位置図	110(監視-11-)
問 56<実際の活動>日報の「通報先」と「報告先」の違い	111(監視-12-)
問 57<実際の活動>⑩国境・水域監視と	
⑪監視ネットワーク強化の日報の書き分け	111(監視-12-)
問 58<実際の活動>遠方での操業の日報の提出先	111(監視-12-)
問 59<実際の活動>カメラの購入	111(監視-12-)
問 60<実際の活動>GPSの有無	111(監視-12-)
問 61<実際の活動>監視船の速度	112(監視-13-)
問 62<実際の活動>不審船を発見した場合の対応	112(監視-13-)

問1 <総論> 海の監視ネットワーク強化の目的

問1 海の監視ネットワーク強化の目的は何か。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、漁業・漁村が有する国境監視等の多面的な機能が発揮されるよう、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにあります。日報を作成すること自体が目的ではありません。一年間にわたって操業に付加した監視を行った結果、何も異状が確認されない場合も想定されますが、監視を行った結果「異状は確認されなかった」ものなので意義あることと考えます。

問2 <総論> 対象海域

問2 海の監視ネットワーク強化の対象海域は決まっているのか。

瀬戸内海、伊勢湾（三河湾含む）、東京湾を除く日本周辺海域となります。なお、瀬戸内海及び伊勢湾は「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針」に規定される海域とし伊勢湾には三河湾を含むこととし、東京湾は千葉県富津岬と神奈川県観音崎を結んだ線以北の東京湾内湾（財団法人日本水路協会「海のアトラス」）とします。なお、外国の水域及び公海は本活動の趣旨に照らし対象外とします。

問3 <総論> 活動の内容

問3 海の監視ネットワーク強化の活動の内容はどのようなものか。

漁労のために出港し帰港するまでの間に操業活動に付加して行う監視・情報収集活動（海上）及び情報のとりまとめ（陸上）になります。

問4 <総論> 活動費（国費）の上限額

問4 ⑩国境・水域監視の活動項目は国費の上限額が800万円となっているが、⑪海の監視ネットワーク強化の活動項目の国費の上限額はあるか。

（H31年度より上限額を従来の600万円から800万円まで引き上げ。令和元年度「海の安全確保」の運用に関するQ&Aのうち1 国境・水域の監視を参照。）

活動項目の⑪海の監視ネットワーク強化の上限はありませんが、実施要領第7（1）に規定する対象活動組織の上限2,000万円は適用されます。

問5 <総論> 交付単価

問5 交付単価はいくらか。また、国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化では単価の考え方の違いは何か。

海上（監視活動）は2,000円/回・隻、陸上（報告とりまとめ）1,700円/回・日となります。国境・水域監視はあらかじめ具体的に設定された範囲（協定面積）で操業に連動しない形で監視活動に専念するものであることから、面積単価の中に用船料と人件費、事務経費が含まれているとの概念です。これに対して、海の監視ネットワーク強化では操業活動に付加して行う者それぞれ

れを対象としていることから、海上部分については人件費のみになります。

問6<総論>地方負担

問6 地方負担なしで実施できるのか。

海の安全確保の支援メニューであるため、国費のみでの実施が可能ですが、地方負担の上乗せも可能です。

問7<総論>活動組織の構成員

問7 海の監視ネットワーク強化のみで新規組織を立ち上げる場合、漁業者以外の船舶も構成員に加入させてよいか。

従来の「国境・水域監視」に取り組む活動組織は漁業者の他に渡船や観光船等多様な主体によって構成されている場合があります。将来的に海の監視ネットワークでも同様の形態となる可能性はありますが、まずはもっぱら操業に従事する漁船（漁業者）と当該漁業者が作成する日報をとりまとめる陸上組織（漁協等）による体制作りに注力すべきと考えています。

問8<総論>漁協内の部会等による実施

問8 例えば、漁協内の刺網部会が実施者となることはできるか。

海上では、もっぱら漁業に従事する者（漁業者）による取り組みを想定しているため部会等の組織が実施者になることはできません。例えば、部会等の所属者による輪番制で実施する等の場合には、活動組織の構成員たる漁業者を交えて検討し活動計画に盛り込んでください。

問9<総論>活動を行う位置等の図示

問9 活動を行う位置・面積（協定面積）はどのように図示すればよいか。

⑩国境・水域監視と異なり面積単価ではないことから、協定面積という考え方は適用しません。このため、図示したり、説明書きしたりするなど（例：〇〇漁業許可の範囲とする、〇〇地先とする等）、可能な範囲で、計画段階で監視活動を行う範囲は定めておくようお願いします。

問10<総論>教育・学習の取組

問10 教育・学習の取組を実施しない場合、他の活動項目と同様に単価に5/6を乗じるのか。

実施しない場合でも単価は変動しません。

問11<総論>協定の相手方

問11 国境・水域監視では監視活動を行う場所の市町村と協定を結んでいるが、県外などの遠方や広い漁場で操業する場合はどのように協定を結べばよいか。

活動組織の主たる拠点（漁協等）がある市町村と協定を締結するようにしてください。

問 12<総論>不審船・環境異変の有無

問 12 日報さえ作成すれば活動として実施したことになるのか、一年を通して不審船や環境異変等が何も確認できなくても構わないのか。

問 1 のとおり海の監視ネットワーク強化は、日報を作成すること自体が目的ではありません。また、監視活動の結果、異常はなかったとしても、あくまで活動の結果であることから、意義があることと考えますので、活動の趣旨に照らした取り組みをお願いします。しかしながら、出港地と漁場がきわめて近距離にある等、これまでの経験等から何の異状も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性があると考えます。

監視活動の範囲に関して不明な点があれば水産庁に相談してください。

問 13<総論>午前・午後の活動

問 13 同一船が午前・午後にそれぞれ監視ネットワーク強化を実施することは可能か。

1 隻あたり 1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみ支払うことになります。

問 14<総論>1 日の実施回数

問 14 1 回の出漁で海域を変えて操業を行い、複数回監視を行った場合、交付金額は単価×監視回数となるのか。

1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみです。

問 15<総論>監視時間

問 15 監視時間はどのように指導すればよいか。10 分でもよいのか。

活動する範囲の地理的条件等が多岐にわたるため、監視時間に一律の基準を設けることは現時点では想定していません。監視の結果、異状は無かったとしても、あくまで監視活動の結果であることから、そのこと自体は意義あることと考えます。

問 16<総論>複数の船団

問 16 複数の船団で操業する場合も全ての漁船が対象となるのか

活動に参加する漁船を支援するものですが、例えば、一者が経営する 2 艘曳きやまき網など、複数船で 1 つの操業を行う場合は 1 隻分が対象となります。イカ釣りなど、複数船が船団を組んで操業する場合は個々の漁業者の集団となりますので各船が対象となります。

問 17<総論>沿岸の採貝漁業者

問 17 沿岸の採貝漁業者が中心となっている活動組織も対象となるのか。

活動の趣旨を踏まえて監視する必要性の高い海域で実施することになりますが、最近の木造船漂着等の例を踏まえると、水際での監視も重要と考えられるため、沿岸域を排除するものではありません。ただし、出港地と漁場がきわめて近距離にある場合や、これまでの経験等から何の異状も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性があります。活動範囲の制限については今後の各地の実施状況等を踏まえ検討していきたいと考えています。

問 18<総論>遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船

問 18 遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船は支援対象となるか。

もっぱら漁業に従事する漁船（漁船法第2条第1項第1号）の操業中の取組みを支援するものであることから、高校の漁業実習船（同法第4号）や遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業（遊漁船、瀬渡し等）による活動は対象とはなりません。

問 19<活動の記録>海の監視ネットワーク強化の活動の記録

問 19 監視ネットワークの活動の記録はどのように残しておくべきか。

（1）操業中に付加して監視・情報収集活動を実施した記録としては、監視・情報収集活動を行ったことを直接的に確認する方法と、操業位置を示すことで当該操業位置近辺において監視・情報収集活動を実施したことを間接的に説明する方法とが想定されます。具体的な手法としては、原則として、写真によることとしますが、以下の点に留意して、洋上で活動する漁業者と陸上のとりまとめ機関とが連携して、この活動が円滑かつ実効あるものとなるよう、地元の状況を勘案し、ご検討ください。

（留意事項）

写真撮影の流れは他の支援メニューの場合に準じますが、写真には活動を行った日、監視・情報収集活動を実施した主な操業場所などが写っていることが必要です。漁業者自らが、搭載されたGPS レーダーの写真等を撮影して監視・情報収集活動を行った海域に航行したことを示したり、GPS 機能が搭載された携帯電話やスマートフォンで操業場所を撮影したり（撮影後、とりまとめ機関で位置情報を抽出することが必要）、監視海域や漁獲物の陸揚げ写真を撮影したりすることなども想定されますが、いずれの場合も日付、位置情報が撮影（把握）されていることが必要です。

（2）なお、他国との国境に隣接する都道府県にあつては国境や不審船に対する監視体制の構築を一層促進する観点から、写真に代わり市場荷受伝票や漁協仕切伝票、漁業無線局通信記録等の関係種類による確認事務でも可とします。

問 20<活動の記録>市町村が行う確認事務

問 20 市町村が行う確認事務はどのように行えばよいか。

市町村にお願いしている事項として確認事務がありますが、写真や状況に応じて関係書類による等、活動組織と緊密に連携をとりつつ、様々な工夫を講じて、適時適切に行ってください。

問 21<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係①

問 21 ひとつの活動組織が⑩国境・水域の監視と⑪監視ネットワーク強化の両方を実施することは可能か。

可能です。ただし、同一活動組織において国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化の監視を行う場合はそれぞれの監視場所が重複することがないように、できるだけ計画段階で区別するようにしてください。やむを得ず監視場所が重複する場合は、問 21～24 を踏まえ、実効ある円滑な取り組みとなるよう留意してください。

問 22<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係②

問 22 海の監視ネットワーク強化は国境・水域監視の範囲外で実施するのか。

海の監視ネットワーク強化と国境・水域監視が混在することは、日報の作成ととりまとめなど海上と陸上それぞれの取組みが煩雑なものとなる恐れがありますので、例えば、国境・水域監視は共同漁業権内、海の監視ネットワーク強化はその沖合というように、計画段階で区別いただいても構いません。

問 23<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係③

問 23 同一組織の中で同日のうちに同じ場所を⑩と⑪を組み合わせて実施することは可能か。
(例：午前中は⑩、午後は⑪、またはその逆)

もっぱら監視・情報収集活動を行う⑩の取組みに委ねることで、一定の効果が確保できると考えられることから、設問の場合は⑩のみ実施することになります。

問 24<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係④

問 24 例えば午前中に⑩国境・水域監視を実施し、午後から漁に出ることは認められるか。

国境・水域監視の監視活動からいったん帰港し、当該活動の終了を確認したうえで出漁することは可能です。なお、国境・水域監視の途中で操業に転換することは従来認められませんのでご留意ください。

問 25<対象となる活動>⑩国境・水域監視から⑪海の監視ネットワーク強化への切替

問 25 年度当初は⑩国境・水域監視に取り組み、その後⑪海の監視ネットワーク強化に切り替える場合は変更手続きで対応可能か。

海の監視ネットワーク強化の実施で監視効果が十分に発揮できる等の合理的な理由があれば変更することは可能です。

問 26<対象となる活動>陸上とりまとめ①

問 26 陸上のとりまとめ組織はどのような形態が望ましいか。

とりまとめ組織は海の監視ネットワーク強化の活動の拠点としての役割のほか、日報のとりまとめや履行確認に必要な資料の整理等、応分の作業能力が求められることから、組織により行われることが望ましいと考えています。ただし、構成員である漁船の数によっては活動組織自らが対応するなど、地域によって事情は異なると思われるので、各活動組織で検討いただければと思います。

問 27<対象となる活動>陸上とりまとめ②

問 27 単位：円/回・日の考え方が変わるのか。

実施要領の運用第9助成措置に係る別表2にある交付単価の「単位「円/回・日」とは、1回当たりの処理隻数を10隻と想定していることを明確にしたものです。

問 28<対象となる活動>陸上とりまとめ③

問 28 10隻/日ごとに1名追加してよいのか。

日報数10隻/日ごとに1名追加することが可能です。なお、1名で10隻を超える数を処理しても、複数名で処理しても構いません。

- ・50隻/日の場合は5人分8,500円を計上することが可能。
- ・1名で30隻を処理する場合は5,100円を計上することが可能。
- ・3名で10隻を処理する場合は1,700円を分けることになる。

問 29<対象となる活動>陸上とりまとめ④

問 29 1日に12隻活動した日に、1人は11隻分をもう1人は1隻分を処理したとの報告があった場合3,400円+1,700円で漁協へ支払ってよいのか。

12隻は2回分に相当するので2名分(3,400円)計上することが可能です。この額を業務従事者でどのように配分するかは当事者の判断によります。

問 30<対象となる活動>陸上とりまとめ⑤

問 30 日によって処理した日報数が異なる場合、支払の積算根拠となる実際の処理者数はどのように確認すればよいのか。

活動組織は、監視活動報告書の「入力年月日」において同一日に入力した日報数に応じて請求額を算出して地域協議会に申請することができます。市町村は監視活動報告書や支払伝票等を踏まえて履行確認を行うこととなります。(P121 資料2「監視活動報告書」参照)

問 31<対象となる活動>陸上とりまとめ⑥

問 31 誰が何隻処理したか把握するため帳簿を作成してよいか。

事務手続きの簡素化等の観点から、陸上とりまとめ業務に従事した者の一覧表を作成することは有益と考えます。(P122 資料3 (例)「事務従事記録簿」参照)

問 32<対象となる活動>陸上とりまとめ⑦

問 32 陸上とりまとめは1回あたりということであるが、数日分をまとめて受け取った場合でも1回分1,700円となるのか。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにありますので、やむを得ない場合を除き、日報を作成した当日に陸上においてとりまとめる必要があります。やむを得ず数日分の日報を後日まとめて処理する場合もあると考えますが、このような事態が恒常化することがないように計画段階からご留意ください。

問 33<対象となる活動>陸上とりまとめ⑧

問 33 漁協職員が構成員でその者が事務処理を行う場合、1,700円は漁協での勤務時間外の作業に対するものという理解でよいか。

漁協職員が漁協の勤務時間内に活動に係る作業をすることは、就業規則等に反する場合があります。ため、勤務時間外に作業を行うか、当該作業を漁協に委託する等が考えられますが、それらに拠らない場合は、事前に漁協代表者の了解を得ておく必要があります。

問 34<対象となる活動>陸上とりまとめ⑨

問 34 漁協がとりまとめしない場合において、漁業者本人が監視後の事務作業まで行った場合は1隻ごとに1,700円支払ってよいか。

1活動組織の1日1回の日報のとりまとめ等を行うための経費であるため、監視を行った本人が自身の監視日報のみの事務処理を行ったとしても支援対象となりません。その個人が活動組織の業務として自船も含め他船の分の日報も全て取りまとめるということであれば対象となります。

問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩

問 35 とりまとめを漁協職員が時間外に行う場合、時間外であることの証明は必要か。

勤務時間等の証拠書類を添付することまで求めていませんが、説明できるように準備しておくことは必要と考えます。

問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪

問 36 構成員に漁協が入っていない場合、1,700円は勤務時間内も対象ということになるか。

状況によって漁協に委託することも検討してください。単価設定を1日・1回・10隻当たり1,700円の単価契約を行い精算払いとするなど、契約方法については適切なものとなるようにしてください。

問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫

問 37 とりまとめを漁協への委託する場合の留意点は。また、委託せずに構成員である漁協職員がとりまとめを行う場合の留意点は。

漁協への委託・構成員である漁協職員の取扱いについて下記の点にご留意ください。

	構成員名簿の登録及び留意事項	
	漁協	漁協職員
漁協に委託する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録についてはどちらでも可 ・漁協を団体で登録している場合、活動組織の代表者と漁協の代表者が同一人物であることが想定されるため、あらかじめ総会で承認しておくこと（P57（一般-7-）Q & A問7参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録についてはどちらでも可 ・<u>構成員として漁協職員を登録している場合、登録している漁協職員が当該事務を行わないこと</u>（P71（一般-21-）Q & A問60参照）
漁協に委託せず構成員である漁協職員が事務を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録についてはどちらでも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>要登録</u> ・<u>勤務時間内にとりまとめ事務を行わないこと</u>

問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬

問 38 漁業者以外の構成員（漁業者の配偶者等）が日報のとりまとめを行う場合は勤務時間内外に関係なく1,700円の対象という理解でよいか。

当該構成員が漁協職員でなく、とりまとめを行う時間に、他から給与等が支払われる等、収入がない場合は設問のとおりです。

問 39<対象となる活動>陸上とりまとめ⑭

問 39 24時間が1日ということだが、2～3泊で遠方へ行くような場合、例えば48時間出漁して監視するならば2,000円×2回ということになるか。その場合、日報は2枚で、事務作業分も2回ということによいのか。

設問のとおりです。

問 40<対象となる活動>陸上とりまとめ⑮

問 40 1日に何隻出ても事務日当は1回1,700円ということだが、100隻の船が一度に出港し、50隻は1日で帰港、残り50隻は2日目に帰港という場合、1日目50隻、2日目50隻とするのか、もしくは1日目は100隻、2日目は50隻とするのか。

1日目は100隻分の日報が、2日目は50隻分の日報がとりまとめの対象となります。なお、経費の算定方法は、P105(監視-6-)問28を参照ください。

問 41<対象となる活動>指定漁業等①

問 41 指定漁業や承認漁業など大臣管理漁業は対象となるのか。

対象となります。

問 42<対象となる活動>指定漁業等②

問 42 指定漁業の漁業者はどのような活動組織を作ればいいのか。

活動組織については、他の活動項目と同様に漁業者と漁業者以外の者で設立していただくことになります。活動組織のイメージについてはP6をご参照ください。

問 43<対象となる活動>指定漁業等③

問 43 韓国・中国等外国漁船操業対策事業と海の監視ネットワーク強化を両方実施することは可能か。

同一者が両事業を実施することは可能です。ただし、海の監視ネットワーク強化は、原則として、韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち外国漁船操業等調査・監視事業が行われていない海域において実施してください。

問 44<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村

問 44 合併漁協の場合は各支所が存在する市町村と協定を結ぶのか。

構成員である漁業者がひとつの支所に所属するのか他支所にまたがるのか等、地域の実情は様々ですが、協定は活動組織の根拠地がある市町村と結ぶのが適当と考えています。

問 45<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立

問 45 1漁協にいくつかの支所がある場合でも1活動組織という取扱いになるのか。また、海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能か。

支所ごとに活動組織を立ち上げて1漁協単位で組織を立ち上げてどちらでも構いませんが、小規模な組織が乱立することは効果の低下と各種手続きの煩雑を招く恐れがありますので留意してください。海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能です。

問 46<対象となる活動>夜間操業

問 46 夜間操業は対象となるか。

レーダー等で監視活動を行うるのであれば対象となります。

問 47<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用

問 47 監視中に漂着ゴミを持ち帰った場合の処理費用は対象とできるか。

対象となりません。

なお、国境・水域監視の場合も同様に漂着ゴミ等の処分費用は対象外となっています。

問 48<対象となる活動>漁船の密集度

問 48 海の監視ネットワーク強化の実施にあたり、漁船の密集度に縛りはあるか。

現時点で漁船の密集度に制限を課すことは想定していませんが、出港から帰港に至るまで狭隘な水域で同一行動を取る場合においては、日報の内容や各地の状況等を踏まえた活動計画となるようご注意ください。

問 49<対象となる活動>内海域の流木等の監視

問 49 国境監視とは関係のない内海は対象となるのか。当該海域は流木等が多いが、流木等を主とした監視も対象となるか。

環境異変を確認する必要性が高い海域で実施する場合は対象になります。ただし、P100（監視-1-）問2のとおり船舶交通が輻輳する東京湾、伊勢湾（三河湾含む）および瀬戸内海では漁船以外の船舶による日頃の視認や確認が期待されることからこれら海域での取り組みは対象となりません。なお、流木等が発生する時期や季節は地域によって異なるものと考えられますので、季節ごとにメリハリをつけるなど地元の実態に即した活動計画となるようご注意ください。

問 50<対象となる活動>日をまたぐ操業の場合の監視活動

問 50 夕方出て翌朝帰る漁もある。2日間にまたがる漁は2回と見てよいのか。

出漁してからの24時間を1日として考えますので、設問の場合は1日に該当します。

問 51<実際の活動>海上活動の積算

問 51 積算根拠は漁船毎に操業可能日数で算出した金額の合計で構わないか、不用が出てもいいか。

漁船毎の操業可能日数を根拠に積算して構いませんが、予算都合上、要望どおりに配分できない可能性がありますので予めご了承ください。天候等の事情により活動日数が計画より減じることがある事情は理解しますが、日頃の操業実態等を踏まえ現実的な日数となるよう、また、海の監視ネットワークの趣旨に沿ったものとなるよう、計画策定をお願いします。

問 52<実際の活動>年間の活動の実施方法

問 52 一年間を通して平均的に活動しないといけないのか。積算根拠となる日数を先に消化してもよいか。

冬場は時化続きで出漁機会が極端に少なくなる等の事情がある場合を除いて、周年にわたり操業することが望ましく、積算根拠となる日数を早期に消化してしまうことは活動計画の策定及び実施の面から適当でないと考えます。

問 53<実際の活動>複数人での操業した場合の費用の折半

問 53 複数人での操業は 2,000 円を操業した人数で折半してよいか。

支援の対象は監視と情報収集に取り組む漁業者であることを十分ご理解ください。海の監視ネットワーク強化は 1 隻の単価であり、対象となる漁業者が受領した後に漁業従事者と折半することは当該漁業者（受領者）と漁業従事者の判断に委ねるべきものと考えます。

問 54<実際の活動>日報の提出の省略

問 54 出漁中の監視となると年間ではかなり件数が多くなると思われるが、日報の提出・報告は省略してよいか。

省略は不可です。漁船が海上にいることによって国境監視機能が保たれ、海の安全確保に貢献しているという本活動の趣旨を踏まえ、何を、いつ、どこで発見したのか、または何もなかったのかを日報という形で情報共有することは本活動の本質的な事項となります。

問 55<実際の活動>日報の位置図

問 55 日報の位置図について、遠方に出漁する場合の地図の縮尺等については監視範囲が分かるよう組織事務局が任意に作成してよいか。

緯度経度が分かるよう作成いただければ任意でかまいません。

問 56<実際の活動>日報の「通報先」と「報告先」の違い

問 56 日報について「通報先」と「報告先」の違いは何か。

「通報先」については、特に不審船を発見した場合に写真を撮ることの他、洋上から海上保安庁など取締機関に対して漁業者自らが直接「通報」していただきたいと考えておりますので、通報した先の機関名を記載してもらいます。「報告先」については、流木や赤潮等の環境異変を発見した場合には状況に応じて洋上から漁協等に報告していただきたいと考えておりますので、報告した先の機関名を記載してもらいます。いずれにせよ、通報あるいは報告した場合には日報にその旨を該当欄に記載していただき、陸上とりまとめ機関に提出することになります。なお、地域によっては各船から直接、海上保安庁などに通報するのではなく、一旦、漁協に連絡（一元化）し、漁協を窓口にして海上保安庁等に通報することが慣習となっている場合も散見されますので、その場合は「〇〇漁協（△△海上保安部）」と記載してください。

問 57<実際の活動>⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報の書き分け

問 57 ⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報が混在すると、混乱しやすいのではないかと。

活動項目の違いが一目で分かるよう日報の様式を工夫していますので、確実に記入してください。

問 58<実際の活動>遠方での操業の日報の提出先

問 58 いか釣りのように遠方で操業するものはどこに日報を送ればよいか。

FAX や電子メールでの送信、漁業無線局を通じたやりとり等、陸上とりまとめ機関に対して確実に提出できる方法を工夫してください。

問 59<実際の活動>カメラの購入

問 59 写真を撮るとなるとカメラの購入はどうすればよいか。また、別項目で購入したカメラを貸し出すことは可能か。

携帯電話やスマートフォンが普及している状況を勘案し、個人用のスマホやデジタルカメラで対応可能であると考えます。やむを得ずカメラが必要な場合は既存の支援メニューで活動組織が購入し貸し出すことは可能です。ただし、当該カメラは監視ネットワーク強化の活動と一体的に活用されることが前提となりますので、私用に使われることがないよう、また、紛失することがないよう、活動組織において十分な備品管理の措置を講じるようお願いいたします。

問 60<実際の活動>GPSの有無

問 60 GPS付きの機材は持ってないが、緯度経度はどのように記録するのか。

監視位置・発見位置を図面に落として位置が分かるようにしてください。

問 61<実際の活動>監視船の速度

問 61 船を停めて監視しなければならないのか。

船の停泊を必須とするものではありませんが、監視（記録）項目を確認することが可能なスピードで実施するという判断になります。具体的には操業の合間に監視するというイメージです。

問 62<実際の活動>不審船を発見した場合の対応

問 62 不審船を発見した場合にはどのように対応すればよいか。

現行の国境・水域監視と同様に「むやみに近づくことはしない」「乗務員の安全確保を最優先する」ようにしてください。このほかにP111（監視-12-）問 56 を参考として対応をお願いします。

「海の安全確保」の運用に関する Q&A

目次

国境・水域の監視

- (問1) 「漁協の監視船等も助成の対象であることを明確化」とは …… 114 (安全-1-)
- (問2) 漁協所有の監視船等で監視を行う場合の
漁協職員を乗船させるための手続きとは …… 114 (安全-1-)
- (問3) 監視業務を全て漁協が行うことの可否 …… 114 (安全-1-)
- (問4) 事務経費の項目について …… 114 (安全-1-)
- (問5) 事務経費の規模について …… 114 (安全-1-)
- (問6) 事務経費と面積単価 …… 114 (安全-1-)
- (問7) 事務経費を計上する際に協定面積を変更する必要性 …… 115 (安全-2-)
- (問8) 漁協に業務委託する場合 …… 115 (安全-2-)
- (問9) 監視・情報収集活動費が不足している場合 …… 115 (安全-2-)
- (問10) 監視・情報収集活動と事務費の配分について …… 115 (安全-2-)
- (問11) 傭船料と事務費の流用について …… 115 (安全-2-)
- (問12) 密漁監視経費は事務経費の対象になるか …… 116 (安全-3-)

国境・水域の監視

問1 「漁協の監視船等も助成の対象であることを明確化」とはどのようなことか。

現状では、洋上で活動するのは漁業者のみとの前提で活動計画が策定されていると思いますが、漁協が監視船や指導船を有している場合、漁業者の取組にこれら漁協所属船を組み合わせて監視情報収集活動を行うことも出来ることを明確にするものです。

問2 漁協所有の監視船等で監視を行う場合、漁協職員を乗船させるためにどのような手続きをすればよいか。

漁協の就業規則との関係を踏まえ、漁協へ業務委託することも検討してください。

問3 監視業務は全て漁協が行う事も可能か。

監視業務は漁業者が取り組むことを想定したものですので、漁業者が参加しない活動は支援対象になりません。

問4 どのような項目を事務経費として計上すればよいか。

監視・情報収集活動に要する経費として、日報取りまとめに必要な人件費や消耗品費などが想定されます。その程度や内容は活動組織により異なると思われませんが、取組の趣旨に照らし合理的なものとなる必要があります。

問5 事務経費の規模は活動費の10%を超えてもよいか。

活動組織の事務経費として監視・情報収集活動に要する経費（事業費）の上限10%まで計上できることとしています。洋上で監視情報収集活動の取組の多寡により陸上取りまとめ作業は増減することとなります。なお、事務経費10%はあくまで上限値であり、事務経費として必要な額を活動費の10%の範囲で支援するものです。

問6 事務経費は面積単価の内数か。

そのとおりです。

問7 事務経費を計上する際に協定面積を変更する必要があるか。

既存協定水域の中で監視・情報収集活動の充実を図るのであれば協定水域を変更する必要はありません。他方、必要に応じて協定水域を拡大することは可能です。

問8 漁協に業務委託する場合、随意契約してよいか。

陸上取りまとめ業務を担うことをできる団体等があれば複数の者から見積もり、比較・検討すべきですが、漁業者との連絡体制や活動の全体像を承知している等の理由から漁協以外では受託することができないと判断する場合は随意契約しても構いません。(P117 資料1「業務委託単価契約書 別紙仕様書(案)」参照)

問9 監視・情報収集活動費が不足している組織がある。このような組織では上限額の引き上げ(600万円→800万円)を、事務費ではなく活動費の拡充に活用し、事務費は計上しない場合も想定される。事務費ゼロ申請も可能か。

監視・情報収集活動を拡充することは構いませんが、それにより陸上取りまとめ作業が遅延したりすることがないように留意してください。

問10 監視・情報収集活動を優先的に行うため限度額で余裕のある分を事務費として計画することになると思われる。この場合は事務経費が事業費の10%に満たないものとなることも予想される。実際の活動は時化等で監視回数が計画を下回る人が多いが、予算が余ったときは事務費を10%まで引き上げることとしてよいか。

監視・情報収集活動を優先させることは構いませんが、それにより陸上取りまとめ作業が遅延したりすることがないように留意してください。時化等で監視・情報収集活動が減少すればそれに係る陸上取りまとめ作業は減少することとなりますので、その場合は海上分と陸上分のそれぞれに不用品が生じることとなります。

問11 監視の備船料と事務費は変動するため、事業費と事務費を流用したいが、その理由は事業費が変動したからでよいか。

監視・情報収集活動の事業費(備船料)と事務費は連動しますが流用はできません。時化等で監視・情報収集活動が減少すればそれに係る陸上取りまとめ作業も減少することとなります。

問 12 密漁監視経費は事務経費の対象になるか。

水産多面的機能発揮対策の趣旨に照らし密漁監視を目的にすることは適当ではありません。

委託業務の名称	令和●年度 水産多面的機能発揮対策 監視日報入力業務
委託期間	契約締結日から令和●年3月●日まで
契約単価	1,700円/回（税込）
契約予定数量	●回
契約保証金	免除

頭書業務の委託について、委託者 ●●活動組織 を発注者とし、受託者 ●●漁業協同組合を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、第13条に規定する業務委託料（以下「委託料」という）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という）を実施するものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（委託業務の遂行場所）

第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。

●●漁業協同組合（●●県●●市●●町●丁目●番●号）

（業務遂行上の義務）

第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第4条 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

（秘密の保持等）

第5条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第6条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させては

ならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直積的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者はこの契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(事故発生のお知らせ)

第11条 受注者は、委託業務の処理に際し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(業務実績報告等)

第12条 受注者は、四半期ごとの業務実績を、翌月の●日までに発注者に対して業務実績報告書(以下、「監視報告書」という)を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の監視報告書を受領したときには、その日から起算して●日以内に実績の確認を行わなければならない。

(業務委託料)

第13条 発注者が受注者に支払う委託料は、頭書の契約単価(税込み)に前条により確認を受けた実績数量を乗じた額の合計額とする。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、第12条による実績の確認を受けた範囲内において、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときはその日から起算して●日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第15条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

(履行不能の場合の措置)

第16条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分について委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に際し疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 ●●県●●市●●町●●丁目●番●号
●●活動組織 代表 ●●●●

受注者 ●●県●●市●●町●●丁目●番●号
●●漁業協同組合 代表理事組合長 ●●●●

委託仕様書（案）

1. 委託業務の名称 令和●年度 水産多面的機能発揮対策 監視日報入力業務

2. 委託業務の目的

本業務は、活動組織が行なう「海の監視ネットワーク強化」を円滑に推進するため、活動組織の構成員が作成した監視日報を入力、データベース化し、監視報告書を作成することを目的とする。

3. 委託業務の内容

① 監視日報の PC 入力

構成員が提出した監視日報をその当日、または提出時間に応じて翌営業日に PC 入力する。

入力作業は、全国漁業協同組合連合会が作成した監視実績入出力システム（エクセル VBA）を使用する。（必要な情報を網羅し、データベース化できる場合はこの限りではないが、入力ソフトはエクセル（マイクロソフト社）とする。）

1 回当たりの入力件数（監視日報の件数）は 10 件を基準とし、入力に要した回数を実績数量として積算する。

一日分の監視日報の数量（回数）が多く、やむを得ず当日及び翌営業日以降に分割して入力する場合は、監視日と入力日のタイムラグが最小限となるよう、かつ、このような事態が恒常化することがないように留意する。

② 監視報告書の作成

委託期間終了後、入力データをもとに監視報告書を作成する。監視報告書の書式は、別紙のとおりとする（必要な情報が網羅されている場合はこの限りではない）。

4. 成果品

業務終了後、発注者に監視報告書（印刷物）及びデータベース（エクセルデータ）を各 1 部提出する。

都道府県名	活動組織名	報告者名	報告者所属
-------	-------	------	-------

●監視実績

日報番号	監視年月日	船名	漁船登録番号	監視員名 (船長)	活動項目	監視員数	監視時間	視認状況			入力年月日
								不審船	環境異変	その他	

監視隻数: 隻
入力日数: 日

●不審船視認状況

日報番号	視認年月日	緯度・経度	不審船の 状態	国籍	船名	通報先
		N ° / " . E ° / "				
		N ° / " . E ° / "				
		N ° / " . E ° / "				
		N ° / " . E ° / "				
		N ° / " . E ° / "				

通報件数: 件

●環境異変視認状況

日報番号	視認年月日	緯度・経度	環境異変の種類	規模
		N ° / " . E ° / "		
		N ° / " . E ° / "		
		N ° / " . E ° / "		
		N ° / " . E ° / "		
		N ° / " . E ° / "		

報告件数: 件

●その他の情報

日報番号	視認年月日	緯度・経度	内容
		N ° / " . E ° / "	
		N ° / " . E ° / "	
		N ° / " . E ° / "	
		N ° / " . E ° / "	
		N ° / " . E ° / "	

報告件数: 件

確認印	代表	副代表	副代表	書記	会計	監査

異変件数: 件

事務従事記録簿(陸上)

令和 ○ 年 ○ 月分

月日	従事時間 (時間数)	事務従事者					処理隻数 (日報数)	備考	確認印
		A	B	C	D	E			
○/○	9:00~10:00	○	○	○			22		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		33		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		35		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		37		
○/○	9:00~10:00	○					2		
○/○	9:00~10:00	○	○				14		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			27		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		36		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		31		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○	○	44		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			26		
○/○	9:00~10:00	○	○				11		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			28		
○/○	9:00~10:00	○					2		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			26		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		40		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		38		
○/○	9:00~10:00	○	○				20		
○/○	9:00~10:00	○					7		
○/○	9:00~10:00	○					10		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			28		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		39		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		37		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		34		
○/○	9:00~10:00	○	○				11		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			27		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		36		
計		27	23	19	12	1	701		

令和4年度 水産多面的機能発揮対策支援委託事業